

であらう。

我國に於ても、労働者の組合的な運動の起源を遠く遡つて探求するならば、既に明治時代の後半には之を見出し得るであらうが、組合運動らしい運動がほんとのスタートを切るやうになつたのは大正の時代のこと、デモクラシー氣運の熾だつた頃からのことであるのは言ふ迄もない。

其の後運動は一張一弛の状況であるが、兎も角も實質的には時代と共に進歩發達しつゝあること明かで、最近時代思潮の變化と共に又一種の煩悶時代には這入つてゐるが、組合運動それ自身としては、實質的には相當深く根を下ろし、又かなり廣く根を張るに至つてゐることも掩ひ難い實状である。

試に先づ其の現状について窺つて見るのに、協調會編昭和十一年度労働年鑑の示す所に依れば、昭和十年末に於ける組合數九百九十三組合で、其の組合員數四十萬八千六百六十二人（内女子二三、九二七人）と註せられ、當時に於ける労働者總數五、九〇六、五八九人内女子一、七五九、六二九人）に比較して其の六・九%に當つてゐる。

昭和元年以來の組合的組織労働者の數と組織率との比較表其の他之を府縣別、業態別、職業産業別、單一聯合別等にして表にしたものを示せば、昭和十一年末の實状次の如し。

年次	労働者總數	組織労働者數	同上組織率%
昭和元年(末)	四、六四一、六八一	二八四、七三九	六・一
同二年	四、七〇三、七五七	三〇九、四九三	六・五
同三年	四、八二四、七八〇	三〇八、九〇〇	六・三
同四年	四、八七三、〇八一	三三〇、九八五	六・八
同五年	四、七一三、〇〇二	三五四、三一二	七・五
同六年	四、六七〇、二七五	三六八、九七五	七・九
同七年	四、八六〇、二七六	三七七、六二五	七・八
同八年	五、一二六、七一九	三八四、六一三	七・五
同九年	五、七六四、二七七	三八七、九六四	六・七
同十年	五、九〇六、五八九	四〇八、六六二	六・九

労働者數並組織労働者數種別表

種別	労働者數 (括弧内女)	労働組合員數 (括弧内女)	組織率%
工場労働者	二、七九一、九〇二	一七六、四七七	六・三
第一章労働組合	一、一六二、〇三三	一七、三一八	

京	大	神	兵	長	新	埼	群	千	芙	栃
都	阪	奈	庫	崎	湯	玉	馬	葉	城	木
二七	九九	五一	六九	二一	一三	七	八	六	一〇	一七
(五、三九八)	(六七、二二六)	(四四、七六一)	(九九、六七八)	(九、四八三)	(二、二一八)	(三、〇〇七)	(一、一二二)	(一、六九一)	(四、六六九)	(四、六六九)

奈	三	愛	静	山	滋	岐	長	宮	福	岩
良	重	知	岡	梨	賀	卓	野	城	島	手
一〇	八	七六	二二	一	八	二七	二〇	一〇	三	一
(一、〇三九)	(三、一五〇)	(九、九八七)	(一、七一八)	(八、九)	(四、九九九)	(一、九七四)	(一、六八)	(一、五九六)	(二、〇〇)	(六、二)

青	山	秋	福	石	富	鳥	鳥	岡	廣	山
森	形	田	井	川	山	取	根	山	島	口
五	一	七	五	一	一〇	二	一	五	二七	一九
(一、〇三三)	(九〇六)	(四、二)	(六、九二)	(二、〇六一)	(六、一六)	(八、二)	(六、二五)	(二、六、一四九)	(三、六八八)	(一、二六)

和	德	香	愛	高	福	大	佐	熊	宮	鹿
歌	鳥	川	媛	知	岡	分	賀	本	崎	兒
二二	二一	三	一〇	四〇	一五	四	七	一	一	八
(二、二四九)	(二、〇四九)	(四、八九)	(八、二一)	(三、二〇九)	(一、三、一七一)	(一、一〇)	(六、四一)	(九、三)	(九、八六)	(九、八六)

沖	二二	一、五八三	計	九九三	四〇八、六六二
		(一)			(二二、九二七)

然し此等我邦の労働組合の中には、其の主義立場等に於て色々と相違せるものが雜然と含まれてゐることは言を俟たざる所である。同じく協調會労働年鑑の示す所に依つて、昭和十年に於ける主要組合の色分けに依る其の運動状況を見れば大様次の如くに記されてゐる。

(イ) 共産主義を信條とする日本労働組合全国協議會(所謂全協)、並に無政府主義を奉ずる全国労働組合自由聯合會等は益々衰頹の状を示し、たゞ、全国労働組合自由聯合會は、昭和九年頃からの傾向として積極的に團體協約を締結して組合の擴大強化を圖らんと畫してはゐたが、社會情勢は、組合の行詰と破綻とを導くのみで、十年秋の「無政府共產黨」の銀行襲撃事件の如きは、正しく從來の運動の破局を示現せるに過ぎないものと見做される。

(ロ) 國家社會主義の労働組合の多くは日本主義或ひは労働組合主義に轉向し、勢力微々たる情勢にある。

昭和九年秋その關東側は全國労働組合同盟に、又關西側は日本労働總同盟に各々合同し、日本労働同盟は一時殆んど解消の貌にありしも、當時合同に反對せる「滋賀縣聯合會」を中心とする少數者は、勤勞日本黨支持の下に「労働同盟中央連絡委員會」を組織して、舊同盟の孤壘を守つてゐたが、其の後同委員會も自然崩壊せんとするが如き情勢にあつた所、同委員會の中心勢力たる前記滋賀縣聯合會が「滋賀労働同盟」と改稱し、國家社會主義の旗を掲げた。

於茲、東京に於て、「日本労働同盟再建全國代表者會議」が開催せられ、茲に再び日本労働同盟は結成せられ「所謂分裂合同の危機を切抜けて、國家社會主義の聖旗を堅持し……一切の非國民的、反國家的、國威的分子との徹底的闘争

を誓ふ」云々と聲明してゐる。

又大日本國家社會黨の支持組合は九年末大日本労働組合協議會を組織し、更に會では國家社會主義を唱へ相當の勢力を有したる遞友同志會も一部のは日本遞信從業員組合を又一部は遞信從業員組合戰線統一協議會を組織し、是等のものは從來より遞信部内に存したる遞信從業員聯合と共に九年十一月遞信從業員聯盟を組織(本聯盟の一部は五月遞信從業員會同盟を組織せり)するに及びて、遞友同志會は孤影悄然と總同盟に復歸した等、國家社會主義的労働組合の陣容は著しく衰微の情勢に在る。

(ハ) 所謂合法左翼の労働組合と稱せらるゝ日本労働組合全國評議會や日本交通労働總聯盟等に於ても其の勢力の伸張に見る可きものなく、反ファツシヨ組合の全國的の合同を企圖し以て、勢力の保存を計らんとしてゐる。

(ニ) 「健全なる労働組合主義」をモットーとせる労働組合は、日本労働組合會議を主流として我國労働組合の中心勢力を形づくりつゝあるも、日本労働組合總聯合の日本主義運動への完全轉向、新日本海員組合の結成等もあり、全般的情勢には、勢力稍停滯の状態にあるが、運動方針等に於ても愈々産業協力的に邁進しつゝある。

(ホ) 日本主義の労働組合は從來日本産業労働俱樂部を中心として居たが、昭和組合の解散(十年五月)日本産業労働協進組合(八幡製鐵所)の日本製鐵從業員組合への合流(十年七月)横濱ドックの三菱重工業への合併に伴ふ工信會の解散(十年十月)或は日本交通從業員組合(東京市電)の解散(十年九月)等を見た。

然るに一方日本港灣從業員組合名古屋支部(約四百人)は從來の運動方針に悽焉たるものあり、五月之より脱退して日本主義的指導方針の下に中部港灣労働組合を組織した。

又日本海員組合の前年來の内紛も一時一應解決の曙光が見えた如くであつたが、十年五月革正同盟の一派は新日本海

員組合を組織し社外船員を中心として組合員四千を擁して、日本主義労働運動の陣營に投じた。

日本労働組合総聯合會はその日本主義的傾向は急に著しく濃厚となり、四月開催の中央委員會は日本主義労働運動への轉向を宣言し、九月の日本労働組合會議に於て脱退を宣明し、十一月名古屋に開催せる全國大會に於ては、新に次の如き綱領を掲げ、愈々積極的に日本主義労働運動を展開するに至つた。

綱 領

- 一 我等は建國の本義に基き和衷協同皇道日本の完成を促し以て國家産業の發展を期す。
- 二 我等は公正なる勞資關係を確立し労働者の向上を圖り、進んで經濟制度の革新を期す。
- 三 我等は業に勤み智を磨き徳を樹て、自省以て人類文化に貢獻せんことを期す。

又愛知縣に於ては、從來日本労働組合會議中部地方協議會並に全評を中心とする中部地方評議會及び日本製陶労働組合同盟等があるが、労働組合運動は一般に不振の状態にあつた。然るに名古屋地方に於ては前にも記せる如く、中部港灣従業員組合の成立、並で全評より脱退せる大日本忠孝労働組合（準備會）の組織、或は總同盟一宮合同労働組合の日本主義への轉向等により、從來の戦線に非常なる衝擊變動を與へ、既成組合の運動に對する批判と日本主義運動への關心を與へつゝあつた所、東三地方に於ける映畫並に鐵道争議を契機として十年後半期に至り全縣下に亘り日本主義労働組合の續出並に轉向が頻りに行はれ、愛知縣下の労働運動は正に日本主義に風靡さるゝやの觀を呈し、總同盟愛知縣聯合會、日本製陶労働組合同盟、官業労働總同盟等が辛じて殘壘を守れる状態である。

其他日本主義労働組合としては、日本労働同盟より脱退組織されたる日本産業軍等を挙げ得るが、其の運動は多くは政治的に偏せる嫌あり勢力亦減退しつゝある。

斯くの如く、日本主義労働運動は、總聯合がその陣營に投じたることを中心として考察するときに、昨年における我國労働組合運動の一の顯著なる特色と見ることが出来る。

(一) 其他、官業労働總同盟（日本労働組合會議加盟）は、十月十七日小倉に於て擴大中央執行委員會を開き、豫めて依頼せる特別委員會起草の『改正綱領起草主旨』を採擇し、明年度大會に於て正式に改正を決定することにし、同中央委員會は次の『綱領起草主旨』の決定のみに止めた。

- 一 國家觀念を明確にし、國情に即した合理的方法により社會進化に貢獻するものなること。
 - 一 官公業の重要性を認識し、健全なる労働組合主義によるものなること。
 - 一 組織と訓練により労働條件の維持改善、福祉の増進並技術の進歩人格の修養に努めるものなること。
- 昭和九年秋の大會に於て海軍労働組合聯盟はその『綱領』を改正して、所謂『報國方針』を採用したが、昨年五月十九―二十一日の同聯盟中央委員會では『改正綱領』の實踐方法に就いて協議した。

斯くの如く、我邦の労働組合中には、其の思想上の立場とする所若くは其の主義とする所に於ては、大體的に見て、共產主義的なものと、國家社會主義的なものと、日本主義的なものと、所謂労働組合主義的なものとが含まれてゐるわけだ。何れの國に於ても由來共產主義的若くは社會主義的な所謂左翼派と、労働組合主義を奉ずる正統派との對立を免れなかつたが、近年に至つてはファシズム其他之に類する右翼的なものが此等と併立するやうになり、かなり複雑な様相を呈するに至つた。其の實勢力に於て何れの派が優勢で

あるかは、固より國々に依つて相違する次第だが、本來労働組合運動といへば、所謂資本主義の機構内に立脚して、合法的に又漸進的に労働條件の維持と改善との爲めに運動を爲し、集體的團體契約の道に依つて其の目的を達せんと努むると共に、相互扶助の精神に依り、組合員相互の教育訓練と經濟的共済とを行ふことを以て目的と爲すものを本幹とし、共產主義若くは社會主義に依る急進的改革を企てんとする一派が之に對抗するのを例としたのである。英米に於ける所謂産業別組合即ち英國で新組合(New Unions)と稱せられるものや、ナチス政權獲得前に於ける獨乙の自由派労働組合(die freie Gewerkschaften)と稱せられた一派は後者に屬する。英米では前からずつと前者が有力であり、獨乙では後者が有力であつた。

今這間の事情を理解する爲めには、從來労働組合の種別について、普通に了解されてゐる所を知つて置く必要がある。

普通に其の分類として掲げらるゝものは、(一)職業別組合(職工組合)(二)産業別組合及び(三)労働總組合である。此等の區別の依て生ずる所を簡単に説明するならば、次の如くに謂ふことが出来るであらう。

(一)職業別組合(Trade Union or Craft Union)は、同一の職業又は相類似せる數種の職業に従事する労働者の間に組織せられるもので、其の所屬職業に關して、労働者の境遇の改善を計らんとするものである。されば此種の組合に在つては、職業に對する意識が頗る明瞭で、又其の職業に關する利害が主として眼

中に置かれ、廣く労働者一般の境遇の改善とか、其の階級としての利害とか、其の階級的解放とか云ふが如きことは、組合組織の主眼目を爲すものでない。主としては、上に一言したやうに、現時の雇傭労働組織の下に於ける雇傭上の諸條件を労働者に有利なるやうに改善せんことを目的とし、その爲には、労働者と雇主との間に於ける個別的な雇傭契約を廢めて、集體的な交渉に依り團體契約を結ばんとし、所謂集合取引を爲すことを以て主要任務とするのである。其他組合員各自の向上發展の爲に、種々の相互扶助的な働を爲すことをも任務とするのは、固よりのことである。そして其の組合團體は主として熟練労働者を以て組織せられる。従つて其の運動は主として經濟運動であり、其の方法としては、例へば同盟罷業やボーイコットなどの如きが用ひられる。然し場合によつては政治運動の如きも、決して避くる所ではなく、現に英國に在つては、政黨を組織して大いに政治運動を行つて居る。

(二)産業別組合(Industrial Union)は、右の如く職業の區別に沿ふて組織さるるものでなく、同一産業に従事する労働者をば、一組織の下に結合せんとするものであつて、熟練労働者たると不熟練労働者たるとを問はず、苟も同一産業に従ふものである限りは、之を結合して以てやはり産業的に造られたる企業家の團結に對立せんとするものである。されば職業別組合の方は、同一産業内に於ても、職の相異に依つて多數の組合が造られるに反して、此種の組合にあつては、多數の職業に涉つて之を合縱し、一産業につき一組合

と爲すのを本則とする。されば又此種の組合に在つては、職業的の意識よりも階級的の意識が強く、其の運動は労働条件の改善の爲にも行はれるが、又一般的に労働者階級全體の利益の増進や地位の向上の爲に行はれ、更には労働階級の解放を要求し、労働階級による産業の支配をも實現せんと欲するのである。従つて其の運動方法の如きも、總同盟罷業だとか、サボタージュだとか云ふ風なのが好んで用ひられ、直接行動を推奨し、概して革命的な色彩が濃厚で、政治運動も亦根本的革新の爲に行はれんとする傾向が強い。

(三) 労働總組合 (Labour Union) は、職業別組合の如く職の區別に拘泥することなく、又産業別組合の如く産業の區別にかかはることもなく、苟も労働者たる限りは、如何なる産業如何なる職業に従事する者をも包容し、場合に依ては企業家をも入れ、給料取を包括し、廣義に於ける労働者一般の大同團結を計らんとするものである。そして其の目的とする所は、廣く勤勞者一般の地位の向上を圖るに在るが、其の運動は罷業等の所謂經濟的運動によることなく、主として社會立法、政治的改革、教育、生産者の協同組合、消費者の協同組合、其の他或は社會主義的なプログラムに依つて、社會一般に渉る改善を計らんとするのである。されば此種の組合の目的とする所は、やゝ理想に走る觀があり、其の行動も革命的ではなく、又階級闘争的でもなく、企業家と労働者との利害は結局一致すべきものだとの見地から、之に適する和合一致の状態を造り出さんと期するのである。

然し乍ら、注意すべきことは、總べて右のやうな區分は十分明確には之を立て難い場合の少からざることと、又同一種の組合の中に在つても、其の組織上に多少の相違の認むべきもののあることとである。即ち例へば職業別組合の如きにしても、其の組織は職の種別に沿ふて行はれるとは云ひながら、其の所謂職業の區別なるものは頗る嚴格に考へられて單一に其の區別毎に組合を組織するものと、やゝ相似た親類續きの職業は之を連衡して一組合と爲すものがあり、又職業の區別に依つて造らるゝ組合とされながら、其の職業の區別は産業の區別たるに過ぎざるものもないではない。

されば其の組織上の種別に就いては、職業別と産業別との間に已に疑義が生ずると同時に、同一職業と見られるものに就いても、之を嚴格に狹義に解すると、やゝ緩く廣義に解するとの間に疑義の生ずる餘地のあることを知らねばならぬ。さうして又多數の産業を縫ふて同職の者の職業別組合が造られ、其の組合員は多數産業に涉つて存する場合は、實際上に甚だ少くないのだが、其の場合にも組合の組織は頗る複雑で、性質の單純ならざるを思はねばならぬ。機械工、大工等の如きは多くの種類の産業の何れにも存在し、特に書記の如きに至つては、殆んど總ての企業に附隨して居る。されば此等の者の間に其職の同一による組合が組織される場合には、恰も茲に述べるやうな事情が生ずる。(例 The Amalgamated Society of Engineers;

The National Union of Enginemen; The National Union of Clerks; The Amalgamated Society

of Carpenters and Joiners)

「次に職業別組合に似てそれとやゝ異なるものがあつて、或は之を以て、一の獨立な種別と見るを適當とするかとも思はれるもののあることも、注意せなければならぬ。それは即ち職の區別によるのではなく、其の職に於て取扱ふ材料の種別に依り、之に沿ふて組合が組織されるものである。例へば木材、金屬等を取扱ひ之に加工を爲す者の間に、同一組合の組織さるゝが如き場合であつて(Material Union) 獨逸に在つては、此種の組織方法が廣く用ひられた(獨逸金屬工組合の如し)。さうして此の組織方法の採られる場合にも、種別が嚴格に考へられる場合と、やゝ緩く考へられる場合とがある。又其の組合員には熟練工と不熟練工とが共に包容せられるのを見る。されば獨逸で之を見たやうに、各種の金屬職工を打て一丸とした組合組織もあれば、又英國で之を見るやうに、或種の金屬毎に組織されたものもある。斯くて此種の組合に在つても、職業別組合に於けるが如く、其の組織上には廣狭二義についての疑義が生ずるのであるが、然し何れにしても此種の組合は、其の性質は必ずしも職業別組合と類似せず、獨逸の如きに在つては、職業別組合よりも寧ろ却つて産業別組合に近かつたことを認めねばならぬ。けれども同時に又實際に於ては、同一材料を取扱ふ職工の間に一組合を組織せんとする方法と、類似の數々の職業に跨つて一組合を組織せんとする方法との間に明瞭な區別をつけんことは、甚だ困難な場合が少くない。

「次に産業別組合に就いて注意すべきことは、元來産業別組合は同一産業に従事し共同に或種の品物の生産を行ふか、共同に或種の業務に任ずるか、兎も角同一種産業の従業員を各自の熟練等には頓着なく結合して一組合を造らんとするものであるが、之は大體に於て企業の現業に於ける組成状況に適應し、企業の種別に従つて企業家及びその團體も相分れてゐるが如くに、労働者も亦その種別に従つて分れて團體を組成せんとするものなれば、やゝもすれば、同一部類の企業家の下に雇はれた者を以て組織する組合たらんとする傾向があり、その企業家が明瞭に一部類を形造り、他の部類と裁別された場合に於て、特に其の傾向の顯著なを見る。

けれども産業別による組合と雇主企業家を同くすることに依つて行はれる組合團結(Employment Union)とは、固より同一義のものでないから、斯く兩者の混同せられる傾向があると同時に、又兩者は到底實際的にも混同されざる場合が多い。即ち例へば、電気事業に就いて同一都市内に於て其或ものは都市公共團體に依て他の瓦斯水道等の事業と共に經營せられ、又或ものは私立の會社に依て經營せられるが如き場合には、産業別組合によれば、市營の電気事業に雇はれた者と電気會社に雇はれたる者とは、合して一組合を組成しなければならぬが、同一雇主の下に一組合を組成すると云ふ意味からすれば、都市電気事業に雇はれた者は他の市營事業たる瓦斯や水道に雇はれた者と共に、一組合を造らねばならぬことになる。又造兵廠の職工に

就いても、兵器製造と云ふ同一産業に雇はれたものが産業別組合を造る場合と、例へば陸軍省所屬職工組合を造る場合とは、右同様の區別が生じて来るであらう。

次に又今一つ注意すべきことは、職業別組合に於ては、其の組合員たるを得るものは殆んど熟練工に限られ、不熟練な者は之れに加入するを得ないで、彼等は職業別組合の發達より何等の恩恵を得ないばかりでなく、却つて之が爲に労働市場を獨占されて、失業に陥るか、然らざれば頗る安い賃銀その他不利な條件の下に雇傭される外なき境遇に陥るを常とする。茲に於てか、此等の取残された労働者等も、組合團結の必要に迫まれて、漸次その實現を見るに至つたことである。そして此の組合組織に在つては、元來が、取る取残された者を以て團體を造らんとするのであるから、職業の區別だとか、産業の區別だとか云ふやうなことは拘泥する所なく、從來此の區別に就いて彼此と争の行はれるのを餘所に見て、労働者一般に涉る大同團結を行はんとするに至つたことを見通してはならぬ。

されば此の團體は、先づ右の如く不熟練労働者たるが爲に職業別組合に加入し得ざるもの、次には從來まだ労働組合の組織せられない或種の職業及び或種の産業に従事するもの、次には從來特別の組合が各々存在する所の職業や産業に在つても、その組織が未だ全国的に労働者を包容し能はざる場合に、之に漏れた者等が参加するのであつて、それが職業別と産業別とに拘泥せず、又熟練労働者たると不熟練労働者たるとを問は

ざる點に於て、大いに特色を有する。實に労働總同盟とも云ふべきものである。惟ふに此種の組合は、英國の如きに於ても既に組成さるゝに至つたが (The General Labour Union) 我國其他労働組合運動の大いに後れてゐる所に在つては、當初は甚だ労働者を糾合するに適し、先づ發達すべきものである。

ともかく労働組合は普通には上の如く分類されるのであるが、又その據て立つ主義方針から見れば、他様の分類を爲すことが出来る。即ち業務的な組合と、共濟的な組合と革命的な組合とである。

(一) 業務的な組合とは、前の區別に依る職業別組合の如く、現時の經濟組織をその原則に於て承認し、雇傭労働制の下に於て労働者の状態の改善を計らんとするもので、階級的な意識よりも業務的な意識が強く經濟組織の根本的改革など、云ふことよりも、差當り労働諸條件を整へ、之を労働者に有利のものたらしめんと欲する。即ち賃金の増加、労働時間の短縮、工場設備の改善、危険の防止及び負傷疾病等に對する救済等を必要とし、その目的貫徹の爲には罷業やボイコット其他の手段を採ることの自由を獲、集合契約をして有効に行はれしめんとするに努める。さうして其の組合組織に於ては、飽迄民主制を保持するに怠らない。

(二) 共濟的な組合も亦其の立場に於ては業務的な組合と甚だ相似た所があるけれども、之は前者の實際的なものに比して、やゝ理想的な傾向を有する。そして其の力瘤を入れる所は、労働者の教育とか、労働保険とか、利潤分配制とか、労働者の企業参加制とか、共同生産組合とか云ふ風なものであつて、之に依て労働

者一般の社会的境遇を向上改善せんとするのである。同盟罷業の如きも之を行ふは行ふけれど、最後の手段と考へ、成るべく之を避けんと努め、他の平和な手段によつて集合取引の實効を發揮せんと欲する。

(三) 次に革命的な組合は、前二者の如く保守的ならず、現時の資本主義制の經濟組織を根本的に誤れるものと見、之を打破して、労働者の間に眞實な自主的組織を造り、その自治團體に依て生産一切のことを支配せんと期するのである。従つて労働者が多くの職業別による組合に分裂するのを非とし、職業に關する區別を超越し、階級的な意識に依て、労働者全般の解放運動を行はん爲に、一般的に大同團結を爲すべきものと主張する。従つて集合契約の如きを否認し、要するに資本主義との間に於ける一切の妥協を排して、労働者の爲に労働者の天下を造り出すことを目的とするのである。

總て此等の分類に照して、從來の實狀を見れば、英國の如きは勿論のこと、其の他の諸國に在つても、職業別による業務的な組合が最も多數であつて、又最も勢力を占めて居たのだが、最近に至つては、やゝ革新的的色彩が一般的に表はれて來て、革命的な組合も相當に勢力を擴げつゝあるを注意せなければならぬ。尤も同じく革新的と稱せらるゝ中に在つても、一方には共產主義若くは社會主義的なものと、準無政府主義的なものがあり、他方には又國粹的な右翼的なものがある。固より右翼的なものが全部革新的な組合だといふわけではなく、改善的漸進的で和衷的なものも多數にある。

要するに労働組合は、其の組織の方法により又其の目的とする所に依つて、右述のやうに色々に區別分類せられるのであるが、尙茲に一つ注意すべきことがある。それは此等色々の分類に屬するものは、皆之を労働組合として、之に關する一般的な研究を爲すに適するや、それとも分類中の或者の如きは、之れを今日普通に謂ふ所の労働組合の中から除外して、之に關しては別個の研究を爲すを適當とするやと云ふことである。之に關しては從來多くの場合に於て、労働組合に關する研究は、「労働組合の意義を比較的狹義に解して、其の組織の上と其の目的の上とより之を見、或種の組合に限り之を普通に謂ふ労働組合なるものとせんとする風があつた。其の取扱方によれば、先づ組織の上より見た分類に關しては、職業別によるものと、産業別によるものとを問はず、苟も賃銀労働者の團結せるものである限り之を労働組合と見るけれども、業務經營者即ち企業者及び其の代理者をも加入せしむる組合は、之を労働組合の概念中から除外し、労働組合と云へば同一階級に屬する賃傭労働者の團結であつて、そは他階級に對して、組織上横斷的であらねばならぬと考へられるのである。

次に狹義の労働組合は、其の目的とする所より之を見れば、資本主義制と呼ばれる現時の經濟體系は、其の根本原則と組織との上に於て之を容認し、従つて賃傭労働制をも承認して、其の下に於ける労働者の經濟上其の他の境遇を改善し、特に雇傭労働條件を労働者に取つて有利なやうに改良せんとすることを以て目的

となすものを謂ひ、此の意味に於て労働組合運動と社會主義運動とは區別さるべきものだと思ふのである。されば現時の産業組織を其の根本より改造し、その他一般的に社會の根本改造を目的とする所の所謂革命的組合の如きものは、狭義の労働組合には屬せざるものと見んとするのである。さうして彼の革命的な労働者の組合に至つては、之を普通の労働組合以外に於て別個に取扱ひ、之に關する研究は又別個に行ふべきものと見るのである。

次に又狭義の労働組合は其の目的とする所は、(一)現に労働に従事する者の労働上の諸条件やそれより生ずる諸事情に關して労働者の利益を擁護し、之を増進せんとすること、同時に、又(二)労働者が失業したり、負傷したり、疾病に罹つたり、老衰したりして、其の労働能力を喪失したり著しく減少したりする場合に對する救助を爲すこと、に存するもので、然かも此の後の救濟的な任務は、労働組合の發達史上に於ては最も重要な地位を占め、當初の労働組合は主として此の爲に存するものであつたとも謂へるのだが、然し現時にあつては、此等のことに關しては國家が保險制度其他の手段方法に依つて大いに踏込んで施設を爲すやうになり、之を労働組合の自助的努力にのみ放任することは段々に少なくなり、従つて此の目的の爲にする労働組合の必要と意義とは大いに減少するに至つたから、此の救濟的な目的の爲に存する共済組合としての労働組合(例へば英國の Friendly Societies の如き)は、やはり之を狭義の労働組合か

ら除外すべきものと思ふのである。さうして此の共済組合としての労働組合中には、労働者に非ざる者も多數に加入してゐる有様で、其の組織は労働者のみの間に行はねばならぬ理由はなく、たゞ労働者が其の組合員たることを必要とすること多き境涯に在ると云ふだけの理由で以て其等は主として労働者の組合たるに外ならざれば、其の意味よりするも、やはり之は狭義の労働組合には屬せないものと思ふのが至當だと考へるのである。

總べて斯の如く見る所からして、狭義の労働組合なるものは、たゞ主として労働條件の決定に際して労働者の地位を改善し、労働契約の當事者として雇主側に對して労働者側を有力のものたらしめんとすることを以て、其の本來の任務と爲し、之を目的として組織されたものを謂ふに過ぎずとせられる。さうして其の目的の爲めに狭義の労働組合は、先づ労働市場に於ける商品としての労働の需要供給の状態を整へんが爲めに需要に對する供給を場所的に平均に適合せしむる必要上から、或は労働紹介の任務に當り、或は求職者に對する旅費給與の任務に當り、又次には供給の時間的な平均を圖る爲に、一時一定數の労働者を失業者たらしむることの餘義なき場合には、之に失業給與を行つたりすることを、本來の任務と爲すのである。然るに又労働組合は、常に斯の如く労働市場に於ける労働需給の調節を圖る以外に、雇傭契約の締結に際して雇主側に對する労働者側の勢力を大にする爲には、場合に依ては労働の供給を減少杜絶せしめ、雇主側が労働者側

の希望する條件に應じない限りは、其の供給を爲さないだけの有力な働を爲す必要を認め、此の目的の爲にも之に適當な任務を行はんとする。さうして其の手段としては、組合團結の力により必要に應じて罷業を行ひ、又罷業中組合所屬以外の労働者が來つて其の地位を埋め労働供給の補充を爲すことを防がん爲に、極力之を排除せんとするのである。

この組合以外の者の排除と云ふこと、罷業の斷行と云ふこと、は、相關聯せる手段として普通に労働組合、手段として知られる迄に労働組合には附き物の如くに考へらるゝほど、労働組合の性質に叶つたものである。けれども此等は労働組合の目的の貫徹即ち労働契約の締結に際して労働者側の勢力を強からしめ、従つて労働諸條件を労働者に有利なやうに決定せんとする目的の爲の手段として、頗る有効なものとせられ、従つて屢々この手段に訴へるのであるけれども、然し此等はやはり目的の爲の手段たる以上の意義を有するものではなく、狭義の労働組合と此等の事柄との關係は、たゞその意味に於てのみ存するものである。従つて狭義の労働組合はたゞ階級闘争のみの目的の爲に罷業を行つたり、或は又之を以て産業組織の現状を根本的に打破せんが爲に革命手段として之を行はんとするが如きものとは、此の意味に於ても、其の性質目的を異にするものである。

斯くて即ち狭義の労働組合は、場合によつては罷業の如き手段によつて、其の目的を遂行せんとすること

もあるが、然し罷業の如きは大體に於ては非常手段と考へられ、之に代るべき平和的な常軌手段としては、組合團結の力を以て労働者を集合せる一體と見、其の一體たる組合と雇主との間に團體的な労働契約を結び其の契約上に於ける労働諸條件については、労働時間に於ては最長限度を定め、賃銀に關しては賃率表の作製による契約を行はんとするのである。さうして労働時間が工場法等による公的制限に服することになつてゐる國々に於ては、その方面に關する労働組合の任務は著しく軽減されたから、賃率協定が労働組合の行ふべき平常的な最大任務たるに至つた有様である。

「扱て以上見る所に依つても、労働組合なるものは其の組織に於て又その目的任務に於て、かなり種々に分れて居り、實狀は極めて雑多であることを知るを得る。特に我國に在つては、労働組合の發達がまだ甚だ幼稚であるだけ、そして思想界は混迷して居り、労働者一般の地位及び境遇に對する自覺も貧弱で、その主義や立場に至つては一般的には殆んど理解も眞剣味もないといふ實狀である所から、労働組合運動の現状は今日尙ほ動搖不安の状態であつて、その分野も極めて雜然としてゐる。」

たゞ從來は一時甚だ左翼的な色彩の強いものが却つて多數を占め又有力で、サンヂカリズム流のものや革命的なマルキシズム張り乃至ボルシェヴィズムの亞流のやうなのが幅を利かしてゐたが、最近は反對に、思想界一般の變化につれて、國粹的な右翼運動が擡頭して、労働組合も其の運動の一表現たらしとするやうな

のが出て来たことは、次に労働年鑑の記載する所を採録した部分について見ても明かである。そして現状は謂はゞやゝ支離滅裂の状況を呈してゐる。

然れども斯かる分裂状態を以てしては、到底よく大いなる實力とはなり得ないで、労働者の實際の境遇の改善にも多く役立たず、たゞ随時の罷業を行ふだけの罷業團體たる實質をしか備へ得ないか、さなくば一部の指導者等の観念的な行動の演習手段に用ゐられるか、場合に依つては不届な人々の指導下に其の衣食の途の爲めに奉仕せしめられることすら無きにあらざるに至ることも避け難い。

茲に於てか最近には又各々大體の主義立合場に沿ふて、労働組合運動の戦線統一の計畫が表はれて来た。之に關しても協調會編昭和十一年版労働年鑑の報する所を抄録して置く。

整理統一の着々として實現に向ひしは十年度に於ける労働界の重大なる業績であつた。

而して、組合戦線の整理統一は、愛國労働戦線の統一運動、日本労働組合會議の線に沿へる合同運動、左翼組合の反ファッショ労働組合の全的的合同運動とそれらの分野に於いて觀望せられた。今その概略を展望しよう。

日本主義労働戦線の統一運動

從來日本主義を標榜して、労働運動の一角に地歩を占めてゐたものに日本産業労働俱樂部がある。

日本主義労働組合は、労働運動を國家的信念の上に置き、労資間に道德的精神を注入し階級闘争主義を排して、「勞資一體」「産業報國」を標的として進んでゐる。

イ 新日本海員組合の結成

その綱領は左記の如くである。

綱 領

- 一 我等は自己の本分を盡して公正なる勞資關係を確立し、産業協力の實を擧げて、國家海運の興隆に盡すと共に鐵の如き團結を保持して海上労働者の福利増進と社會的地位の向上を期す。
- 一 我等は比類なき我國の國體を遵守し、合理公正なる經濟的並に政治的行動を通じて、全無産階級の解放と新日本の建設を期す。

東電愛國同盟の結成 東電愛國同盟は東京電燈株式會社従業員の一部を以て組織されてゐた東電護皇會並に愛國同志會が合同して結成されたものである。『綱領』『主張』は左の如し。

綱 領

吾等は日本精神を宣揚し皇國日本の發展を期す。

主 張

- 一 吾等は國民としての責務を自覺し日本精神を體得すると共に人格の向上を期す。
- 一 吾等は電氣産業の國家的重要性を認識し之等健全なる發展を通じ國家に貢獻せんことを期す。
- 一 吾等は秩序ある團體的行動により雇傭條件の維持改善を計り以て生活の安定を期す。

ハ 逓信従業員同盟の誕生 逓信従業員同盟は逓信従業員聯盟の最近の急進化を排撃する一派によつて結成されたもので、其の指導精神は左の綱領に見られる如く所謂『労働報國』にある。

一 我等は全體的協力の下に逓信事業の健全なる發達を期す。

一 我等は逓信事業の國家的責任を自覺すると共に全従業員の生活向上を期す。

一 我等は逓信従業員會の全國的結成を期す。以上

ニ 愛知縣下の日本主義運動 港灣従業員聯盟名古屋支部が日本主義に轉向して中部港灣労働組合を結成したのを初め、六月には全評の山崎常吉氏が日本主義を標榜して、大日本忠孝労働組合の名乗りをあげ、全評名港造船工組合がこれに次いで脱退し、十月には總同盟一宮合同労働組合が總同盟を脱退して鮮友同志會と共に日本革新労働聯盟を結成し……等相次いで組織せられ、十年秋に於ては、愛國派陣營の中心地たるの觀を呈した。

ホ 日本労働組合總聯合の轉向 日本主義労働陣營に千金の重みを與へたのは彼の日本労働組合總聯合が日本労働組合會議を脱退して日本主義の大旗を振りかざして、日本産業労働俱樂部と共に愛國労働運動の中堅勢力となつたことである。

ヘ 愛國労働組合統一機關 日本労働組合會議を脱退せる日本労働組合總聯合は、愛國労働組合の戦線統一に邁進すべく決意し、先づ、愛國労働團體の全國的連絡機關結成に主力を注ぎ十月二日には、大阪に於て「愛國労働組合關西地方統一協議會」が開催せられた。

斯る日本主義労働組合の續出は期せずして、日本労働組合會議と對立する是等組合の戦線統一或は『愛國労働組合會議』の結成運動となつて現はれて來たのである。而して現在は地方協議會（或は懇談會）結成の過程に在り、近く全國

的結成の運びに至る機運にある。現に地方協議會の存する地方は左の通りである。

一 愛國労働組合瀬戸地方聯合協議會（瀬戸地方五組合）

一 日本主義労働團體中部地方協議會（大日本忠孝労働組合外四組合）

一 關西愛國労働組合統一準備會（總聯合外四組合）

一 愛國労働組合統一促進關東地方懇談會（産業俱樂部、總聯合外五組合）

總同盟と全國労働の合同

日本労働總同盟と全國労働組合同盟が從來の傳統的感情的對立を乗り越えて合同せんとするに至りたる原因は、

イ、兩組合共に從來の運動方針に行詰りを來し之が打開を合同に求めたること。

ロ、非常時下に於ける労働運動の困難なる時に於て組合の現状は餘りに組織力少く、且つ分裂してゐることを明確に認識し戦線統一必要の絶對性を認めたること。

等は最も一般的と見られるも更に合同の出發點となり、且つ之を促進せしめたるものは、

ハ、大阪市港南地方に於ける總同盟全國労働の職場大衆によつて結せられたる『全勞總同盟合同促進協議會』の組織である。

左翼組合の統一運動

左翼労働組合の『組合戦線統一』に對する熱望は從來より熾烈でなくもなかつたが、昨夏に於けるコミンタインの第七回大會に於て共產主義運動は世界の情勢に鑑みて、凡そ反ファッシズムの思想傾向を有する團體であるならば從來排撃して止まざりし社會民主主義其の他の思想のものと雖も互に手を握つて、汎く反ファッシズム運動を起して、戦ふ可

きことを決議せしことに刺戟せられたるや否やは之を審かにせずとも、兎に角反ファッショの労働組合を全国的に統一合同して資本の攻勢に對抗せんとする意圖を持つてゐる。

イ 日本交通労働總聯盟（東京交通労働組合、大阪市電従業員組合を中心に大阪市自動車従業員組合、神戸市電従業員組合が、その加盟組合である）は常任委員会に於て『組合戦線統一の新状態に對する態度方針』を協議し次の如く決議した。

國際危機と經濟恐慌の深刻化、軍需インフレの破綻に伴ふ労働大衆の生活不安が加速度的に増大しつゝあり、他面資本家支配階級の手先として日本主義組合ファッショ組合の反動的統一が我々の前進に大なる障害物として立ち現はれつゝある時總同盟全労の合同運動を始めとし今や日本の労働運動に嘗て見ざる眞摯にして根強い戦線統一運動が盛り上つて来たことは誠に喜ぶべき階級的躍進の巨歩である。この新たな状態に直面して我々は、イ、我々自身過去の感情や行懸り意見の小異に拘泥することなく、階級的標度を示すと共に他組合にも繩張りをして捨て、斯くあらんことを要望し、ロ、組合内民主主義の確立、産業別整理を伴ふ反ファッショ組合の全線的統一を實現せしむべく、ハ、組織の上下を通じ共同闘争其他凡ゆる機會を捉へてこれが促進實現のために努力するものである。

□ 日本労働組合全國評議會 全評第二回大會は労働組合戦線統一に關し、『本大會は反ファッショ労働組合戦線の全的實現のため戦はんことを期す』と決議した。

而して、前に交總の提唱せる『全的合同問題』に對して全評は賛意を表し、これに参加を要望したのであつたが、總同盟全労は全評の参加を排し、交總市從のみに關してこれが途を拓いた。

第二章 労働組合法案

「我邦に於ける労働組合は、其の實狀に於ては未だ幼稚な發展階梯に在るとはいへ、前章に依つて明かなやうに、ともかく全國內に多數に存在し、又色々異なる立場と主義と目的とに於て、互に競ひ合つてゐる有様である。然るに此の實狀に對して寧ろ不思議にも思へることは、我國にはまだ此等の労働組合に對して、之を指導し統制すべき對労働組合政策なるもの、確立してゐないことである。國家は労働組合運動に對してあながち之を否認せんとする態度を採つてはゐないが、さればとて之に對してその進むべき道を示し、之を指導誘掖して其の健全な發達を促すべき實地方策を樹立してゐるでもない。詢に中途半端な有様であり煮へ切らぬ態度である。

此事は國家が今日に至るも尙ほ、労働組合を規律すべき労働組合法を制定してゐないことに徴してもわかるのである。そして其の準據すべき法規が缺けてゐるものだから、労働者は却つて種々まちな組合を造り勝手な運動を行つて居り、其の實狀をして前章に之を示すやうな雜然たるものたらしめたとも謂へるので

あつて、夙に一八七一年に於て労働組合法(Trade Union Act)を制定した英吉利などに比較して、甚しく後れてゐると謂はなければならぬ。

けれども我國に於ても労働組合法を制定しやうとする希望と努力とが、全然缺けてゐるわけでは決して無い。内務省社会局などに於ては、夙に其の爲に大いに努力する所あり、労働組合法案の如きも、比較的進歩した内容を有するものを作り上げてゐるのである。たゞ法案は何時までも法案のまゝに埋もれて居て、終に日の目を拜むに至り得ないのは、企業家側の反対と、今一つには時勢の變化に伴ふ所謂一般情勢の變化が、斯かる法律を造ることそれ自體に關して、彼此論議を醸さしむる虞ある空氣を生み出すに至つたことに因るものと見なければならぬ。

社会局の立案した労働組合法案としては、大正十四年に公にされたものが、先づ最も整つた面目を備ふるに至つたものと見てよいであらう。仍て其の當時それについて、法案の認めんとする労働組合の性質を中心とした私の評論を、舊稿乍ら大體そのまゝに茲に採録して置く。

その法案は政府案として第五十一議會に提出されたものであつて、工場法などに於ても其の例を見たやうに、當初當局官署で作られる此種の法案は割合に進んだもので、時勢と比較してさう後れたものでなく、諸外國の事情をも參酌して相當によく出来たものであるのを常とする。労働組合法案も大體に於て其の例に漏

れぬと謂つて差支ないであらう。若しこれが議會に提出さるゝ前に又は議會に提出されてから、色々利害關係の異なる方面からの注文や政黨の立場とする所やからして、奇妙に修正さるゝことなく、大體法案の主旨とし方針とする所が變更せられないで、法律となるを得るならば、かなり良い法律となり得るものと見て差支ない。

法案第一條第一項の規定する所に從へば、労働組合として法律の承認せんとする所ものは「労働條件の維持改善を目的とする労働者十人以上の團體またはその聯合」たるものとし、なほ其の第二項に於て労働組合は「前項に掲ぐるものゝ外組合員の共済修養其の他共同利益の保護増進を目的となすことを得」るものとせられてある。此の規定に從へば、労働組合たるものは労働條件の維持改善を目的とする労働者の團體たるを以て本體とし、組合員の共済修養其の他共同利益の保護増進をも併せ目的とすることが出来るものゝやうである。又讀みやうによつては、同條の規定は、労働組合は労働條件の維持改善を目的とするものゝ外に、單に組合員の共済修養其の他共同利益の保護増進を目的とするものとしても成立し得るやうにも見へる。明文や、曖昧で果してどちらが正當の解釋であるかわかり兼ねる。

「惟ふに労働條件の維持改善を圖るといふことゝ、組合員相互の共済修養其の他共同利益の保護増進を圖るといふことゝは、兩者同時に之を目的として組合を組織することの出来る性質のものであるが、兩者は事の性

質に於てはかなり相違してゐる所から、之を以て別々に労働組合の目的と爲すことになれば、その目的が兩者何れに在るかに依て労働組合の立場は大分異つたものとならざるを得ない。即ち労働条件の維持改善を爲すを目的とするといふことになれば、その目的上實際的には労働組合は雇傭關係に於て雇主に對立せるものとしての立場に居らざるを得ざるようになるのが普通である。労働条件の維持改善といふことは固より雇傭労働者ならざる獨立労働者に於てもあり得べき所だけれども、現今多くの労働は雇傭労働であり、又苟も労働組合を作らんとする労働者は大多数は雇傭労働者であるから、其の所謂労働条件の維持改善は雇傭上に於ける諸契約条件の維持改善といふことたらざるを得ない。従つて其の維持改善を爲すを目的と爲すものである限り、労働組合は雇主に對立し、雇主との折衝に於て、其の労働条件の維持改善を爲すことになる外はない。何れにしても労働条件の維持改善といふことは、労働者と雇主との相對關係に於て甫めて可能となり得るものである。

よし又労働が雇傭労働として行はれず、獨立自主的な労働として行はるゝものとしても、其の場合に在つても、労働条件の維持改善の爲めに労働者が組合を組織するといふからには、やはり其所には雇主ならずとも其等獨立労働者に對して其の労働条件を定むる上に直接の關係を有する或部類の人々があつて、労働組合は此の人々に對して労働条件の維持改善を爲すべき要求を致さん爲めに存在するものたらざるを得ない。我

國の小作人を一種の労働者と見、獨立労働者の部類に入れることが至當であるならば、此等のものが小作条件についてその維持改善を目的として組合を組織するに於ては、その組合もやはり茲に謂ふ労働組合たらざるを得ないわけで、其の場合小作人組合は、やはり雇主ではないが労働条件を定むるに就いての相手方たる地主と對立することになる。又工業労働に在つても、彼の請負労働の如きは、普通の雇傭労働とは多少性質を異にして居るが、その請負条件の維持改善を目的として其等の労働者が組合を組織すれば、これ亦労働組合たるに相違なく、その組合は、やはり雇主ではないが請負労働条件を定むるに就いての相手方たる企業家に對立することにならざるを得ない。

さればともかくも労働条件の維持改善を目的とするものであるからには、労働組合は、それが普通の雇傭労働者の組合であらうと、又獨立労働者の組合であらうと、労働契約の相手方たる者に對立するものたらざるを得ない。労働契約の全然行はれないやうな獨立労働に在つては、普通の場合としてはその条件の維持改善といふことも考へられぬから、これを目的とする労働組合の存立する筈もない。

然るに翻つて労働組合法案の掲ぐる労働組合の目的の他の方面、即ち組合員の共済修養其の他共同利益の保護増進なるものに就いて見れば、これは労働組合としては獨自一己に爲し遂げ得べき事柄であつて、相手となるべきものを必要としない。即ち労働組合が雇主其の他のものとの相對關係に於て之を爲すべき性質の

事柄ではなく、組合内部に於て組合員相互間の事として之を爲し得べき性質のものである。たゞ法案に謂ふ所の共同利益の保護増進といふ意味が曖昧だが、已に労働条件の維持改善の如きも廣い意味に於ては共同利益の保護増進たるに拘らず、之を引離して第一項と第二項とに別々に規定してある所を以て見れば、茲にいふ共同利益の保護増進なるものは、例へば労働組合の事業として消費組合的な仕事をするといった風の事柄を意味するものと思はれる。果して然らば之れ亦雇主と對立關係に於て成立つ事柄ではない。つまり第一條第二項に規定されてゐる労働組合の目的たるべき事項は、労働組合として獨立に之を行ひ得べき性質のものばかりであつて、其の意味に於て第一項に規定された目的とは性質を異にするものと見なければならぬ。

所で今労働者の間に共済や修養などの目的の爲めに組合團結の出来る場合には、労働条件の維持改善を目的として組合が造られた際、その同一組合の附帶的な目的として此等も併せ目的とせられる場合と、労働組合はたゞ此等の共済や修養の如き事項のみ目的と爲し、労働条件の維持改善といふやうな雇主に對立的な意味を有する目的は之を有しない場合とがあるべき筈である。英國などの實例に於ては、労働組合は其の發達の沿革上の理由からして、多くは共済的目的や修養的目的を有し、同時に労働条件の維持改善をも目的とし、つまり兩種の目的を兼ね有するのが少くない。同時に又労働組合といへば主として労働条件の維持改善を目的と爲し、共済修養の如きことを目的とするものは又一種別異な組合として所謂友愛的組合 *friendly society* なる名稱と實質とを持つて居り、兩者が自ら分離し別々の發達を遂げつゝある風もある。從つて實狀は決して兩者の明確な區別を許さぬけれど、然し近時の傾向としては、普通に労働組合といへば、必ず労働条件の維持改善に關する目的を有せざるべからずと見られる風が強く、その目的を有する組合が同時に共済や修養の目的を兼ね備ふるは妨なしとするも、たゞ共済や修養の如きをのみ目的とするものは、それは單純な友愛的組合たるに過ぎないで、労働組合なるものとは別種のものとして兩者を區別するのを妥當と見るに傾いてゐるものと謂ふてよい。

わが労働組合法案は此點に關して如何なる見方をして居るのか、條文の解釋上だけからでは十分明確には解かり兼ねる。第一條第二項の目的を有するばかりの組合をでも労働組合として取扱はんとするのか、それとも労働組合なるものは必ず第一項に掲ぐる目的は之を有すべきもので、第二項に掲ぐる目的は之と併せ目的とせられる場合に限り労働組合の目的となり得るものか、其邊が十分明瞭でない。然し條文の解釋上だけからいへば、労働組合は共済修養の如きだけを目的とすることは出来ぬものと見なければならぬやうに見える。普通の法文解釋としては斯く見るより外仕方がない。惟ふに此點については今後尙ほ幾多の議論が行はれることであらう。

私の觀る所では、労働組合といへば必ず労働条件の維持改善を目的とするものたることを要し、それと併

せて組合員の共済修養其他共同利益の保護増進を爲すことを目的とするのは結構だが、たゞ後者の目的のみ有するのでは労働組合たるには甚だ不十分のものと謂ふ外はない。たゞそれだけのものに對しては、別に労働組合法といふ特殊法を設けずとも、普通法規即ち民法上の之に適用さるべき規定だけで充分だと思はれる。そしていま労働組合法案の各條項を見ても、たゞかゝる友愛的組合だけのものを眼中に置いた規定はない。やはり其の規定する所は労働條件の維持改善を目的とする労働組合を主眼として設けられたものと見る外はない。條文中重要な規定は（例へば第十一條及第十二條の如き）大抵皆その積りで設けられて居るやうである。果して然らば、私は之は至當のことだと信ずる。斯くて甫めて所謂横斷組合を承認する意味が成立ち、時勢の要求に應じ得る次第である。

労働組合法案が、労働條件の維持改善を目的とする労働組合を承認し、之を以て労働組合の本體と見る態度を示して居るからには、雇主に對立する労働組合即ち所謂横斷組合なるものが公に認められることになるのだが、扱て然らば斯かる組合は之を組織するに就いて、其の組織は職業の區別に沿ふて行はるべきであるか、産業の區別に従つて行はるべきものであるか、將又それ等には全然關係なく組織さるべきものであるかに就いては、法案は表面的には何等準據となるべき規定を設けて居ない。又その規定の解釋上からしても、右の區別に關して法案は、充分明確な考を以て之を作つたと思はれるやうな條項を含んで居ない。法案編纂

の任に當つた人々は恐らく此點に關しては充分なる攻究考慮を重ねたことであらうが、その結果法案には表面上は何等その區別を規定せざることにしたのもと思はれる。

されば第一條第二項中の「其他共同利益の保護増進」といふ字句についてみた所で、その共同利益なるものは、労働者中同じ職業に従事する者の共同利益を意味するのか、同一産業に従事する者の共同利益なのかそれとも苟も労働者たる限りその階級に共通なる利益を指すのであるか、其點は少しも限定されて居ない。案文の解釋だけからいへば、その共同利益なるものは、右三者中の何れであつても差支ない筈で、労働者は此等の中何れかの共同利益若くは何れもの共同利益の保護増進の爲めに組合を組織し得べき筈である。

法案が斯かる區別に拘泥しなかつたのは、労働組合はその組織は如何様であつても、そはたゞ組合を組成する労働者の好む所と事情の要求する所に委かすべしとの、寛大な態度に出たものと思はれるが、さて之が實際の問題となれば、此の組織體系に關する問題はかなり重要な意義を有せざるを得ない。そして我國の労働組合が今後如何なる組織のものを主として本幹として發達するに至るか、労働運動の前途に取つても、同時に又經濟界に取つても、社會生活一般に取つても、極めて重大なことたらざるを得ない。

前章にも述べたやうに、現今諸國の労働組合は英國在來の労働組合が大多數其の例であるが如く、同一職業に従事する者の間に造られた組合(Craft Union)と、一八八九年頃以來英國にも其の例を見、北米合衆國に

在つても一八六九年に呱呱の聲を擧げた所の The Noble Order of the Knights of Labor や、其の後身とも見るを得べき一九〇五年設立の The Industrial Workers of the World の如きに於て其の例を見るやうな、産業の區別に従ひ同一産業に従業する労働者の間に造られた組合 (Industrial Union) と、産業の區別や職業の區別やを全然問ふ所なく、労働者たる限りの者は何人でも之に加入するを得る労働總組合と稱せらるゝもの (Labour Union or General Labour Union) との三つの主な區別がある。その以外にも尙ほ同一材料を取扱ふ労働者の間に組織される組合 (例へば獨逸の金屬職工組合の如き) や、同一企業體の下に雇はれてゐる者の間に組織される組合 (例へば官業労働者組合) やの如き、組織系統上から見た區別も認められ、總て此等のものが同一國內に在つて併存して居る有様である。

所でこの區別がたゞ労働組合を組織するに就いての労働者の系統に關する區別だけであるならば、餘り重大な意義は有し得ないのだが、實際に於ては、此等の區別は同時に尙ほそれ以上に大いに複雑な組織上の區別を包含して居るのみならず、その組織の目的とする所や立場とする所も尠からず相違して居て、その組織上の區別が、たまたま労働組合としての範疇を分たしむるに足るほどの區別であることになつて居るものだから、今此の組織に關することが、労働組合運動全般に重大な意義を有せざるを得ざることになる次第である。従つて我國に於ても今後此等のものゝ中で何れが主に發達するかといふことゝ、何れのものゝ發達を助

成するのが政策上好ましい所であるかといふことゝが、頗る重大な意義を有せざるを得ない。従つて又労働組合法を制定するに就いては、此點に關して豫め十分な攻究を遂げ、規定を爲すに當つては、全然それ等の區別を無視して何れにも共通な規定を設くるに止めるか、それともその區別を認めた上で規定上にもその區別より生ずる顧慮を拂ふべきかといふことも、重要なことたらざるを得ないのである。

固より労働組合法としては、或種の組織を以てせらるゝ労働組合のみ認めて、之に妥當する規定のみ設けるといふわけには行かぬであらうが、規定上にこの組織上の區別より生ずる顧慮を拂ひ、適當な斟酌を爲すことは出來得べき筈である。公にされた労働組合法案には、表面的には格別立入つた斟酌はされてない。たゞ其の規定の内容的攷察を試むるに依て甫めてその斟酌の窺はれるものがある。それは後に述ぶるが如く労働組合の組織と其の目的とする所とを併せて見ると、その本性を叩くに依て甫めて見定められる所である。

そこで尙ほ少しく上に掲げた組織上の區別より生ずる労働組合の種別について、其の各々の特色とする所に關し就中重要な諸點を致へてみることにする。

已に前章に於ても之に觸れて説いて置いたやうに、職業別的な労働組合は、英國に於て最も早く發達したものである。當初同國の労働組合運動は、やゝユートピアン、ソシアリズム流の考に傾き、労働者生産組合運動 (Labourers' Co-operative Societies) ととなり、又政治的革命運動たる色彩をも帯びし Chartist

movementを見たのだが、一八五〇年に The Amalgamated Society of Engineers の成立を見るに至つてからは、所謂労働組合主義(The Trade Unionism or Craft Unionism)の確立を見、同職に従事する者が、その職業に關する労働者共同の利益の保護増進の爲めに、特にその労働条件の改善の爲めに、之を目的として組合を組織する風が一般に行渡り、所謂職業別労働組合は英國に於ける古典的形態となつてしまつたのである。獨逸に於ても此種の労働組合は所謂 Hirsch-Dunker 式組合として夙に其の基礎を築き上げた。又北米合衆國に在つても The Knights of Labor に對抗し之が崩解以後は米國労働組合運動の指導的地位を占むるに至つた所の The American Federation of Labor の如きも、本來はやはりこの職業別組合主義に據つて立つてゐたものである。斯くて今や労働組合の發達せる國々に在つては、此種の組合が最も廣く行はれ、其の勢力も亦國々により多少の優劣はあるにしても、最も有力な地位を占めて居る。つまり労働組合運動の當初から現今に至るまでの間に於ては、大體此種の組合が運動の本流を爲して居ると見て差支なく、其の事は英國に於て最も著しく、獨逸では少し事情の異なるものあるを見る。

然らば此種の職業別的な組合は、其の目的とする所如何にといふに、主としてはたゞ其の職業に於ける労働者の利益を保護増進するに在り、労働者全體の利益の保護増進といふやうな事はあまり問題にしない。ただ自己職業に關する労働者の利益を衛り之を進むることに依て同時に労働者全體の利益を保護増進すること

になるならば愈々以てそれは結構だが、その直接の目的とする所は飽迄前者に在つて後者に存しない。従つて場合に依つては、餘りにも自己職業に於ける労働者の利益を保護増進するに急な爲めに、却つて他の労働者に迷惑を及ぼし、その失業を招いたり賃銀下落を生ぜしめたりすることありとも、それは致方なしとする態度を採るものだといふので、他の労働者より非難を被ることすらあるのを避け難いやうな次第である。

されば此種の組合に在つては、労働者階級の全般的な解放だとか、賃儲労働制の廢止だとか、労働者自主組合に依る生産の管理經營だとか謂つたやうなことには、殆んど多く注意の拂はれる所がない。それよりも差當り現實な問題に於て組合員たる労働者の利益を圖り、労働条件の維持改善を爲すに注意し、其の爲に或は集合契約制を實現するとか、又その主張貫徹の手段として罷業を行ふとかするを以て任務とする。従つて其の行ふ罷業の如きも、たゞ労働条件の維持改善に關する主張を貫くが上に止むを得ざる手段として、然かも謂はゞ最後の手段として、之を行ふに過ぎない。決して之を以て革命的の行動として行ふものでもなければ之に依て現時の産業組織を破壊し、労働者の主宰する新生産組織を實現せしめんが爲に之を行ふものでもない。又資本主階級に對する労働者階級の階級闘争たる意味のみに於て之を行ふものでもない。即ちその意味に於て此種の労働組合はそれ自身が一の闘争團體たるわけではない。

加之此種の組合は、一方には斯く労働条件の維持改善の爲めに色々のことを爲すを以て目的とする以外に

併せて又組合内に於て組合員の共済や修養訓練などの爲めにも種々の施設を爲すものが尠くない次第であつて、此種の友愛組合的性質を兼ね具ふるものが多い。

されば要するに此種の労働組合は、労働条件の維持改善を目的とする點に於て雇主に對立せるもので、所謂横斷組合ではあるけれども、其の中に在つてはよほど穩健なものである。即ち現時の産業組織と企業制とを是認し、雇傭労働制をも維持する立場に在つて、たゞその現存制度の下に於ける労働条件の改善や労働者境遇の向上を實現せしむることを以てその使命と爲すもので、謂はゞ改良主義的立場に居り、所謂労働組合主義(Trade Unionism)と云ふ一種獨立の立場を取つて居る次第である。

そこで翻て又我が労働組合法案を見るに、前に述べたやうに、其の規定には何等表面的には此の組織上に於ける労働組合の區別に觸れたものを設けて居らぬが、然し内容的にその規定を叩いて見れば、第一條に於て労働条件の維持改善を目的とするものを以て労働組合の本體と見る態度を示して居り、更に又労働組合は組合員の共済修養を目的とすることも出来るものとして、とにかく労働組合を其の目的とする所に於て限定し、その限定されたる目的を有する労働者の組合を以て労働組合と見ることにして居り、然かもその限定されたる目的は、普通の解釋から見れば、内容的に上に示す英國在來の職業別的な労働組合の目的とする所と大體に於て一致して居るものと思はれる所から推せば、法案はやはり此種の組合を労働組合と見て、之に關

する規定を爲すを本旨とせるものと謂ふことが出来るであらう。其の他の種類の労働組合は、たとへ實際には存在することがあつても、それは法案に謂ふ所の労働組合ではなく、従つて法案は此等のものとは何等直接の關係を有せず、法案の規定する所は之を以て此等のものゝ準據となるべきものとはしない態度を採つて居ると見て、差支ないであらう。

所で尙一つ前章にも説いた所を繰返して置きたいことは、職業別的な労働組合は、その目的とし任務とする所が上に示すが如き所に存するものであるが爲に、之を組成する人々は同じ職業に従事する者であつても就中熟練な従つて労働者として同職者中でも比較的高い地位に在る人々に限られ、その賃銀も高い部類の労働者の組合たるを以て例とすることである。不熟練にして下級な労働者は、たとへその職業範圍内に此種の労働組合が存在して居ても、之に加入するを許されざるものが多い。女子労働者の如きも亦彼等の多くが不熟練労働者で又賃銀の低い下級労働者たるの故を以て、従來組合に加入することを拒絶せられ、たゞ近時に至つて漸く女子労働者中に固有の労働組合を作り得るに至つたに過ぎない有様である。

そして此種の組合は、一方組合員の共済の爲めに基金の備を爲すものが少くないから、その組合員に對しては、かなり高い入會金と定期の會費とを徴収するのを例とする。罷業基金の如きものゝ爲にも多くの費用を要し、此の事情からしても下級労働者は之に加入し得ざる事情がある。

従つて此種の組合は、之に加入し得ざる労働者より之を見れば、之あるが爲に組合員労働者に依つて就職の機會が獨占せられる虞があり、其の結果非組合員中には失業の機會が多くなり、又賃銀標準も組合員に依つては集合取引其の他労働組合の働に依て段々高めらるゝに反して、非組合員の間には少しも高められることなく、失業を免れんが爲に賃銀標準は却つて非組合労働者自ら多少之を低くする結果となる處も少からずとせられる。然るに元來此種の労働組合は、たゞ組合員たる者の労働條件を維持改善したり其の他のことを爲すを以て目的と爲し、労働者一般に對しては、たとへ組合所屬員と職業を同する労働者に對しても何等のことを爲さんとするものでないのだから、右等の事情には全く顧慮する所なく、たゞ自己の爲すべき所だけを爲す態度を持して行くのである。茲に於てか此種の組合に對しては、非組合員の間や、他の立場を採れる労働組合運動者の間には、之を一種の労働階級中の貴族的團結として非難する風すらある次第である。

此點に關聯してわが労働組合法案に就いて見るに、法案は固より此等の點に關しては何等積極的に規定する所なく、組合員たるべき者の資格は各組合に於て隨意に之を定むべきものとの態度を持して居る。従つて法案にはたゞ第三條に於て、労働組合の規約には組合員の資格に關する規程と組合員の加入及び脱退に關する規程とを他の指定されたる諸事項に關する規程と共に記載することを要すと定めて居るに過ぎない。これ

勿論當然のことである。

職業別的労働組合と異り、所謂産業別的労働組合は、その組織の上からいふも、職業の區別には拘泥する所なく、同一産業に従事する労働者の中に造られるもので、然かも同一産業に従事する労働者たる限り、熟練者であらうと、不熟練者であらうと、總て之を打つて一丸と爲し、一組合として造り上げんとするものであることは既述の通りである。そしてそれが産業の區別に沿ふて組織せられる理由は、現今の經濟界に於ける各種の生産業は、大抵産業毎に實際的に一體系を形造つて居り、其間に利害共通なるものあり、特に企業家は産業の區別に従て團結して居るのを例とし、少くとも産業毎に其の立場を持つて居る有様であるから、この實情に適應し、企業利益と企業家とに對立せん爲めには、労働者も亦産業の區別に沿ふて團結するを適當とし又必要とすると考ふる所に存する。されば此種の労働組合は産業の區別に依つてこそ組織せられる、その團結はつまり労働者の階級的意識に依つて爲される労働者全階級的のものである。

斯るが故に此種の組合に在つても、其の目的とする所は、常に組合員たる者の目前に横はる労働條件の維持改善や組合員労働者の境遇の當面的な改善やに限られることなく、それよりも更に進んで労働階級全般に涉つて根本的に其の地位の向上と境遇改善とを圖ることに存する。つまり労働者階級をば一般的に現時の資本主義的産業組織より解放し、やがては労働者階級による生産支配を實現せんとするものである。従つて罷

業を行ふにしても、それは労働条件改善の爲に其の主張貫徹の手段として行はるゝ所のもの以外に、總同盟罷業を行ひ、サボタージュを行はんとするものであつて、階級戦争の發露として、現在の産業組織と企業制とを轉覆せんが爲に之を行ふべきものとせられる。

されば前に示した職業別的な労働組合に在つては、労働者の階級的意識よりも業務的な意識が強いのに反して、産業別的な労働組合に在つては斯かる業務的意識は比較的薄く、彼の集合取引の如きも、前者は大いに之に力増を入れるに反して、後者に於ては之を否認し、資本主義との間には斯かる妥協を容るべき餘地のないものと見、その他一切の妥協を排斥せんとするのである。即ち現時の資本主義を根本的に否認する態度を取り、之を打破するが爲には直接行動を推奨せんとするが如く、概して革命的色彩の濃厚なものが多い。

尤も之は大體に就いての觀察であるから、悉くが皆さういふ目的を持つて居るとはいへぬけれど、職業別的組合に比較すれば産業別的組合に右の如き目的と任務とを有するものが多くて、兩者頗る立場を異にすることだけは明かである。

然らば此種の労働組合は大體何時頃から如何なる國に於て主として發達して來たかといへば、その運動の震源地は佛蘭西だと見て大過なく、同國に於けるサンチカリズム流の思想に促され、其の波及に依て諸國に此種の労働組合運動の勃興を見るに至つたものといへる。即ち佛蘭西に在つては、一八八四年に労働者結社

の禁が事實的に解かれて以後に於ても、英國在來の職業別的な改良主義的な労働組合運動は發展せず、一八九一年に *Fédération des bourses du travail* が生れ、一九〇二年には *Confédération générale du travail* (C. G. D. T.) が成立するに至つたのだが、その傾向は革命的で、サンチカリズム式のものであつたことは人のよく知る所である。そして此の傾向が英國に波及するに及んでは、同國でも従來の労働組合の外に、新たなものが生れることゝなつた。即ち同國に於ける在來の所謂労働組合主義なるものに對しては、社會主義者の如きは元より甚だ不満足で手ぬるしと思つて居たのであるから、社會主義思想が勢を得ると共に、所謂新組合運動を見るに至つた。

それは一八八九年に行はれたドック大罷業を切つ懸けにして表はれて來た新傾向で、新運動は闘争團體として資本主階級に對する闘争を爲し、資本主義制を亡ぼして其の城塞を奪ふを以て目的とした。爾來同國に在つては、此種の新組合運動は餘り著大な發展は爲し遂げ得ないけれど、然し現在に於ても其の勢力は消へてなくなつたわけではなく、之が爲に舊來の労働組合主義も大いに其の影響を受け、目的や立場の上に多少の變化を見ざるを得なかつた。北米合衆國では革命的労働組合運動は前に示した *The Knights of Labor* 及 *I. W. W.* に依て表現せられたが、此等が撲滅せられると共に大いに其力を殺がれてしまつた。然しその潜勢力は侮り難く、現在では彼の *C. I. O.* (*Committee for Industrial Organization*) がよほど有力に

なつてゐる。最後に獨逸の労働組合運動は當初から社會主義的傾向に依て導かれ、ラサールやベーベルなどの力に依て社會民主主義の基礎の上に建設せられた所の労働組合は、英國式の労働組合主義のものよりも優勢であつた。前章に示した自由労働組合 *die freien Gewerkschaften* これである。然し此等をサンヂカリズム流の労働組合と一緒にするのは少し不穩當である。此等は全體マルクス主義に據て立つてゐたもので、英國式のものとは固より立場を異にして居る。

すべて此等の労働組合は、同じく労働組合たる乍ら、英國本來の職業別組合主義的のものと著しく其の性質を異にすることは明かである。そして兩者の相違が獨り其の組織の相違より來れるものにあらざることには言を俟たざる所で、其の主義として立場とする所の相違が元來根本の相違であつて、組織の相違は此の根本の相違に促されて表はれたものに過ぎぬ。私は説明の順序と便宜との爲めに、先づ組織の相違より入つて説明を進めたが、それはたゞ便宜上然かせるに過ぎざることを與々も注意しなければならぬ、

そこで又立歸つて我が労働組合法案を見るに、前に之を述べたやうに、法案は大體に於て英國流の職業組合主義 (*Craft Unionism*) に據り、労働條件の改善を爲すことを目的とする労働者の團體を労働組合として承認せんとするものゝやうである。従つて革命的色彩を持つた C. G. T. 風のものや I. W. W. 流のものは之を労働組合として認めんとはしてゐない。けれども法案の文面だけではその規定の文句がやゝ空漠で廣汎な

意義を有する結果、此種の組合も亦よく存立し得べき餘地がある。即ち「労働條件の維持改善」といふだけで労働組合が限定せられ、その目的を有するものでさへあれば、之を労働組合として承認するといふことだとすれば、たとへ産業別的労働組合主義 (*Industrial Unionism*) 流のものでも、苟も廣義に於て労働條件の維持特に改善を目的とせざるものはないのだから、皆その規定の下に公に承認さるべきものとなる。此種の革命主義的な労働組合は結局は現時の産業組織を打破し、企業制を革めて労働者主宰の生産状態を造り出さんとするものだけれど、その目的の爲に現制度の下に於て組合運動を行ふのは、やはり労働條件を改善せんが爲に之を行ふものに外ならぬ。従つて此種の組合といへども法案の規定する所だけに就いて見れば、其の規定に合致せぬものとはいへないから、やはり承認されることになり得る。少くとも法案の規定に表はれた字句は全然斯かる解釋を容れる餘地なしとはいふことが出来ない。

果して然らば、法案は如何なる種類の労働組合を公に承認せらるべきものとして取扱はんとするのか、その間に區別を認むるや否やが甚だ曖昧である。曖昧でないとするならば、法案は如何なる種類の労働組合をも苟もその労働條件の維持改善を目的とするものである限り、悉く之を承認擁護せんとする寛大な態度を持つるものと見て差支ないか。今後時勢の推移と共に、新たに労働組合法が造られる場合には、此等の點に關しては、もつとよく考究して、法文の規定をもつと明確にすることが必要であらう。

扱て以上は主として大正十四年八月に公表されたる労働組合法原案について、その認めんとする労働組合の性質を論じたのであるが、其の後大いに改正せられ、原案に不明だつた點が明かにされ、又不備だつた個所の充備された所が少くない。

何れにしても労働組合法の制定といふことは、我國現在の實狀に於ても、洵に重要な事柄であり、労働組合の發達を健全に指導せんが爲めには、一日も忽にすべからざる社會政策上の懸案であるから、茲に附記として労働組合法案の起草立案や議會提出等の經過に關して年表的な説明を試むると共に、大正十四年八月公表の社會局立案の労働組合法原案を條文のまま採録し、併せて又大正十五年第五十一議會に提出されたる政府案の内容抄録と、昭和四年政府作製の法案及び昭和六年第五十九議會に提出されたる右修正案の條文とを、比較参照に便利な形に於て抄録添付して置く。讀者は以上に論ずる所と併せ見て、法案の改正や修正の跡を尋ねられんことを希望する。

労働組合法案年表——要點ノミ。

大正九年以來歴代内閣ノ懸案トナル。

大正十四年

大正十四年八月社會局(原)案公表。行政調査會ノ審議ニウツサル。此原案ハカナリ進歩的ナリシタメ、労働團體側ハ

反對セズ。陸海軍當局ハ之ニ反對ス。資本側モ反對ス。資本側(其ノ中心ハ工業俱樂部)ノ原案反對要點。原案第十一條・十二條即チ加入組合員ノ保護及労働協約ニ反對シ、加入組合員ノ資格ニ産業別職業別及組合員ノ最少數(原案ヨリ多數)ノ制限ヲ附シ、組合ノ聯合會ヲ否認ス。カ、ル資本側ノ反對態度ニ對シ日本労働總同盟大阪聯合會ハ大日本紡績研究會ニ宛テ、八月二十五日警告文ヲ發セリ。カ、ル勞資兩側ノ主張ヲ反映シテ出來上ツタモノガ政府案(中段ニ掲グ)デアッタ。

大正十五年

大正十五年二月十六日、政府案第五十一帝國議會衆議院ニ上程サル。特別委員會ニテ審議未了。コノ政府案ハ尙資本家團體ノ要求ヲ充シアタハズ、他方労働團體亦之ニ反對運動ヲオコシタメデアル。

昭和二年

昭和二年第五十二議會ニ於テ又モヤ握リツブサレテシマッタ。既ニ提出前カラ一方ニ於テ資本家側ノ裏面ニ於ケル猛烈ナル阻止運動アリ、他方無産政黨側ノ修正要求ノ運動がアツテ、勞資双方ノ不評ノタメニ一時ハ提出ノ風評サヘ有力デアツタガ、結局前年案通りデ僅ニ一二ノ單ナル字句ノ修正ニトドマルモノが上程セラレタ。該法案ガ五十一議會案ト相異セル點ハ、(一)第二十三條ノ中合併又ハ分割ニヨツテ『成立スル労働組合』ヲ『成立シタル労働組合』ト修正。(二)附則『本法ハ大正十五年七月一日ヨリコレヲ實施ス』トアルヲ『本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム』ト修正。

昭和三年

昭和三年第五十五議會ニハ提出セラレナカッタ。政友會ハ由來労働組合對策トシテ別ニ建設的ナル政策ヲ抱持シテオラズ、本年度ニ於テモノノ内閣ハ一般労働運動ニ對シテ極度ニ反動的態度ヲ示シタ如ク、組合運動ニ對シテモ左翼的團體ニ向ツテハ何等假借スルトコロナキ彈壓ヲ試ミタ。日本労働組合評議會ヲ解散シタルガ如キ、其ノ思ヒ切ツタ抑壓政策ノ片

隣ノアラハレデアル。

昭和四年

労働組合法ニ對シテ進歩的態度ヲトレル民政黨内閣ハ來議會提出ノ建前ヲ以テ内務省社會局草案労働組合法ヲ作成シ、コレヲ昭和四年八月社會政策審議會ニ諮問シタ。同審議會ハソノ特別委員會ニ於テ前後數回ニ互ル審議ヲ重ネ、カクテ得タル答申案ヲ十二月七日ノ審議會總會ニ付議シタ。右諮問案並ニ答申理由書左ノ如シ。

諮問第一、職業別又ハ産業別ノ組合ノミヲ認ムベキヤ。

答申、職業別又ハ産業別ノ組合ニ限ルベカラズ。理由、労働組合法ハ自然ニ生レタル一切ノ労働組合ヲ法律上公認スルヲ趣旨トス。

諮二、聯合組織ヲ認ムベキヤ。

答、認ムベシ。理由、現在最モ有力ナル組合ハ聯合組織ノモノ多シ、之ヲ法律上認メザルハ労働組合法タル意義ヲ減殺ス。

諮三、法人格取得ヲ組合ノ任意トスベキヤ。

答、組合ノ任意トスベシ。

諮四、組合員タルノ故ヲ以テ労働者ヲ解雇スルヲ禁ズルヤ。

答、禁ズベシ、但制裁ヲ附セズ。

諮五、同盟罷業ニヨル損害賠償義務ノ免除ヲ如何ニスベキヤ。

答、免除スベシ。

諮六、組合ノ監督ニ關シ如何ニ規定スベキヤ。

答、労働組合ノ行爲ニシテ社會ノ安寧秩序ヲ紊ル場合ハ主務大臣ハ組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得。

諮七、労働協約ニ關スル規定ヲ設クベキヤ。

答、設クベカラズ。

社會政策審議會ハ滿場一致右答申案ヲ可決シタノデ、政府ハ右意向ヲ尊重シテ法案ヲ作製シタ。内務省ハコノ法案ヲ第五十七議會ニ提出スベキヲ言明シタ。右法案ハ可成リ進歩的ナリシタメ資本家側ハ一齊ニ反對、不賛成ヲ稱ヘタ。(同法案ハ後掲)

昭和五年

法案ノ提出サレル管ナリシ第五十七議會ハ解散トナリシタメ、同法案ハ當然ニ第五十八特別議會ニ提出サルベキデアツタガ、政府ハ廣汎ニ組合法案ヲ會期ノ短イ特別議會デ審議スルコト不可能トノ理由デ、之ヲ中止シタ。資本家側(工業クラブ等)ノ反對が與ツテ力アリシモノト考ヘラレル。

特別議會後工業クラブ等ノ資本家團體ハ法案反對ノ理由ヲ次ノ如ク掲ゲテ、提案阻止運動ヲ試ミタ。

理由(一)組合法ノ原案ガ労働者ノ團體ノミヲ公認シ、労働者保護ニ偏ス。(二)第十二條。(三)第十三條。(四)争議取締規定ノ不備。(五)社會主義ノ影響ヲ受ケテ發達シ、階級闘争ヲソノ使命トスル我國現在ノ労働組合ニ法ノ保護ヲ與ヘルコトハ階級闘争ノ傾向ヲ助成シ産業ノ平和ヲ攪亂スルニ至ル。

政府内部及資本家團體ノ最後ノ諒解ヲ求ムルタメ十二月二十二日安達内相ノ主催テ勞、資、中立ノ三方面ノ代表者ヲ招キ労働立法懇談會ヲ催シ、局面打開ヲ計ラントシタガ、資本家側ノ出席拒否、意見發表拒否ノタメニ失敗ニ終リ、政府ハヤムヲ得ズ玉碎主義ヲ以テ原案ヲ第五十九議會ニ提出スルノ外ナキニ至ツタ。

昭和六年

昭和六年一月十七日安達内相ハ資本家側 第三者側(労働者側ヲ含マズ)ヲ招キテ所謂労働法案懇談會ヲ開催シタ。二月五日江木鐵相ハ全國産業團體代表藤原銀次郎氏外二十一名ヲ招イテ懇談會ヲ開イタ。資本家側ハコノ兩懇談會ニ於テ大反對ヲ試ミタ結果、原案ニ大斧鉞ヲ加ヘタ修正案が出来上ツタ。コノ修正案ハ二十一日議會ニ提出サレ、二十四日委員會ニ附託、二十五日ヨリ三月十四日マデ十六回ニ互リ委員會ガ開催サレ、十七日日本會議ニ上程、議案ハ多數ヲ以テ可決サレ、直チニ貴族院ニ回附サレタガ、反對ニアヒ、結局ニギリツブサレタ。

右修正案ハ獨リ資本家側ノミナラズ、労働者側カラモ反對サレ、政府案ハ兩難ニ陥入ツタノデアツタ。

原案ト修正案、ナラビニ兩者ノ相異、類同點ハ之ヲ後掲法案ニ照應明示セリ。

昭和七年以後ニハ、社會情勢が一轉セルタメニ、労働組合法案ハ餘リ大キナ問題トハナラナカッタヨウデアル。

労働組合法案

(其一) 労働組合法 (社會局案)——(原案)

大正十四年八月公表

第一條 本法ニ於テ労働組合ト稱スルハ労働條件ノ維持改善ヲ目的トスル労働者十人以上ノ團體又ハ其ノ聯合ヲ謂フ

第二條 労働組合ノ代表者又ハ設立者ハ組合設立ノ日ヨリ三週間内ニ組合規約ヲ添ヘ主タル事務所所在地ノ地方長官ニ届出ヅルコトヲ要ス組合規約ニ變更アリタルトキ亦同ジ

聯合團體タル労働組合ニ在リテハ前項ノ外之ヲ組織スル團體ノ名稱ヲ届出ヅルコトヲ要ス異動アリタルトキ亦同ジ

第三條 労働組合ノ規約ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 名 稱
 - 二 目 的
 - 三 主タル事務所
 - 四 法人タル組合ニ在リテハ法人タルコト
 - 五 組合員ノ資格ニ關スル規定
 - 六 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定
 - 七 會議ニ關スル規定
 - 八 代表者其ノ他役員ニ關スル規定
 - 九 組合費其ノ他會計ニ關スル規定
 - 十 組合規約ノ變更ニ關スル規定
- 第四條 労働組合ハ其ノ規約ニ法人タルコトヲ定ムルニ因リ之ヲ法人ト爲スコトヲ得
- 第五條 労働組合前條ノ規定ニ依リ法人トナリタルトキハ二週間内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス登記前ニ在リテハ法人タルコトヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
- 一 第三條第一號乃至第三號ニ掲ケタル事項
 - 二 法人トナリタル年月日
 - 三 理事ノ氏名、住所

前項ニ掲ケタル事項ニ變更アリタルトキハ一週間内ニ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス登記前ニ在リテハ其ノ變更ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第六條 民法第四十八條、第五十條、第五十二條乃至五十五條、第五十七條及第六十八條ノ規定ハ法人タル労働組合ニ之ヲ準用ス

第七條 法人タル労働組合合併ヲ爲シタルトキハ合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ成立シタル組合ハ合併ニ因リテ解散シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス

第八條 法人タル労働組合分割シタルトキハ其ノ定ムル所ニ從ヒ分割ニ因リテ成立シタル組合其ノ權利義務ヲ承繼ス

第九條 法人タル労働組合解散シタルトキハ前二條ノ場合ヲ除クノ外清算ヲ爲スコトヲ要ス民法第七十二條乃至第八十三條ノ規定ハ法人タル労働組合ノ清算ニ之ヲ準用ス

第十條 労働組合ニハ所得税、營業税及登録税ヲ賦課セス

第十一條 雇傭者又ハ其ノ代理人ハ労働者カ労働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ之ヲ解雇スルコトヲ得ス

雇傭者又ハ其ノ代理人ハ労働者カ組合ニ加入セサルコト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇傭条件ト爲スコトヲ得ス

第十二條 労働組合カ雇傭条件ニ關シ雇傭者又ハ雇傭者團體ト契約(労働協約)ヲ爲シタル場合ニ於テ協約ノ條項ニ違反スル雇傭者及組合員間ノ雇傭契約ハ其ノ違反スル部分ニ限り無効トス無効ナル部分ハ協約ノ條項ヲ以テ之ニ代フ

第十三條 地方長官ハ労働組合ニ對シ其ノ業務財産及組合員ノ數ニ關シ報告ヲ求ムルコトヲ得

第十四條 労働組合ハ組合設立ノ日ヨリ二箇月内ニ組合員名簿ヲ作成シ主タル事務所ニ之ヲ備付クルコトヲ要ス

表十五條 労働組合ノ決議法令ニ違反スルトキハ地方長官之ヲ取消スコトヲ得

第十六條 労働組合ノ規約法令ニ違反スルトキハ地方長官其ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十七條 前二條ノ處分ニ對シ不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第十八條 労働組合解散シタルトキハ其ノ代表者ハ一週間内ニ之ヲ地方長官ニ届出ツルコトヲ要ス

第十九條 第二條、第十八條若ハ第二十四條ノ届出ヲ爲ササル者又ハ第十三條ノ報告ヲ爲サス第十四條若ハ第二十五條ノ規定ニ違反シ若ハ第十六條ノ命令ニ違反スル組合ノ代表者ハ五十圓以下ノ過料ニ處ス其ノ届出又ハ報告ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者亦同シ

第二十條 法人タル労働組合ノ理事又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テ五十圓以下ノ過料ニ處ス

一 第五條民法第四十八條及第七十七條ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

二 民法第八十二條ノ場合ニ於テ裁判所ノ検査ヲ妨ケタルトキ

三 民法第八十一條ノ規定ニ反シ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

四 民法第七十九條又ハ第八十一條ニ定メタル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

第二十一條 第十一條ノ規定ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十二條 訴訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ本法ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

第二十三條 本法ハ大正 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

第二十四條 本法施行ノ際現ニ存スル労働組合ハ本法施行ノ日ヨリ一箇月内ニ第二條ノ手續ニ準シ届出ヲ爲スコトヲ要ス

第二十五條 本法施行ノ際現ニ存スル労働組合ハ本法施行ノ日ヨリ二箇月ニ組合員名簿ヲ作製シ主タル事務所ニ之ヲ備付クルコトヲ要ス

第二十六條 労働組合ノ登記ニ付テハ訴訟事件手續法第一百七條第一百九條乃至第二百二十二條及第二百二十五條ノ規定ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ際現ニ存スル労働者ノ團體ニシテ労働條件ノ維持又ハ改善ヲ目的トスルモノハ同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ労働者ノ團體ニ非サルモノト雖本法施行ノ日ヨリ六箇月内ニ第四條第一項ノ規定ニ準シテ届出ヲ爲ストキハ本法ニ依リ設立セラレタル労働組合ト看做ス

前項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲サムトスル團體ノ規約本法ノ規定ニ適合セサルトキハ之ヲ改定スヘシ但シ同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ労働者ノ團體ニ非サルモノニ在リテハ第一條及第十二條ノ規定ニ拘ラス同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ労働者ニ非サル労働者ヲ以テ労働組合ノ組合員ト爲スコトヲ妨ケス

(其二) 労働組合法案

昭和四年政府作製ノ法案。——原案

昭和六年二月廿一日第五十九議會提出——修正案

(これは右案の修正されたもの)

(尙傍線——ハ原案ニシテ修正案ト同一ナル場合ヲ示シ、傍線ナキ所ハ原案

(政府案) 第五十一帝國議會ノ衆議院ニ上程(大正十六年二月十六日)セラレタル政府案抄録(但之ハ特別委員會ニテ審議未了)

修正案

ニハナク、修正案ニノミ存スル箇所ヲ示ス)

一、本法ニ於テ労働組合ト稱スルハ労働條件ノ維持改善及組合員ノ共済修養其ノ他共同利益ノ保護増進ヲ目的トスル同一若ハ類似ノ職業若ハ産業ノ労働者ノ團體又ハ其ノ團體ノ同一若ハ類似ノ職業若ハ産業ニ依ル聯合團體ヲ謂フ。

二、労働組合ヲ設立シタルトキハ其ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ二週間以内ニ規約、代表者ノ氏名及住所並ニ主タル事務所所在ノ場所ヲ具シ之ヲ行政官廳ニ届出ツヘシ

聯合團體タル労働組合ニアリテハ前項ニ掲クル事項ノ他之ヲ組織スル團體ノ名稱及其ノ主タル事務所所在ノ場所ヲ具シ届出スヘシ前項ノ規定ニ依リ届出テタル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ變更ノ日ヨリ一週間以内ニ之ヲ届出スヘシ

三、労働組合ノ規約ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一、名稱
- 二、目的

- 三 主たる事務所所在地
- 四 組合ノ構成ニ關スル規定
- 五 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定
- 六 會議ニ關スル規定
- 七 代表者其ノ他ノ役員ニ關スル規定
- 八 組合費其ノ他會計ニ關スル規定
 - ハ、規約ニ法人タルコトヲ定ムルニ因リ法人ト爲ルコトヲ得
- 四、労働組合ニシテ其ノ規約ニ法人タルコトヲ定ムルモノハ之ヲ法人トス法人タル労働組合ハ其ノ名稱中ニ法人ナル文字ヲ用フヘシ
 - 法人ニ非サル労働組合ハ其ノ名稱中ニ法人タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用フルコトヲ得ス
 - 労働組前條ノ規定ニ依リ法人ト爲リタルトキハ
- 五、法人タル労働組合ハ其ノ設立ノ日ヨリ……………二週間以内ニ主たる事務所所在地ニ於テ左ノ事項ノ登記ヲ爲スヘシ
 - 一 名稱
 - 二 目的

- 三 主たる事務所所在地ノ場所
トナリタル……………
- 四 法人タル労働組合設立ノ年月日
- 五 理事ノ氏名及住所
前項ニ掲ケタル事項ニ變更アリタルトキハ一週間以内ニ其ノ登記ヲ爲スヘシ
- 六、本法ニ依リ登記スヘキ事項ハ其ノ登記前ニアリテハ之ヲ以テ、他人ニ對抗スルコトヲ得ス」本法ニ基キテハ登録税ヲ課セス」本法ニ規定スルモノノ外登記ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第四十八條、五十條……………第五十二條乃至……………第五十五條及第五十七條乃至……………第五十九條ノ規定
- 七 民法第四十四條……………第五十二條乃至……………第五十九條ノ規定
 - ハ、法人タル労働組合ニ之ヲ準用ス
- 八、組合員ノ總會ノ決議スヘキ事項左ノ如シ
 - 一 基金ヲ設置シ又ハ廢止スルコト
 - 二 豫算ヲ定メ又ハ決算ヲ承認スルコト
 - 三 規約ヲ變更スルコト
 - 四 聯合團體タル労働組合ヲ設立シ又ハ之ニ加入シ若ハ之ヨリ脱退スルコト

五 組合ヲ解散スルコト
合併又ハ分割スルコト

六 法人タル労働組合ノ合併又ハ分割ヲ爲スコト

聯合團體タル労働組合ニ在リテハ其ノ規約ノ定ムル所ニ依リ之ニ屬スル組合員ヨリ選出シタル者ノ會議ヲ以テ總會トス

九、労働組合ハ規約ヲ以テ總會ニ代ルヘキ總代會ヲ設クルコトヲ得
總會ニ關スル規定ハ總代會ニ之ヲ準用ス

十、労働組合ハ同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ労働者ニ非サル者ト雖モ、左ニ掲クル者ヲ組合員トナス
ハ、労働組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得、但シ雇傭者又ハ其ノ利益ヲ代表スル者ハ此ノ限ニ在ラス
コトヲ得

一 當該組合ノ役員又ハ役員タリシモノ
二 労働者タリシモノ、三、總會ノ決議ニ依リ加入ヲ許サレタル者
二 同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ労働者タリシ者

十一、労働組合ハ組合員ノ脱退ニ關シ不當ナル條件ヲ定ムルコトヲ得ス

十二、労働組合ハ衆議院議員又ハ北海道會、府縣會、市會、町村會其他之ニ準スヘキモノノ議員ノ選舉運動ニ關シ費用ヲ支出シ又ハ其ノ費用ニ充ツルタメ組合員ヨリ金錢ヲ徵收スルコトヲ得ス

十三、雇傭者ハ労働者カ労働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ之ヲ解雇スルコトヲ得ス雇傭者ハ労働者カ労働組合ニ加入セサルコト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇傭條件ト爲スコトヲ得ス
前二項ノ規定ニ違反スル解雇ノ意思表示又ハ雇傭契約ノ約款ハ之ヲ無効トス

十三、労働組合ノ役員又ハ組合員カ労働條件ノ維持又ハ改善ニ關シ勸誘ソノ他ノ方法ニ依リ他人ヲシテ労働ヲ停廢セシメ又ハ雇傭契約ヲ解除セシメ若ハ之ヲ締結セサラシメタルニ因リ雇傭者ニ生セシメタル損害ニ付テハ労働組合、ソノ役員及組合員ハ賠償ノ責ニ任セス

十四、法人タル労働組合ガ組合員（聯合團體タル労働組合ニアリテハ之ニ屬スル組合ノ組合員）ノ共同利益ノ保護増進ノ目的ヲ以テ組合員ノ生活ニ必要ナル物ヲ組合員ニ供給シ若ハ利用セシメ又ハ組合員ノ生産シタル物ヲ賣却スルノ事業ヲ行フ場合ニ於テハ其ノ事業ヨリ生スル所得及純益ニ付所得税及營業收益税ヲ課セス

十四、行政官廳ハ労働組合ニ對シ其ノ行務若ハ財産ノ狀況又ハ組合員ノ員數ニ關シ報告ヲ爲サシムルコト

十二、同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ労働者ニ非サル者ト雖モ、左ニ掲クル者ヲ組合員トナス
ハ、労働組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得、但シ雇傭者又ハ其ノ利益ヲ代表スル者ハ此ノ限ニ在ラス
コトヲ得
一、組合ノ役員
二、同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ労働者
三、總會ノ決議ニ依リ加入ヲ許サレタル者
十三、労働組合ノ役員又ハ組合員カ労働條件ノ維持又ハ改善ニ關シ勸誘ソノ他ノ方法ニ依リ他人ヲシテ労働ヲ停廢セシメ又ハ雇傭契約ヲ解除セシメ若ハ之ヲ締結セサラシメタルニ因リ雇傭者ニ生セシメタル損害ニ付テハ労働組合、ソノ役員及組合員ハ賠償ノ責ニ任セス
十四、（原案第）法人タル労働組合ガ組合員（聯合團體タル労働組合ニアリテハ之ニ屬スル組合ノ組合員）ノ共同利益ノ保護増進ノ目的ヲ以テ組合員ノ生活ニ必要ナル物ヲ組合員ニ供給シ若ハ利用セシメ又ハ組合員ノ生産シタル物ヲ賣却スルノ事業ヲ行フ場合ニ於テハ其ノ事業ヨリ生スル所得及純益ニ付所得税及營業收益税ヲ課セス

法人タル労働組合分割シタルトキハ其ノ定ムル所ニ從ヒ分割ニ因リ設立シタル組合其ノ権利義務ヲ承繼ス

二十三、法人タル労働組合合併又ハ分割ヲナシタルトキハ二週間以内ニ合併又ハ分割後存続スル組合ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併又ハ分割ニ因リ消滅シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲スヘシ
ハ解散ノ登記ヲ爲スヘシ
割ニ因リ設立シタル組合ニ付テハ第五條ノ登記ヲ爲スヘシ
又ハ労働条件ノ維持改善ヲ目的トスルコトヲ廢メタルトキ

二十四、労働組合解散シタルトキハ一週間以内ニ其ノ事由及年月日ヲ行政官廳ニ届出ツヘシ

但シ第二十条第四號ノ場合ハ此ノ限りニ在ラス

二十五、法人タル労働組合解散シタルトキハ合併、分割又ハ破産ノ場合ヲ除クノ他清算ヲ爲スヘシ
法人格ヲ喪失シタルトキハ

前項ノ場合ニ於テ其ノ財産ノ處分ハ規約又ハ總會ノ決議ニ依ル、民法第七十二條第三項及七十三條乃至第八十三條ノ規定ハ法人タル労働組合ノ清算ニ關シ之ヲ準用ス

二十六、非訴事件手續法第三十五條、第三十六條及第三百三十六條乃至第三百三十九條ノ規定ハ法人タル労働組合ニ之ヲ準用ス

二十三、
二十七、
下段
同

二十六、陸海軍軍人軍屬ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ労働組合ノ組合員ト爲ルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

二十七、労働組合ノ代表者ハ左ノ場合ニ於テハ五十圓以下ノ過料ニ處ス

一 第二條、第二十四條若ハ附則第三項ノ届出又ハ第十五條ノ報告ニ付之ヲ怠リ又ハ虚偽ノ届出又ハ報告ヲ爲シタルトキ

二 第十六條ノ命令ニ從ハサルトキ

二 第四條第三項ノ規定ニ違反シタルトキ

三 第十二條ノ規定ニ違反シテ費用ヲ支出シ又ハ金錢ヲ徴收シタルトキ

二十八、法人タル労働組合ノ理事又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五十圓以下ノ過料ニ處ス

一 第五條、第二十三條又ハ民法第七十六條ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

二 第二十一條第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シテ合併又ハ分割ヲ爲シタルトキ

三 民法第八十二條ノ場合ニ於テ裁判所ノ検査ヲ妨ケタルトキ

四 民法第八十一条ノ規定ニ違反シ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

五 民法第七十九条又ハ第八十一条ニ定メタル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

二十九、非訟事件手続法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

三十、非訟事件手続法第三十五條第三十六條及第三百三十六條乃至第三百三十八條ノ規定ハ法人タル労働組合ニコレヲ準用ス

附 則

本法ハ昭和五年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一條ニ掲クル事項ヲ目的トスル労働者ノ團體又ハ聯合體ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ之ヲ本法ノ労働組合ト看做ス

本法施行ノ際現ニ存スル労働組合ハ本法施行ノ日ヨリ一月以内ニ第二條ノ規定ニ準シ届出ヲ爲スヘシ

労働組合法提案理由

「近時労働組合ノ發達著シク其ノ産業界ニ於ケル地位頗ル重要ト爲リ來レルノ状態ニ鑑ミ労働組合法ヲ制定シテ労働者ノ團結ヲ法律上公認スルト共ニ其ノ組織行動ニ對シ規準ヲ與ヘ其ノ運動ヲシテ秩序

的ナラシムルコト緊要ナリト認ム是レ本法案ヲ提出所スル所以ナリ」

第三章 労働争議

我國に於ける労働運動は尙ほ未だ幼稚の域を脱し難く、主としては随時的に賃銀引上要求若くは引下防止の爲めに罷業を行ふ程度のものであり、労働組合も亦前章及び前々章に示すが如く其の發達未熟であつて、之れ亦労働争議の機關として存在するが如き觀を呈し、労働者の教育、修養、訓練等のことの爲めに盡す所も少く、賃銀以外の労働條件の維持改善の爲めに努力するにしても、多くは争議に訴へることに重きを置く風である。従つて我國の労働運動に關して實狀を説く場合には、争議に關する觀察を試むることが極めて重要ならざるを得ない。

尤も組合員相互の扶助救済のためには、多少施設せる組合もあり、就中失業救済事業、金融事業、住宅經營、診療所經營、労働會館經營、労働學校經營、消費組合經營等の事を行ふものは、かなりの數に上ぼつてゐることは見通し難い所である。

併し茲では争議について觀察したいのだが、先づ近年に於ける争議の發生件數、参加人員、その要求事項

等について、集計表を示して見る（労働時報第十四巻第五號所載）。

年 月 別 (年月末累計)	件數	参加 人員	賃銀増額		賃銀減額		賃銀支拂		労働時間		労働方法		工場設備		賃銀引上		賃銀引下	
			要求	實現	要求	實現	要求	實現	要求	實現	要求	實現	要求	實現	要求	實現	要求	實現
昭和六年	二、四六六	二、四六六	二〇〇	四九	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和七年	二、三三七	二、三三七	二〇〇	二九	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和八年	一、八七〇	一、八七〇	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和九年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和十年	一、八七〇	一、八七〇	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和十一年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和十二年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和十三年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和十四年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和十五年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和十六年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和十七年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和十八年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和十九年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和二十年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和二十一年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和二十二年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和二十三年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和二十四年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和二十五年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和二十六年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和二十七年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和二十八年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和二十九年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和三十年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和三十一年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和三十二年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和三十三年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和三十四年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和三十五年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和三十六年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和三十七年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和三十八年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和三十九年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和四十年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和四十一年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和四十二年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和四十三年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和四十四年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和四十五年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和四十六年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和四十七年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和四十八年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和四十九年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和五十年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和五十一年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和五十二年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和五十三年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和五十四年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和五十五年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和五十六年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和五十七年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和五十八年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和五十九年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和六十年	一、九二五	一、九二五	二〇〇	二〇	〇〇	二六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

之に依つて觀れば、近年争議は其の件數に於ても、参加人員に於ても、年々減少の傾向を示してゐることがわかる。之は近年に於ける思想の變化と、經濟界の實狀とに因つて然るものであるから、昭和十二年に入

つてからは、物價騰貴に伴ふ経済界の不安特に勤勞者階級の生活の不安の状況に促されて、かなり又争議頻發の状況に轉じつゝあることを、注意せなければならぬ。

近年に於ける労働争議の要求事項について見れば、やはり賃銀増額の要求が依然として毎年とも斷然多きに居り、然かも年々増加の状況を示し、特に昭和十二年四月末までの累計に於て、其の著しきを見る。之に反して賃銀減額反對を理由とするものは昭和六年には多かつたが年々減少するのは、賃銀引上の要求を爲すものと併せて見て、能く経済界の實狀を反映するものであることがわかる。次に解雇反對又は解雇者の復職を理由とするものが、件數に於て多いのだが、これは年次比較に於ては、多少づゝ減少の傾向に在ること、亦経済界近年の状況を反映するものと見なければならぬ。次には解雇退職手當の確立又は増額を理由とする争議が多く、年々大抵似たやうな數字を示してゐることを注意すべきである。賃銀算定方法や支給方法の變更を理由とするものも、年々かなり多數である。然るに労働時間短縮を要求するものは毎年極めて件數少く、工場設備其の他福利増進施設に關するものも少い。そして組合の自由又は確認といふ労働權に關する争議件數の毎年甚だ少いことも、注目に値する所である。

そこで少し一般的に争議の原因について見るに、先づ賃銀關係は罷業其の他労働争議の生ずる原因として常に最も重きを爲すものであるが、其の事情は労働運動の幼稚な時期に於て最も著明である。即ち労働者が労働運動に關してまだ餘り進んだ考を有せず、其の要求もたゞ眼前の利害に關するものに限られる時期に在つては、賃銀は最も深い利害關係のあるものと考へられるのが常であるから、争議も亦之を原因として行はれる場合が最も多い。同じく直接に労働に關することであり乍ら、労働時間の方は幼稚な労働者には餘り問題とならない。時間は少々長くとも賃銀所得の多いのを希望し、争議も從つて其の意味に於て行はれる場合が多い。そして賃銀に就いては嘗に其の額のみが問題となるに止まらないで、其の支給方法や賃銀形態に關することも前掲表でも明かなやうに屢々原因となるのである。

時間給制と出來高給制と何れを採用すべきかに就き、又兩者には夫々割増金附の多くの形態上の區分があるからそれ等の採用の可否や其の採用方法等に關して、争議を醸す場合が少くない。特に近時の労働組合に在つては、出來高給制を以て労働者に都合よからざるものと見、之を排斥せんとする風が熾であるが故に、其の間罷業の原因の發生する機會が少くないのである。然し同時に又一方には近時先進産業國に在つては企業家側に科學的經營法の採用される風が段々廣きに及ぶやうになり、其の賃銀制も亦頗る複雑なるものを用ふることになり、從つて労働組合側にも之に關する専門の知識を備へた者をして、常に企業家との交渉に當らしむることゝし、兩者間には之に關して綿密な賃率表を作製し、和解及仲裁契約をも併せ行ふことになり、其の風が一般の傾向を爲すに至らんとしてゐるから、之が爲に争議が罷業に至らないで解決し、又

争議と名づくべきものを見ないで、契約的に法律上の手續に依つて問題の解決する場合が多くなつて来たことも見通してならぬ所である。

次に罷業原因としての労働時間のことであるが、之は右に示すやうに労働運動の幼稚な時期に於ては餘り多く罷業原因とはならない。労働運動のやゝ進歩した以後に於て、其の原因を爲すことゝなる場合が多くなる。労働時間に就いては言ふ迄もなく其の短縮が要求せられるのだが、同時に又労働時間の始めと終りとを正しく精確に計算することや、作業中の休憩時間や、休日の定めやに關するものも、争議の原因となる場合が少くない。又居残り労働に關する事項も重要であつて、現今労働組合として居残り労働を一般的に廢止せんとする希望が強く、之を許して居ては、折角労働時間を短縮して、一面には労働者の過度の疲勞を防ぎ、他面には暇な時間を得しめんとする企は、有名無實になつてしまふ恐があるから、組合政策として其の一般的禁止を要望して居る。併し實狀はまだ其所まで進んで居ないものだから、現に行はれる居残り労働に就いてはとかく争議の起る憂がある。そして其の争ひは居残りの時間數に就ても表れ得べきだが、實狀に於ては居残り時間に對する賃銀割増程度が最も多く問題となる。従つて問題は賃銀に關聯したものとして表はれるのを常とする。併し近時先進諸國に在つては、労働時間に就ては國家政策が法規上之を限定し、少くとも一日内の労働時間數と一週間内の労働時間數とに關して、其の最長限を定めんとする風が段々表はれて来たから、勞

働時間に關する争議は大いに減少するやうになり得た。華盛頓會議の結果國際條約案としても、労働時間は一日八時間一週四十八時間を以て正常的な最長標準とすることになつたのは前に説いた通りである。けれども今日に至るも尙ほ其の條約批准を行はない國も少くない有様で、我國も其の例にもれぬのだから、我國等では労働時間に關して尙ほ争議の起り得る餘地の残されてゐるは遺憾である。それに又將來に於ては其の正常的な最長標準を更に短縮せんとする希望が労働者の間に起り来るのは免れ難い所だから、労働時間に關することが争議原因を爲す場合は中々無くなりはないであらう。

とにかく労働時間や賃銀に關する問題は労働争議の原因となり易いのであつて、實際に於ては現今に至るも罷業原因としては此等が最も多きを爲して居る。然し乍ら労働者の自覺が愈々明確になり、其の運動が進歩すれば、かゝる物質的な又は經濟的な要求以上に、更に労働者は權利に關する要求を原因として罷業を行ふに至る。即ち労働者が其の人格上に於ける自覺よりして人權の尊重を要求し、種々の形に表はれたる實際狀態に就いて、舊來の非人格主義的な待遇を改めんことを要求し、又進んで人格主義の見地よりする労働者の權利に關して、企業家が之を認め之を尊重し之に應ずる態度に出づべき約束を結ばんことを求むるに至るのである。之も其の要求の當初に於ては、主として舊時代からの遺習を破ることが問題となるのであつて、例へば雇主が労働者に對して昔の親方が職人徒弟に對するやうな態度を取り、呼捨にしたりすることなきや

うにと云ふ要求を爲したり、又労働者に對する訓練懲戒に就いて遺習を破らんことを求めたりするのである。又労働者は雇主の家に起臥し其の供與する舊式な宿舎に起臥するを以て從屬的なりとして喜ばず、獨立に生活してこそ甞めて獨立の人格者たる地位の承認を得るものとの考から、宿舍生活の廢止を要求したりするのである。然るに此等の遺習的なものが無くなれば、それに連れて労働者の要求も亦進んで権利の要求となり特に労働條件の決定、労働に對する労働者の振當て、解雇の場合に於ける労働者の選擇方などに關して、労働者は常に権利として當然に要求し得べきだけのものを要求し得んが爲に、其等の事柄をすべて規定上から行はれるものと爲し、情實や運動に依つて行はれることなからしめんと欲する。斯くて労働契約に關しては労働者は自由なる人格者として企業家に對して對等の地位に立つものとして、契約は組合團體の手に依つて行はれることが必要にして又有利のことと考へ、雇主側に於て労働者の組合團體を承認し之を相手として契約一切の取引を爲さんことを要求するに至るのである。

要するに之は労働者の組合主義に關する承認要求と云ふてよいものであつて、其の要求の爲に罷業の行はれるのを見るに至る。従つて其の罷業の實際の發現は、此権利要求の具體的發露により種々の理由を有することになる。併しそれ等は一般的に見て労働者の権利に關するものである限り、之を一括して其の罷業原因としての意義を認めることが出来る。そしてそれは罷業原因として最後の發達に屬することも容易に認め得

べき所である。

要するに罷業その他労働争議は、右等の如き種々の事情を原因として行はれるもので、その行はれることそれ自身については、實狀まことに已むを得ないものがある。即ち在來自由企業制が自由契約の下に自由労働を用ゐることに依つて事業を營むものである限り、その労働雇傭に關して其の條件其の他の事情から、争議の發生することは、謂はゞ當然のことに屬し、之を如何ともすべきものがない。まして從來のやうに個人の権利を尊重し、労働者についても其の労働を爲すことについての権利が承認せられ、所謂労働権は労働者に固有の権利であると考へられるからには、労働者が罷業を行ふことも其の権利の範圍内に屬し、所謂罷業権も労働権の一種として公に認められる外はない。

そして労働者が結社することも其の権利だと考へられ、労働組合が公に合法的のものとして承認せられる限りは、労働組合の活動の表現としての罷業は、その關係に於ても合法的なものとして承認せられなければならない。

今や罷業の合法性非合法性については、もはや議論の餘地はなくなつて、たとへ労働組合法は制定せられずとも、組合の合法性と罷業の合法性とは、一般的に承認されたものとして取扱はるゝこと、我國に於ても否定し難い實際の事實である。たゞ最近に至つては、伊太利などの罷業禁止が、其の思想的背景と共に、我

國にも多少の影響を及ぼして來てゐるけれども、それはまだ一兆候として認められる程度のもので、在來の對罷業觀が根本的に動搖するまでには至つてゐない。

「フアッシュヨ伊太利に在つては、罷業は禁止されてゐるが、それは労働者の權利を認めないが爲めではなく従來の自由主義的産業組織とは異つた組織を造り、勞資を打つて一丸とせる一種の協同生産組織を織り出すことを企て、居るからである。同國に於ても労働者に對しては十分これを保護し、無産者の境遇を脱して中産階級の地位に上り得るやうに之を政策上に實現することを期してゐるのである。その爲めには労働權を確立し、労働諸條件を改善し、労働の利害と産業の利害とを一致せしめ、兩者を社會的に結合一致せしめんとするのである。」

此の目的の爲めに、産業に對しては國家的な統制を行ひ、組合的な協同組織を造り上げて、一種の組合的國家若くは協同經濟組織を構成し、あらゆる社會問題は、此の組合的協同組織の働に依つて根本的に解決しなければならぬと考へてゐる。そしてあらゆる民主的な黨派組織を撲滅し、全國家的な全社會的な觀念を以て貫き、階級闘争的な觀念を根絶して社會連帶觀を確立し、社會的な共同依存と共同繁榮とを實現して、堅固にして和樂な社會生活を造り出すべしと考へるのである。

此の目的の爲めには、個人の間には、相互の共同活動を必要とするのみならず、階級間に於ける共同活

動を必要とするから、資本家階級と労働者階級とは、飽まで和衷協同して共同利益を認識し、其の増進の爲に働くべきものだとせられる。そして國家は全社會的利益の支持者として又其の指導者として働くべきもので、經濟の組合的な協同組織と階級的連結とを實現し、國家の統制の下に、勞資の共同連帶的な活動を期待するのである。

そして國家の強大は經濟の充實に基すとの根本見地から、生産力の増加を計らんと企て、其の爲にも階級闘争は之を排除せざるべからず、共同労働は必要缺くべからずと爲すのである。然かも國家内の經濟を計畫づける爲には、組織が必要で、労働は須らく之を國軍的に組織化すべしと主張されるのである。

茲に於てか労働憲章 *Carta del Lavoro* は制定されたのであつて、其の中に含まれてある勞資關係についての根本原則は、大様次の如きものである。

一、雇傭者及び被傭者の重要性は生産全體の重要性の下位に在る（第四條）。

一、生産の全重要素の代表者としてコルポラチオン *Corporation* は自己所屬團體の全權を有するあらゆる場合に於て労働關係の整規と生産の秩序とに關する規範（規定）を定むることを得（第六條）。

斯かる根本見地を基礎として、労働に對しては、縦の統制と（サンチカーに依る）横の統制と（コルポラチオンに依る）とが同時に行はれるやうにし、其の労働統制の源は集合的労働契約を行ふこと、労働裁判

の行はれることに在る。即ち勞資關係は、集合的團體契約に依つて先づ合理的に之を整へ、其の間に争議の發生する餘地ならしむると同時に、若し不幸にして争議の生ずる場合は、先づ適當團體をして和解を行はしめ、それでも治まらなければ國家が裁判に依つて之を治定するのである。従つて罷業も工場閉鎖も法定に之を禁止する。

罷業が禁止されては労働者の権利が尊重されないやうに見ゆるが、労働の保障に關しては労働憲章が十分物を云ふのであつて、團體的集合契約に重きを置くのもそれが爲である。團體的労働契約はその條件として文書に依ること、登録されること、有効期限が定められること、を要するが、其の代り一旦正式に締結されるれば、當事者たる組合以外に對しても、之に依つて代表されたる職業部類に屬するものに對しては、適用されるのであつて、やゝ公法的な効力を有する。そして其の團體契約の内容には労働報酬の額、報酬の仕方、労働時間、見習期間、家庭労働、休憩時間、夜業、週休日、有給祭日、解雇手當、死亡手當、軍役又はフアッシュヨ徵集、疾病金庫、其の他争議の解決方法等のことが含まれる。

次に労働裁判は罷業の禁止と連繫し、共にフアッシュイズムの經濟と國家との關係についての根本觀念に發源するもので、國家の優越性と其の統治力に對する信念は、個人に對して君臨すると共に、産業若くは職業團體にも君臨するものと信するが故に、個人の間若くは團體の間に於て之を治定し能はざる所のものに對して

は、國家が裁判に依つて之を治定するのである。従つて之は根本的に階級闘争の觀念を否認し、罷業その他階級闘争の權利は、自由主義に依つて確立されたけれども、國家主義に據て立つフアッシュイズムは之を否定する。そして國家の裁判は飽迄正義に依つて行はれるもので、労働關係は正義に依らない利害打算的な妥協に依つて造り出されてはならないとせられる。此の意味に於ては妥協的な調停制や仲裁制の如きも排斥されるのである。

然し裁判は當事者間の自發的な解決の道の盡きた場合に於て甫めて行はるべきものであるから、先づ經濟内部的な治平の道を講ずべきものであつて、組合聯合會 Federation 若くは總聯合會 Confederation 若くはコルボラチオン Corporation の手に依つて解決策を講ずべきものとする。そして結局裁判が行はれる場合には、裁判は雇傭者及び被傭者の双方の利益を考へ、其の面目を立てると共に、より以上に生産の全部的利益を守り、全局的な面目を立てることに努むるものである。

労働裁判の判決の効力は、公認されたる勞資團體間の集合契約と同一の効力を有する。そして労働裁判の行はれると共に罷業と工場閉鎖とが禁ぜられることは、之を自由に放任することが、國家單一的經濟觀念と根本的に矛盾するからである。従つて罷業及び閉鎖しは國家的全一性を冒瀆するものとして處罰さるべきものと爲し、之を行ふ者には罰金を課し、其の指導者、援助者、組織者には體刑を併課する。所謂公益事業に

於ける罷業及び閉出しには體刑を課する。そして國民生活に對してより多き弊害を及ぼすものほどより重き體罰を課するといふ主旨から、政治的罷業は最も重く之を罰せんとするのである。

以上に依つて大體伊太利ファツシズムの態度を窺ふことが出来るのであつて、それが從來の個人主義的自由觀に立脚した労働政策と、頗る立場を異にすることを知るに足りる。

第四章 労働争議調停法

我國從來の労働立法は謂ふ迄もなく個人主義的自由主義を根柢とする思想の基礎の上に立てられてあるから、労働争議に對しても、労働者の権利を認め、罷業を禁止せざるばかりでなく、之を事實としては承認するの外なき態度を取り、従つて之を和解せしめ仲裁するについての、調停制度を造つてゐるのである。尤もそれは一般的ではない。所謂公益事業なるものに於ける争議に限り、之を調停に附する道を造つてゐるのである。

即ち大正十五年に制定されたる労働争議調停法の規定する所に依れば、其の適用されるのは原則としては左の事業に限られる。但し茲に掲ぐる以外の事業に於ても、例外的には其の適用を見るのであつて、それは當事者双方から請求のある場合とせられてある。

原則的に調停の行はれる事業は、

(一) 蒸氣、電氣其の他の動力を使用する鐵道、軌道又は船舶により公衆の需要に應ずる運輸事業

(二) 公衆の用に供する郵便、電信又は電話の事業

(三) 公衆の需要に應ずる水道、電気又は瓦斯供給の事業

(四) 第一號乃至第三號の事業に電氣を供給する事業にして其の休止が第一號乃至第三號の事業の進行を著しく阻害するもの

(五) 其他公衆の日常生活に直接關係ある事業にして勅令を以て定むるもの

(六) 陸軍又は海軍の直營に係る兵器艦船の製造修理の事業にして勅令を以て定むるもの

是等の事業に在つては、労働争議の發生した場合には、行政官廳は當事者の請求に依り調停委員會を開設することを得るのである(労働争議調停法第一條)。

然るに法律は當事者の請求なき場合と雖ども、行政官廳に於て必要ありと認めたる場合には、やはり調停委員會を開設することが出来る定めを爲して居る(同條)。

されば此等の事業に就いては任意的な調停制度が設けられたと同時に、強制的調停制度も加味せられて居るのであつて、調停委員會を設けることだけは行政官廳の意思により、強制的に之を爲し得る次第である。

たゞ併し乍ら此の強制的調停の開設は法律に列擧されたる事業にのみ限られ、其他の事業に於ては當事者双方の請求あるにあらざれば調停委員會が開設せられることはない。そしてその當事者の請求による任意調

停も、法律に列擧せる事業に就ては、たゞ當事者の請求とのみ規定されて居るから、當事者一方だけの請求があれば調停委員會は開設せられる筈だが、列擧されたるもの以外の事業に在つては、當事者双方の請求ある場合と特に斷られて居るのである(第一條第二項)。

調停委員會開設の請求は左の事項を具し文書を以て之を爲すことを要する(労働争議調停法施行令第四條)。

(一) 争議の發生したる作業場の名稱及所在地

(二) 争議に關係ある労働者の概數

(三) 代表者に依り請求を爲す場合に於ては其の代表者たることを示すに足るべき事項

(四) 調停委員會に關する通知を受くべき場所

(五) 争議の要求事項

(六) 争議の經過概要

争議の當事者の一方から調停委員會開設の請求があつたときには、行政官廳は他の當事者に之を通知せなければならぬ(同第五條)。

調停委員會は行政官廳が之を開設することを得るものと定めてあるが、その行政官廳の職務は争議の發生したる作業所の所在地の地方長官(東京府にありては警視總監)が之を行ふのである。若し同一の争議が二

以上の地方長官の管轄に涉るときは、内務大臣は其一を指定して職務を行はしむることを得る。然るに内務大臣が其の必要ありと認めたる場合には、茲にいふ行政官廳以外の行政官廳を指定して争議調停に關する職務を行はしめ、又は自ら之を行ふことも出来る(労働争議調停法施行令第一條及第二條)。

但し船員法の適用ある船員の争議については、地方長官の代りに逓信局長其の任に當り、内務大臣の代りに逓信大臣其の任に當るべきものとする(同第三條)。

調停委員會を開設せんとする場合には、行政官廳は其の旨を労働争議の當事者双方に通知せなければならぬ(調停法第二條)。そして調停委員會を開設せんとする旨の通知は文書を以て之を爲すべきものとする。行政官廳がこの通知を爲したるときは直ちに又其の旨を公示しなければならない(施行令第六條)。

調停委員會の構成は九人の委員を以て之を組織することになつて居る。委員の中六人は労働争議の當事者をして各同數づゝを選定せしめ、他の三人は當事者の選定した委員をして争議に直接利害關係を有しない者を選定せしめ、行政官廳之を囑託するのである(調停法第三條)。其の選定に就いては、労働争議の當事者が調停委員會の開設せらるゝ通知を受けたるときは三日以内に其の選定を爲し、委員の氏名を行政官廳に届出づるを要することになつて居る(同第三條第一項)。當事者がこの届出を爲さざる場合には行政官廳は當事者に代り委員を選定するのであつて、この委員は當事者の選定したるものと看做される(同條第二項)。此の選

定の手續が終つたならば、行政官廳は其の委員を選定すべき中立委員の選定を爲すべきことを要求すべきものとし、其の選定は四日以内に行はれて其の氏名を行政官廳に届出づるを要する(同條第三項)。若し此の届出なきときは、行政官廳は當事者の選定したる委員に代つて選定を爲す。斯くて選定せられたる委員は當事者の選定したる委員の選定したものと看做されるのである(同條第四項)。

委員がきまれば行政官廳は直ちに調停委員會を召集して之を開會するのである(調停法第六條)。調停委員會は議長及其の代理者を置くことになつて居るが、議長及其の代理者は當事者の選定せる委員が選んだ所の委員の互選により、多數を得た者を以て之に充てる。多數を得たものなきときは抽籤による(調停法第七條)。

次に調停委員會の任務は、労働争議の解決に必要な調査審理を爲し其の調停を爲すことに存する(調停法第八條)。そして其の調停手續は開會の日より十五日間内に結了することを要する(同第九條)。調停委員會が此の手續を完了したるとき又は其の期間を延長したるときは、直ちに其の旨を行政官廳に報告するを要し、此の報告ありたるときは行政官廳は直ちに其の旨公示せなければならぬ(施行法第七條)。

調停委員會の會議が開かれるに當つては、議長又は其の代理者及各當事者の選定したる委員各二名以上が出席せなければ之を開くを得ない。議事は調停法に別段の規定ある場合を除くの外過半数を以て決することになつて居る。可否同數なるときは議長の決する所に依る(調停法第十條及第十一條)。そして調停委員會の議

事は公開しないことになつて居るが、行政官廳は調停委員會の承認を得て當該官吏をして會議に臨席せしむることが出来る（同第十二條）。

次に調停法の規定する所によれば、調停委員會は調停に必要な範圍に於て當事者又は其の代表者其他利害關係人又は参考人に對して出席説明を求め又は説明書類の提示を求むるを得ることになつて居る（同第十三條）。若し故なくして其の出席説明又は説明書類の提示を爲さざる者に對しては、五十圓以下の過料を課して之を制裁することに定められて居る（同第二十條）。又虚偽の説明を爲したる者は二百圓以下の罰金に處せられるのである（同第二十一條第一號）。此點は他の諸國にも其の例を見る所であつて、制度のやゝ強制的な性質が此點に關しては認められる。

更に又調停法は第十四條に於て調停委員會は調停に必要な範圍に於て委員をして作業所其他争議の關係場所に立入り、作業若しくは設備を視察し又は關係者に質問せしむることを得るものと定めて居る。たゞ軍事上秘密を要する場所に付ては此限に在らずとして居る。そして故なくこの立入、視察を拒み若しくは之を妨げ、又は質問に對して答辯を爲さず若しくは虚偽の陳述を爲したる者は、二百圓以下の罰金に處せられる（第二十一條第二號）。此の規定も其の精神に於ては亦加那陀などに於ける所謂強制的調査制度の採れる所に似て居るのである。尤も法律は委員又は委員たりしものは故なくして其の職權上知り得たる秘密を漏洩すること

を得ずとし、（第十五條）之に違反したる者は二百圓以下の罰金に處せられることにしてゐるが（同第二十一條第三號）之は固より當然の規定である。

争議の調停の結果に就いては、法律は調停手續が終了した場合には調停委員會は其の顛末を行政官廳に報告するを要するものと定め、若し調停不成立に終り労働争議解決するに至らざるときは、調停委員會は其の報告に委員會の決議せる争議調停案及之に關する少數意見を表示することを要すとして居る（第十六條）。調停不成立の場合に委員會の調停案及之に關する少數意見を併せ報告することは、調停委員會の存在の意義を明かにする所以であるが、特に法律が更に一步を進めて行政官廳をしてこの報告の要旨を公表すべしとして居ることは（第十七條）、或意味に於ては之を輿論の批判に委ぬる所以であつて、労働争議の調停の成立たなかつた場合には、委員會は自己の調停案の正當なるや否や争議當事者が之を容れざることの正當なるや否やを輿論の公平なる批判に待つと云ふことになる次第で、米國などに於て考へられて居る所と其の主旨を同じうして居る。そして法律が但書として労働争議が解決した場合に於て、當事者の一方の選定したる委員全員が豫め反對の意思を表示した場合には、其の公表を爲さしめないこととして居るのも、法律の規定としては當を得たもので、斯かる場合に強て之を公表する必要のないことは謂ふ迄もない。

此等の規定に依て見れば、我國の争議調停法は法律に列擧したる事業に於ける争議は場合に依ては之を強

制的調停に附することにして居るけれども、當事者が其の調停に依り和解して調停條項に服するや否やについては當事者の自由に委かす次第であつて、法律により直接に之を強制して和議を成立たしめ、又調停委員會として之に對し判決的な決定を與ふることのなきを知らることが出来る。されば我國の調停法は事件を調停に附することだけを強制的にして居るに過ぎないで、裁決をまで強制的にはして居ない。謂はゞ強制附議自由解決といふべきもので、他國にも其の例を見ることが出来る。調停委員會の決議はたゞ之を公表することにより輿論の批判を待つて、當事者之に服従せざる場合に間接に其の反省を促し、以て決議を尊重せしめんとするに過ぎぬ。

併し乍ら調停法は争議が調停に附せられたる限りは、調停の進行中の効力に關しては次の如く規定して居る。即ち調停法に列記せられたる事業に於ける労働争議に關し調停委員會の開設せられる通知を受けたときは、現に其の争議に關係ある使用者及び労働者並に其の屬する使用者團體及び労働者團體の役員及び事務員以外の者は、調停手續が結了に至る迄は左に掲ぐる目的を以て其の争議に關係ある使用者又は労働者を誘惑若くは煽動することを得ずとしてある。

一 使用者をして労働争議に關し作業所を閉鎖し、作業を中止し、雇傭關係を破毀し、又は勞務繼續の申込を拒絶せしむること。

二 労働者の集團をして労働争議に關し勞務を中止し、作業の進行を阻害し、雇傭關係を破毀し、又は雇傭繼續の申込を拒絶せしむること。

此の禁止は一言にしていへば調停手續繼續中に於けるロックアウト及ストライキの禁止であつて、之亦他國に其の例を見る所であるが、とにかく此の禁止規定あることに依つて調停は其の實際的効果を強められるものであることは言を俟たぬ。そしてこの禁止規定ある限りは調停手續を徒らに遷延せしむることは出来ない筈で、斯くては企業家並びに労働者の權利を侵害することになるから、それで法律は前に示したやうに調停委員會の構成及び其の調停手續の結了に關して共に日限を定めて成るべく速に之を爲さしめんとしたのである。

以上示す所の如くなるが故に、我國の労働争議調停法は仲裁々判制でなく、争議に對して判決を下して之を法律的に強行することになつて居ない點に於て、十分強制的な仲裁制度と云ふことは出来ないが、争議を行政官廳の見るところにより場合に依ては當事者の請求なくとも調停委員會の調停に附することにして居る點、調停委員會は關係者及參考人を召喚して其の説明を求むるを得る點、作業場其他争議の關係場所に立入り作業若くは設備を視察し又は質問を爲し得る點、之を拒む者は過料又は罰金に處せられる點、争議が調停に附せられ其の手續の繼續中はロックアウト及ストライキの禁じられてゐる點等から之を觀れば、一種の強制

的調停制度たるを失はないのである。従つて之が爲に労働者の罷業に関する自由権が或程度の制限を受けることになるのを免れない。

茲に於てか、この調停法の成立せんとせる際には、労働者の團體の間には極力之に反對して其の議會通過を阻止せんとする運動が行はれた。又現在に於ても尙この法律を廢止せんとする運動が行はれて居る次第である。企業家側に在つては法律に列擧して調停法の適用せられる事業が國家及地方自治體の經營せるもの、多いのと、たとへ私の會社に依て經營せられるものでも其の事業が公共的な性質を帯びたるものであることとの爲に、此の法律の成立に對してあまり反對の意思の明かにせられる所は無かつた。併し國家は法律に列擧され調停法の適用せられる事業は、すべて社會一般の生活に直接密邇な關係を有するものである所から、社會生活の平安を期する必要上此等の事業に於ける争議に關してはやゝ強制的な調停制を定めて、調停委員會をして其の争議の解決に必要な調査審議を爲さしめ、其の調停を爲さしめることにした次第である。即ち社會生活一般の平安換言すれば社會の公安の爲には、多少企業家及び労働者のロックアウト及ストライキに關する自由権を制限するとも致方なしとの見地より、終に此のやゝ強制的な調停制度を布くに至つた次第である。そして之を制定するに當つては、諸國の制度が先例として參酌せられたのは言を俟たざる所であつて我國の制度として獨創的な即ち全く先例のない特質の認むべきものはない。調停制度として現今普通に認め

られて居るものゝ中に於て所謂準強制的調停制といふ分類に屬すべきものである。

そこで尙ほ少しく此點について考へてみるのに、争議當業者双方の意思が合致して調停を請求する場合に調停委員會が開設せられるのは、當事者双方が之を希望するが故に然かせられるものなれば、格別問題となることはないが、今たとへ其の事業が直接に公益及び軍事に關係のある事業なればとて、當事者の一方のみの請求あるに依て調停委員會が開設せられたり、又當事者の請求はないのに、たゞ行政官廳に於て必要ありと認めるだけで、調停委員會の開設せられたりする場合に就いては、制度として種々の疑義が生ぜざるを得ない。即ち當事者の一方のみの請求あるに於て調停委員會が開設せられる場合には、相手方たる當事者はその請求を爲さないのに争議が調停に附せられるのだから、それは相手方たる當事者に取つては、一種の強制調停たる性質を帯ぶること上述の通りであるが、まして當事者何れもその請求を爲さざるに行政官廳が之を必要と認むるに依り調停委員會の開設せられる場合には、當事者双方に取つて事件は全然強制調停に附せられることになるのだから、由來斯かる強制調停に對しては労働争議の當事者の何れかの側に於て之を苦痛と考へることになるを避け難い。

多くの場合に於て労働争議は労働者側が或種の新たな要求を雇主側に持ちかけるか、さなくば從來の労働條件を維持せんが爲めに要求を齎すかであつて、大抵は労働者側が積極的に働きかける方で、使用者側は消

極的に受身に立つのである。従て今争議の調停が行政官廳の見込に依つて行はれる場合には、使用者側は之を歓迎する側に立ち、労働者側は餘り之を喜ばない事情に在るのが多數の場合であらう。尤も事情の逆であるやうな場合も有り得べきだが、それは少い場合であるべきことは想像し易い所である。又當事者の一方が調停を請求する場合についても、使用者側がその請求者たる場合が多くて、労働者側がその請求者たる場合の少かるべきことも、容易に想像し得る所である。此の場合にも亦例外的には逆の事情の存することのあるべきは謂ふ迄もない。されば今上に述べたやうな意味に於て一種の強制調停が行はれるについて、之を喜ばず之を苦痛とし又不當とする考の起り易いのは、多くの場合労働者側であるべきは疑のない所である。其の事は之を現時の勞資關係一般の状態より推すも正に然るべき所と見得られる。

即ち労働者は折角労働條件の維持改善等の爲めに使用者に要求を齎して、其の結果争議が起つて居る際にそれが使用者側の意思によつて調停に附せられたり、又は行政官廳の意思によつて調停に附せられたりするに於ては、折角戦はんとする鼻を折られ、要求すべきだけの要求を十分に要求し得ることになるべきを恐れる所から、多くの場合に於て調停を喜ばざることにならざるを得ないのである。従つてかゝる一種の強制調停に對しては、之を不當と見、場合によつてはそれは労働者の權利を制限するものとして、かゝる制度を不都合と思はざるを得ないやうな事情に在る。

運輸事業や通信事業や水道瓦斯電氣等の供給事業やは、直接に公衆一般の生活に關係し、公益的な性質に富む事業であるには相違ないが、さればとて、此種の事業に従事する労働者だけが、其の労働條件等について要求し得べき所をも要求し得べからずとせられる筈はなく、労働者として有する權利に至つては、他の普通の事業に於けるものと異なる理由はないのだから、今斯かる事業に従事するの故を以て、一種の強制調停に服せざるべからざることゝ爲るに於ては、それは甚しく他の事業に従事する労働者よりも不利——少くとも權利の制限せられた地位に立たせられるものとして、之を不満と考へるものゝあるのを、如何ともし難き次第である。労働者が労働條件の維持改善其他その境遇の改善の爲に要求し得る所の權利は、從來の考へ方では、苟も労働者たる限り當然に有する權利で、謂はば労働者の根本權であると信ぜられるから、その權利が事業の性質に依つて制限せられる筈はないと主張せられる。従つて今かゝる公益的及び軍事關係事業のみを他と區別して、之に従事する労働者に限つて一種の強制的な争議調停制に服せしめんとするのは、不當だと考へる者があるのである。

されば單純に労働者側からいへば、労働争議の調停に關して、たとへ事業が如何なる種類の事業たるにせよ、ともかくも強制調停は飽迄排斥しなければならぬとする考の存するのは、否み難い事實である。

労働者中に在つても社會主義的な見地を有する者に至つては、強制的調停なると否とに拘らず一概に労働

争議の調停制度そのものを否認し排斥する態度を以て居る。即ちその観る所を以てすれば、現時の資本主義的企業制の下に在つては、労働者と資本主とは到底利害の一致しないものであつて、労働条件其の他に就て兩者間に協調的な和合を見出さんことは到底不能事である。されば今調停に依つて争議を和解せしめんとするのは徒勞のことたるに過ぎず、かゝる妥協は兩者間に何等かの共通の利害があつて甫めて行はれ得べきことであるのに、勞資間にはその共通なプラットフォームがないのだから、双方歩み寄りて手を打つべき餘地は存しない。労働者は資本主企業家に對してはたゞ經濟的に戰を爲すべきのみであつて、戰ふといふことは即ち労働者の境遇を改善すべき唯一の道であり、又労働者が企業家に對して戰ふことに依つてのみ現時の資本主義的企業制は漸次に改廢せられ得るものである。さればその戰を未然に防いだり又之を妥協的に和解せしめんとする調停制は、たゞ一時を糊塗するものたる以外の効果を有するものでなく、然かもその一時的な彌縫策が、労働者の爲めには段々其の戰鬥力と戰鬥意志とを弱むる働を爲し、やがて其の境遇に安住せしむる催眠劑となつてしまふ虞があるといふのである。

斯様な見地は固より現今の労働者の多くが之を懐いて居るわけではなく、労働者中には争議調停制度を是認するものもあり、労働組合の如きにしても此の制度を是認し之を運用する立場に在るものもある。併し之を一般的にいつて、從來の實狀としては、同じ争議調停制にしても、労働者自ら進んで之を請求する場合の

外、他より強制的に争議を調停に附する制度に對しては、反對な態度を持する傾向の強かつたことだけは否み難い所である。併し最近に於ては思想一般の變化と共に、強制調停制に關する労働者の態度も大いに變化せんとする傾向を呈して來たことも亦掩ひ難い所である。

尙ほ考へてみるのに、我が労働争議調停法は一種の強制調停制を定めんとしては居るが、その強制は事件を調停に附するや否やについて、全然これを當事者の意思のみに委かせないで、或種の事業に關しては當事者一方の意思のみに依つても、又行政官廳の意思に依つても之を調停に附し、調停委員會を開設することあるべしといふに過ぎない。即ち調停の強制が或場合に行はるゝことあるべきことを定むるものである。

然るに強制調停といふ中には、斯くたゞ事件を強制的に調停に附するといふ以外に、一旦調停に附した以上は其の調停委員會の定めたる調停條項をも強制し、當事者は厭應なしに之に服従しなければならぬ制度とすることも考へ得られる。即ち調停をば一種の裁判的のものとなし、調停條項による裁決を以て事件をば裁判的に解決する制度である。さうして強制調停制といへば、斯くの如く事件を調停に附することも強制的であるし、又調停條項に服従せしむることも強制的であることに依つて甫めて完全な強制々度たり得るものと見て差支ない。

併し此くの如く事件が調停に附せられること自體も、又その調停條項が強行せられることも、共に強制的

に行はれることになれば、それは最早和解でもなければ居中調停でもなく、實質的には強制裁判たるに外ならぬ。されば労働争議仲裁々判にあらざる限り、調停制としてかやうな強制を行ふべき性質のものではない。調停としてはたとへ事件を或る場合に限り、又は一般的に調停に附するにしても、調停機関に於て定めた調停條項に服すると否は、之を係争當事者の自由意思に委かすこととして強制しないのが普通である。たゞ仲裁裁判に在つては、それが元來裁判たる性質のものであるから、一旦事件が之にかけられた以上は、その裁判は當然に強制せらるべきものであつて、其の點が調停と異ならざるを得ない。その代り裁判は公法制的のものに非ざる限りは、事件を強制的に裁判に附することなく、私法的な所謂民事裁判に在つては、事件を裁判にかけるや否やは當事者の意思に待つことで、たゞその意思が當事者一方の意思であればよいとするのが普通である。労働に關する仲裁々判とても大體に於て之に則るべきは勿論である。

所で今我國で行はれることになつてゐるのは、労働仲裁々判制ではなく調停制度であるに過ぎない。さうして調停である限りは、その調停の効果は裁判上の和解の行はれるものと爲すのが普通であるから、調停機關の決定する所は勿論判決たる効力を有せず、幸にして調停が成立すれば和解の出来上つたものとなり、たとへ調停條項は定まるとも、當事者の双方又は一方が之に服しなければ、調停は不成功に終り和解は成立せざるものとなる外はなく、調停機關として之を當事者に強制すべき権能は認められない。此の意味に於て調

停機關は一種の和解機關である。労働争議に關して和解 (conciliation) は即ち當事者のみの直接交渉 (negotiation) によつても成立し得るが、又居中調停 (mediation) に依つても成立し得る。併し居中調停はそれが和解的調停たる限り所謂仲裁 (arbitration) とは異なるもので、兩者はその機關が別々であるべき筈のものである。

我が労働争議調停法によれば、調停は原則として調停委員會開會の日より十五日内その手續を結了すべきものとし、場合により之を延長するを得るものとして居る (第九條)。さうしてその手續の結了した場合には調停委員會はその頭末を行政官廳に報告するを要するものとする (第十六條第一項)。所で今その手續の結了と共に労働争議が解決すれば問題は残らないが、若し労働争議解決するに至らなかつたときは、調停委員會はその報告に委員會の決議せる争議調停案及び之に關する少數意見を表示することを規定されてある (第十六條第二項)。尙ほ又行政官廳は右の報告を受けたらばその報告の要旨を公表すべしとしてある。但し労働争議解決したる場合に於て當事者一方の選定したる委員全員が豫め反對の意思を表示したるときは此限にあらざる (第十七條) となつてゐることはすべて既述の通りである。

されば法文によれば、調停委員の調停に依て争議が解決すればよいが、若し解決しなかつた場合には、調停委員會としては當事者に對しては其の上爲し得べき所はなく、たゞその決議した調停案と之に關する少數

意見とを行政官廳に報告するを要するのみである。さうして行政官廳は調停の成り立たなかつた場合には、調停委員会からの報告は必ずその要旨を公表すべき定めであるから、つまり調停の成り立たなかつた際にはその調停案と少数意見とが世に公表されるだけのことで、謂はゞ世間をして公平に之について考へしめ、これだけ骨を折つたが調停は成り立たなかつた、成り立つのが無理か成り立たなかつたのが無理か、公平に考へて貰ひたいといふだけのことをするに過ぎないのである。

斯く法文に於て、調停上の決定を當事者に對して強制しないことになつて居る點は、労働者に取つては、調停が既述の如く強制的に開催せられ、當事者としての労働者側は之を欲しない場合にでも事件が調停に附せられる制度を其の效果に於て多少緩和することになつて、やゝ其の邊が樂になる次第である。従つて事件こそ調停に附せられても、當事者は調停案が氣に入らなければ之を拒絶するを得る自由を有するから、之が爲めに、主張すべき権利を著しく制限せられたり、要求すべき利益を著しく抑へられたりする恐はなくなるわけである。けれども之を労働者側からいへば、事件を調停に附するといふこと自體が、その要求の貫徹特には労働運動上都合よからぬやうな場合もあること、前に述べた通りだから、調停案の強制こそなければ、ただそれが無いといふだけで、調停の強制の行はれるといふことから生ずる迷惑を免れるわけにはなり得ないと、考へることを避け難い。

そこで問題は更に轉じて、争議が調停に附せられ、調停が進行しつゝある期間に於ける當事者の行動の自由が保持せらるゝや、それとも其間その自由に制限が加へられるやといふ點に於ても表はれて來ざるを得なくなる。さうして此點に關しても同じく争議の當事者ながら、労働者の感ずる利害は使用者の感ずる所よりも一層痛切ならざるを得ず、従て問題の意義の重心はやはり労働者側に落ち來らざるを得ない。

法の規定に依つて觀れば、争議が調停に附せられた以上は、その手續が終了するまでは争議の直接なる當事者以外の者は、使用者側に對してロックアウトを爲すべく勧誘したり労働者側に對してストライキを行ふべきことを勧誘するを得ざるものとなつてゐること、上に之を示した通りである。

然るに此點に關しては種々の意見が存し得るのであつて、最も強い意見は調停手續進行中は公益事業については同盟罷業及び作業所閉鎖を禁止し併せて罷業及び閉鎖の勧誘を爲すことを禁止すべしと爲すもので、次に強い意見は調停手續進行中は公益事業たる与否とを問はず同盟罷業及び作業所閉鎖の勧誘を爲すことを禁止すべしとするものである。更に又或意見では調停手續進行中は公益事業については係争者たる与否とを問はず同盟罷業及び作業所閉鎖の勧誘を爲すことを禁止すべしと爲し、又或意見では調停手續進行中は公益事業については係争者以外の者が同盟罷業及び作業所閉鎖の勧誘を爲すことを禁止すべしとする。さうして此所にいふ係争者とは現實に争議を爲せる使用者及び労働者だとする意見と、此等の者以外にその屬する使

用者團體又は労働團體の役員その他の執務者をも含ましむべしとする意見とが分れるのである。

此等の多少づゝ異なる異見につき各々其の理由とする所を見れば、先づ最も強い意見として上に掲げたるもの即ち調停手續の繼續中は公益事業については同盟罷業及び作業所閉鎖を禁止せんとする主張の理由とする所は(一)争議を調停に依つて解決せんとするのは平和的手段を以て事を圓滿に治めんとする主旨に出づるものであつて、彼の同盟罷業や作業所閉鎖が飽迄闘争手段として行はれるのと全然その立場を異にして居る。両者は到底兩立し難いものであるのに、今公益事業について平和手段により争議を圓滿に解決せしめんと欲して調停の手續を執り乍ら、一方に於ては同盟罷業や作業所閉鎖を自由に行はしむることを放任するに於ては、これ實に調停制度を設くる趣旨に反するものと謂はねばならぬ。(二)交通運輸事業や通信事業や水道瓦斯電氣等の供給事業やの如きは社會の人々の日常生活と最も密接な關係を有しその必要缺くべからざる事業であるのに、其等の事業が突如として休止さるゝは一般公衆の生活を脅かすものと謂はねばならぬ。されば今此等の事業に於て争議の生じた際にこれを調停に依つて解決せんとするのは、右の如き作業休止に依る國民一般の迷惑を除き社會生活をして平安ならしめんとする主旨に出づるに外ならぬ。さればこそ此等の公益事業を選んで特に此等の事業に於ける労働争議を調停に依つて解決せんとするものである。然るに一方に調停の手續を行ひ乍ら、他方同盟罷業や作業所閉鎖を禁止せざるに於ては、調停制度は甚だその主旨を貫

かざるものとなるを免れ難い。(三)特に鐵道、郵便、電信、電話等の如き官業による公益事業に在つては、豫算の關係上常に必ずしも急速に労働者の要求を容れ難い場合がある。然るに今此點について労働者と十分な諒解を遂ぐれば争議は圓滿に解決する見込もあるやうな場合に、突如として同盟罷業を爲す自由を與へて置くに於ては、折角圓滿に解決すべきものも解決し得ざることになつて、調停制度の効果を少なからしむるものと謂はなければならぬ。(四)成程同盟罷業を爲すことは労働者の有する唯一の有力な武器たるに相違なけれど、今調停手續の進行中にその罷業を禁止したからとて、それが爲めに全然その權利を蹂躪し武器を奪ふことにはならぬし、又禁止は使用者側に對しても同様に作業所閉鎖を行ふべからずといふことに於て行はれる次第だから、獨り労働者に對して酷なわけではなく、其間公平の失はれる恐はないといふのが大體その理由とする所の主要點である。

次に調停手續進行中は公益事業たる否とを問はず、同盟罷業及び作業所閉鎖の勧誘を禁止すべしとする意見の理由とする所は、(一)公益事業たる否とを問はず、調停手續進行中といへども同盟罷業及び作業所閉鎖を禁することは不可なりとするも、苟も調停手續の開始された以上は、その結果を妨ぐる行爲を禁ずるのは制度をして有効のものたらしむべき道なれば、罷業又は閉鎖を勧誘する行爲は之を禁止すべきものだといふに在る。

次に公益事業に關しては、調停の手續進行中は係争者たるを問はず、罷業及び閉鎖を勧誘することを禁ずべしとする意見と、係争者以外のものが勧誘を爲すのを禁ずべしとする意見とは、公益事業なればとて調停手續の進行中同盟罷業や作業所閉鎖を禁じ得べきものではないが、然し事公益に關する事業なれば、此等の闘争手段の齎す損害を成るべく回避する道を講ずることは當然であるから、罷業や閉鎖の勧誘をなすことは之を禁ずべしとするのである。たゞその勧誘を禁ずるについて、一方の意見は、罷業や閉鎖が争議當事者の自發的決意に出でたものなら致方がないから、たゞ第三者が之を勧誘するのを禁ずるに止むべしとし、他方の意見は、苟も罷業や閉鎖の行はれるに依つて生ずる公衆の迷惑を成るべく回避せんとするならば、争議當事者なると否とを問はず他人を勧誘して罷業や閉鎖を行はしめんとする行爲は之を禁ずべきものだと考へ、両者が主張として相岐れて來るのである。さうして尙係争者の範圍については之を廣く解せんとする意見と狭く解せんとする意見とが分れ、一方はたゞ現實の争議當事者以外の者は苟も勧誘を爲すを許さるべきものにあらずと見、他方は労働組合の認めらるゝ限り又使用者團體の認めらるゝ限り、その團體本來の性質及び任務より見るも、其の役員其の他の執務者が罷業や閉鎖の勧誘を爲すのは禁止さるべき筈のものにあらず、彼等が之を爲すのはその任務を盡すものたるに外ならずと見んとするのである。

以上種々な意見の中で我が調停法の採れる所は、成るべく労働者の罷業と使用者の作業所閉鎖との自由を

残し置かんとする主旨により、たゞ公益事業に限り、調停手續の進行中罷業や閉鎖の勧誘若くは煽動を爲すを得ずとする意見である。然かもその勧誘煽動を爲すを禁ぜらるゝ者の範圍は、現に其の争議に關係のある使用者及び労働者並に其の屬する使用者團體及び労働者團體の役員及び事務員以外の者としたのである。

今此等の意見に就いて考へて見るに、先づ公益事業に在つては調停手續の進行中は罷業及び閉鎖を禁止すべしとする意見は、調停の制度を制度として効果多きものたらしめんとする考から出て居るのであつて、其の點から見れば一應尤な議論のやうに見へるけれども、元來労働者に取つては、罷業を行ふといふことは、労働上に於ける其の要求を貫徹せんが爲の手段としては最も有効な手段であり、使用者側に對して用ゆべき武器としては殆んど唯一の有力な武器であるから、たとへ、調停手續の繼續中に限つたことではあるにしても、よし一時的たりとも其の權利行使が妨げられ、その武器を用ゐ得ざるものとせられるに於ては、それは労働者に取つては甚大の苦痛たり又損失たらざるを得ない。殊には罷業を行ふには乗すべき最も都合のよい時機があつて、其の機會を逸するに於ては罷業は結局實行し得べからざることになり、又行つても効果の薄いものとならざるを得ざる恐が少くない。然かも調停の手續の繼續する時期の如きは罷業を行ふべきための時機としては甚だ大切な時期である場合が少くないのだから、其の期間罷業が禁止せられることは、労働者としては最も苦痛とする所で、斯くては事件が調停に附せられたといふことだけで其の事實が己に大いに勞

働者に不便と不利とを與へ、元來公平なるべき調停をして労働者に不公平な損害を與ふることになるのを免れ難い。

此の事情は事業の性質の如何によつて變るべき性質のものではないから、たとへ公益に關係のある事業なればとて罷業を禁止すべきにあらず、之を禁止するに於ては此種の事業に従事する労働者は事實上は罷業權に大なる制限を加へられることとならざるを得ない。特に法の採れるが如く調停を當事者の一方のみの請求により、又は行政官廳が之を必要と認むるに依りて稍々強制的に開設するものと爲すに於ては、労働者は使用者側の請求や官廳の見込によつて争議を調停に附せられ、然かも其間罷業を禁止されて戰略の鼻を挫かれ、又其間結束を切崩されたり、さなくも少くとも熱をさまされて、直接間接に大いなる不便とを被らざるを得ざることになる。

尤も罷業の禁止は他方使用者側に對して作業所閉鎖の禁止せられることに依つて、平均せられるやうに見へ、獨り労働者のみが迷惑するのではないやうに見へるけれど、それはたゞ紙上の公平論たるに過ぎない。實際に於ては企業家側の作業所閉鎖と労働者側の同盟罷業とは、労働に關する鬭争武器としては日を同うして語るべからざるものあり、特に之を行ふについての時機等に關しては、後者は遙かに敏感に利害關係を感じる性質のものであるから、兩者が同様に禁止されたからとて、其の結果は決して公平なるを得ず、労働者

の被る不利益は遙かに多大である。

尙又罷業及び閉鎖の禁止を行ふべしとする主張は、通信運輸業や水道瓦斯電氣等の供給事業やの如きは、直接に公衆生活と關係を有する公益的事業なるが故に、市民の生活を安定せしむる意味からも調停手續進行中は罷業及び閉鎖の禁止をしなければならぬとするのだが、それは此種の事業に於ては全然罷業や閉鎖を爲すを得べからずとするものならば兎も角、苟も此等の事業に従事する者と雖も罷業や閉鎖を爲し得るものとせられるからには、たゞ調停手續の進行中だけ之を禁止したからとて、それに依つて著しく公衆生活の安定が得られるものではない。その安定は多く得られないに拘らず前述の如く之が爲めに労働者の被る迷惑は大なりとせば、たゞ公衆の利便だけを見て労働者の迷惑は之を犠牲にしてもよいといふわけには行かない。元來現時の罷業はその進歩せるものに至つては突如として無警告に行はれるものではなく、大抵は一定の警告期間を置いて豫め日時を期して其の定められたる時期より罷業は開始せられるものであるから、一般公衆は其の期間内に應急策を講じ得べきものである。それに又労働者としては罷業に對する社會の同情の有無を氣遣ふことに於ては、通信運輸業の如きに従事する者は最も敏感なのであつて、然も亦罷業の成否が社會一般の之に對する同情の有無厚薄に依つて別れる所も多大な次第なれば、たとへ罷業の自由が其儘に残し置かれたればとて、猥りに公安を紊るやうな突飛な罷業の行はれるものにあらざることは、略易き所である。何

れにしても罷業が労働者の権利であり又唯一の有効な武器であるからには、たと事業が公益に關係ありといふだけの理由で以て罷業の自由を奪ふべきものではない。現今の如く經濟界が有機的に造り上げられてゐる社會經濟の時代に在つては、何れの産業といへども社會一般の利害に關係せざるものはなく、公益的事業といふことも中々一概に定め難い事情がある。公益事業といへば何れも公益事業であり、私益事業といへば大抵皆私益事業といへるやうな有様なのだから、特に通信運輸事業や、水道瓦斯電氣等の供給事業のみについて、其の従業者に罷業を禁止せんとするが如きは、たとへ之が調停手續進行中だけのことたりとも、決して其の労働者に對して親切な態度とは謂ひ難い。

すべて斯くの如くなるが故に、罷業や閉鎖を禁止せんことは、たとへそが公益事業及び軍事關係事業に限らるゝとも、又調停手續進行中に限らるゝとも、從來の労働運動の理論と實際の必要からいへば、妥當のこととは謂ひ得られないのである。従つて罷業や閉鎖を勧誘することを禁止せんとする意見も、同一様の理由に依つて妥當な意見と謂ひ難いのである。但し伊太利などのやうに一般的に罷業權を否認し、之を禁止する態度を取るものに於ては、議論の立場は全然異つて來ざるを得ない。

次に調停手續の進行中は公益事業たるを然らざるとを問はず、一般的に罷業及閉鎖の勧誘を爲すことを禁止せんとするの意見は、たと調停の實を擧げるといふことのみを考へて労働者の權利を顧みるを忘れた議論

であり、又見様によつてはともかくも罷業の如きを行はざらしめんとし、労働者をして其の機會を逸せしめんとする資本家的の議論たるを免れ難い。我が労働争議調停法では、法に掲げられた種類の公益事業にあらざる普通の營利事業に於ては、争議を調停に附することからが已に當事者双方の請求がなくてはならぬとせられる位であつて、之を強制的に調停委員會の調停にかけることをしないものとして定めて居るほどであるから、たとへ調停手續が繼續中なればとて、罷業や閉鎖の勧誘を禁止すべき理由は毛頭無い。或はそれは罷業や閉鎖の禁止ではなくて勧誘の禁止だから差支ないではないかといふ意見が出るかも知れないが、普通の營利事業について、たとへ調停手續の繼續中なりとも、當事者双方の合意あるにあらずして、罷業や閉鎖の禁止を行ひ得べきものにあらざること、苟も労働法規上の議論としては言を俟たざる所であつて、それは議論にはなり得ない。

さうして罷業や閉鎖の勧誘といふことは、此等のこと特に罷業が多數者の團結によつてのみ行はれ得るもので、労働組合が最も中央集權的に出來上つて居るもの以外に在つては、勧誘なくしては其の實現は考へ得られないほどのことであるからには、その勧誘の禁止されることは罷業そのものゝ禁止されるのと實際的には殆んど異ならざる意義を有する。従つて罷業そのものゝ禁止の行ふべからざるものである限りは、之が勧誘の禁止も行はるべき筈のものでない。

右二様の意見について其誤れる所を述べたると同じ理由により、次に調停手續進行中公益事業に就いて同盟罷業及び作業場閉鎖の勧誘を禁止すべしとの意見も、不當の意見たらざるを得ない。たとへ公益事業なりとも罷業や閉鎖の禁止の行はるべきものにあらざる限り、その勧誘を爲すことの一般的に禁止せらるべきものにあらざることは、特に罷業については勧誘に依つて甫めて罷業の成り立ち得る性質より之をみて當然のことといふべきである。況んや労働組合が公認せられんとする時代にあつて、其の組合が組合としての意義を發揮し任務を盡し効果を擧げん爲めには、かゝる一般的な勧誘の禁止の行はれることは、労働組合主義に反するものであつて、若しかゝる禁止が行はるれば、労働組合は折角存立して居ても、まさかの時に物の用を爲さざる効能の薄いものとなつてしまふ外はない。

最後に調停手續の繼續中は公益事業については争議の当事者以外の者が罷業や閉鎖を勧誘するを禁ずべしとの意見は、その当事者の意義を廣く解すると狭く解するとにより、労働組合主義を承認しその効果を發揮せしむることになると否との岐るゝ所となる次第だが、之亦何れにしても徹底せる意見たるを得ないのである。即ち係争当事者の意味を狭く解して其の以外の者が罷業や閉鎖を勧誘することになれば、当事者にあらざる限り労働組合の役員や其他の執務者の如きもその勧誘を爲し得ることになつて、労働組合はやはり右述の如く甚だ力なきものとなり、此の意見も亦其の結果に於ては右に掲げた意見の如く一般的に罷業や閉鎖

の勧誘を禁止すべしと爲すものと多く選ばざるものになる。さうして係争当事者の意義を廣く解する側の意見に於ては、労働組合の役員其他の執務者は勧誘を爲すを許されることになるから、事情は右に比較してやや緩和され、労働組合主義は大分多く承認せられ、労働組合の働も大分多く表はれ得ることになる。併し乍ら此の意見の如くしても、労働組合員が總體的に罷業の勧誘援助を爲すことは許されないから、たゞ労働組合主義は部分的に承認せられるに過ぎないで、十分徹底的に労働組合主義の効果を發揮せしむる所以とはなり得ない。されば此の二様の見地は其間多少の相違こそあれ、労働運動の立場からいへばやはり不徹底を強ゆるもので、何れにしても労働者に取つては双手を擧げて歓迎すべきものではあり得ない。

要するに斯くの如き筋合のものであるが故に、調停手續繼續中に、如何なる程度に於てとも労働運動に對して制限を加ふべしとする見地は、労働者の喜び得ざる所であつて、我が労働争議調停法が、上に掲げた意見中、現に其の争議に關係ある使用者及び労働者並に其の屬する使用者團體及び労働者團體の役員及び事務員以外の者は、同盟罷業及び作業場閉鎖の誘惑又は煽動を爲すことを得ざるものと定めて居ることも、之を労働運動者の側よりいへばあまり好ましからざる規定と考へられてゐるであらう。

第五編 日本の農村社會政策

第一章 我が國情と中産主義

前に第一編第二章に於て之を論じたやうに、在來の社會問題は勞働問題を以て中心とする實質を備へたものであり、思想の時代的傾向から之を基礎として定められる社會問題の觀念としては、斯かる實質的内容のものを以て社會問題と見るのが、一般的な風潮であつた。然るに最近に至つては、時代思想の變化に伴ひ、社會問題の觀念の樹て方が變つて來、従つて社會問題の實質的内容についても、従來とはやゝ異つたものがある。その内容として理解さるゝに至つた。少くとも其の實質的内容の範圍については、かなり之を廣く解釋するやうになつて來たことは確かである。

此の變化に依つて我國に於ても、今や農村問題を以て重要な社會問題と考へ、然かもそれはたゞに農村

内部に於ける階級對立的な關係より發生する問題のみならず、農村と都會との對比關係から生ずるものをも重大な社會問題と見なければならなくなり、之に伴つて農民一般の經濟や生活に關する問題の如きも、益々多く社會問題としての意義を有することになつて來たのである。

特に農村の住民がその經濟の窮乏と生活の困難とから、漸次疲弊し没落する運命に陥り、都會其他鑛工業地に向つて轉住し、爲めに農村人口の減少を來たし、都會人口との釣合が取れなくなり、都會に於ては過度な人口周密状態を呈して、國民保險上及び國民精神上に於ても好ましからざる狀況を呈するに至りつゝあることは、極めて重大な社會問題と考へられるやうになつて來たのである。

そして此の農民に關する問題は、中小商工業者に關する問題と共に、所謂舊中産階級に關する問題を形成し、それは又更に給料生活者を中心とする新中等階級に關する問題と相並んで、極めて重要にして然かも解決の困難な現時の社會問題の一分野を造り成して來たのである。

従つて社會政策もまた、從來の社會問題觀を基礎とするのでは、到底よく時勢の實狀に應ずるを得ず、新たなる社會問題觀に順應して、問題の新分野に對しての政策としての研究と實地施設とを見ることの必要が年に月に加はりつゝあることを知らなければならぬ。

私は今此等の新分野に關して其一々に觸れて論議することは紙面の關係上到底出來難いことから、茲には

最近思想の傾向として中産階級の問題を重視すること、新しい社會觀が、其の表現の上に於て新しい中産階級主義的な傾向を取り、國家的に見たる社會組織に關しても、國民經濟としての構成に於ても、一種の新中産主義と名づくべき傾向のものが甚だ有力になつて來たことを論ずると共に、之を我國の實情に照して考察することを以て、一般論的な部分と爲し、個別的に内容に觸れての取扱としては、農村及び農民に關する包括的な問題を取り上げて、我國の實狀としての其の概觀を叙するの傍、更に農村内部に於ける從來の小作問題を検討し、之が對策について考察することに止めたいと思ふ。

先づ我が國情と中産主義について考へて見やう。

抑も資本主義は大資産主義であり、社會主義は無産主義である。用語は少しく粗雑に過ぎるけれども、斯く言ふことに依つて資本主義と社會主義との特色上の相違の一面は表現され得るであらう。然るに其の資本主義を是正して大資産主義若くは大資本主義に墮せず、然も亦同時に社會主義特には共產主義の無産主義的傾向に陥らないで、社會組織の態様に於ても、産業構成の實體に於ても、企業遂行の形態に於ても、中産主義を維持し、又新たに其の意義を造り上げて、資本主義的ならざるそして同時に社會主義的ならざる社會經濟體系を確立せんとする傾向が近時頗る著明になつて來たことは、何人の目にも見遁がし難い所であらう。そして此の傾向とそれに伴ふ運動とは、世界到る所に之を窺ふことが出來、謂はゞ現在に於ける世界的現象

である。

此の中産主義的傾向が世界大戰後に於て著しく頭を擡げ、殊には近時の經濟界に於ける世界的大不景氣に促されて其勢を得て來たことには、抑も理由あることで、一つには從來の資本主義的なブルジョア支配の政治の行詰りと、資本主義的自由經濟の下に助長せられる社會の階級的分裂傾向並びに之に伴ふ階級闘争の激化との爲めに、社會の全一的保存の必要が痛感さるゝに至り、新舊中産階級を中堅とする社會構成と政治との行はるべき時勢的な要求が表はれて來たのであるが、今一つには又資本主義的企業と之に伴ふ諸經濟機構の行詰りの爲めに、社會經濟の體系上に於ても大勢的な是正を必要とするものあるに至つたことが、新たな中産主義的傾向を喚び起すに至つたものと見なければならぬ。

人も知るが如く、中産階級を維持し中産主義的な産業組織を社會經濟の一隅に於て存続せしめんとする政策上の努力や小規模の社會的運動は、世界大戰以前に於ても、かなり廣く行はれて居た。詳言すれば、農民や中小商工業者等に依つて形成せられる所謂中産階級なるものを保護し、其の社會的地位を確定して、社會が有産階級と無産階級との二大區別に分裂することを避けると同時に、産業が大資本に依る大規模企業の支配の下に漸次統一せられんとする傾向を阻止し、中小資本に依る中小規模産業の地盤を確保せんとする希望と努力とは、かなり古くから歐洲諸國の如き舊國の間に行はれ、我國に於ても亦資本主義的傾向の進展する

に連れて段々と斯かる政策上の希望と要求とは其の意義を増しつゝあつたのである。併し乍ら此の意味に於ける中産主義的な傾向は、謂はゞ純粹な保守的傾向であつて、資本主義の進展に伴つて舊來の中産階級が漸次其の地位を危うくせられるのに對して、之を保護し、其の没落を防止せんとなることが、其の社會的考慮の眼目であると共に、同じく又資本主義的産業の發展の爲めに、中産的な中小企業が農工商のあらゆる方面に於て壓倒され没落し行くのに對して、之を保護して其の命脈を維持せしめんとすることが、其の經濟的考慮の下に於ける希望と努力とであつたのである。即ち資本主義的な自由經濟の發展と之に促がされて表はれる社會的變化の大勢とは、之を如何ともすることが出来ないが、せめては其の大勢の下に於て、中産的産業と中産階級とを維持し、亡びんとするものを助けて之を存続せしめんとするに過ぎなかつた。換言すれば古き良きものゝ失はれ行かんとする時勢に對して、保護に値ひし、存続の必要ありと思はるゝものを、保護し存続せしめんとするに外ならなかつた。

然るに近時新たに頭を擡げて來た所の中産主義的傾向は、斯かる保守的な見地にのみ立つものではない。寧ろ進んで積極的に時勢そのものゝ轉換をはかり、中産階級を以て中堅とし中心勢力とする所の社會組織と社會生活とを造り出すと共に、資本主義的な大企業組織に片寄らんとする生産經濟の態様を改めて、中産主義的な生産組織を普及せしめ、依つて以て一般的に社會生活と經濟活動とを其の立場とする所に於て革め、

又その體系の改造を實現せんとするものである。つまり社會主義が資本主義の改造に依り其の反位として實現せんことを期するが如く、やはり資本主義の改造に依りその後至者として實現せんことを期するものである。勿論中産主義は社會主義のやうに、全然資本主義を否定しその反位に立つものではなく、たゞ資本主義を是正することに依り、その中に於て取るべきものは取り、保存すべきものは之を保存し乍ら、而も漸次に純資本主義の皮殻をぬぎ捨て、實質的に中産主義的なものを造り出さんと期するものである。

この新たな中産主義的な傾向は、從來の自由主義經濟に對して、統制經濟的な傾向に隨伴して表はれて來たのであるが、然し中産主義的な傾向と統制經濟的な傾向とは、必ずしも本質的に離るべからざる關係を有するものではない。統制經濟的な傾向の下には、社會主義經濟の氣運も亦進行し得るのであつて、社會主義は其の本質に於てより以上に統制經濟的な傾向に立つものと言はなければならぬ。唯だ併し乍ら、近時の中産主義運動は、國家主義の新運動とは互に提携すべき本質上の聯關を有することを否み難いのであつて、國家的に見たる社會全體觀の進展は、其の社會内部の構造として階級的分裂を厭ひ、中産階級を中堅とする諸階級の併存と互助と其の有機的な全社會的結成を必要とするものである。そして國家主義は社會生活一般についても、經濟生活方面に就いても、これを國家社會としての全體的な統制の下に置かんとするものであるから、その意味に於ては國家主義と相伴つて表はれた所の中産主義は、統制經濟的な傾向の下に進行せんと欲するものと言ふことが出来るのである。少くとも從來のやうな無條件的な自由主義の下に於ては、中産階級の衰亡と中産的企業の敗北とは之を避け難いのであるから、中産的企業と中産階級の存続を計り、出來得べくばこれに指導的地位を與へんとする新傾向は、國家主義的見地の下に於ける統制的な立場をこそ喜べ之と離反し之を排撃すべき理由を有せないのである。但しその統制的な立場は國家主義的傾向と相伴ふことを條件とするを忘れてはならぬ。

要するに總て右のやうな意味合の下に新中産主義は生れ出で又發展して來たのであるから、其の傾向は勿論多少は反動的であり又多少は復古的であるにしても、たゞ之を保守的な反動傾向と見ることは當らない。必ずや之を以前の古き中産階級保護運動と區別して、その新運動としての意義と本質とを捕捉しなければならぬ。そしてその新運動としての意義と本質との下に於ては、之を我國の社會的な並びに經濟的な一般情勢と照し合せて、我國に於ても斯かる新傾向の發生し來ることの當然であることが考へられると共に、産業の諸方面と併せて又社會生活一般の情態とから検討して、斯かる新傾向の或程度まで發展せんことの寧ろ喜ばしく、又必要であることも考へられねばならぬ。

諸多の産業の中に在つて、農業ほど中産主義的な性質を有するものはない。尤も一口に農業と言つても、米國や加奈陀や濠洲やアルゼンチンなどのやうな大農組織のものもあり、一概には取扱ひ難いが、然しそれ

等の國々の大農制にしても、それが十分資本主義的なものになり得ないで、農業と資本主義との間には、一般的に反りの合ひ難い性質の存することは、今や廣く認められてゐる所である。農業に在つては、資本主義的な傾向が經濟界を風靡する時期に於ても、其の經營は資本的に集約にこそなれ、其の經營規模は却つて反對に縮小して行く傾向を辿り、工業生産などに於けるが如くに、漸次大資本を以てする大規模企業が優越を占めることにはならないで、小規模農業が却つて生産能率も高く經濟界に對する適應性としての弾力も強い實狀を示してゐる。つまり時勢の進歩に伴ふ農業の集約化といふことは、其の小經營化を意味するに外ならないで、其の狀甚だ工業生産に於けると趣を異にするものがある。

農業に於ける此の特性は、資本主義の進展は必然的に資本の集中と事業の集中とを發生せしむるものなりと信ずる所のマルキシストの間に於てすら、夙に之を認めなければならぬとする議論が表はれて、終に彼の修正派の運動を生ずるに至らしめたること、よく人の知る所で、マルクス主義的な集中理論は農業には妥當せず、強ひて之を妥當せしめんとする考は、畢竟農業の本質を辨へざるより來ると信ぜられるに至つたのである。

農業に在つては、昔も今も依然として自作農主義が支持せられ、アーサー・ヤングの言葉のやうに、所有の魔術は砂礫を化して黄金とするものと信ぜられてゐる。自作農主義といへばそれは勿論中産主義であつて

自家の勞働力を以て耕種し得る程度の農地を所有し、農業の業務はやがて一家の經濟であり、一家の經濟はとりも直さず一家の生活を意味するといふ有様である。そして此の中産的な自作農制に在つては、單純なる土地所有に依る不勞所得の生ずる餘地もなければ、又雇傭労働に伴ふ賃銀搾取の行はれる餘地もない。つまり土地私有制に伴ふ社會的弊害と賃傭労働制の有する社會的缺點との發生する餘地の存しないことが、自作農制をして社會的に最も弊害の無い従つて健全なる制度たらしむる所以であつて、而も同時に、農業生産は資本的なる大農生産に於けるよりも、小農的なる自作制に於てより以上に生産能力を發揮するものとして、經濟的にも自作經營が尊重せられる次第である。畢竟農業は普通の工業と異なり技術上より見たる其の生産過程が物理的な若くは化學的な器械的な過程でなくて、生理的な過程であるが故に、其の生産はたゞ資本を多く用ひ大規模經營を行ふといふことに依つて能率を上げ生産費を安くすることが出来ないで、寧ろ却つて生産者たり經營者たる者自身が、趣味と愛情と密接な利害關係とを以て之に當る場合に於ける方が、生産力を多大に發揮することが出来る次第で、その遺方を以てすれば其の經營はどうしても小規模な經營とならざるを得ず、所謂自作農制を以て技術上にも經營上にも最も優れた制度たらしむる所以である。そして自作農制が中産制であることは繰返して言ふ迄もない。

斯くの如くにして農業に於ける自作農主義は、古くから推奨され尊重されて來たのであるが、近時の國家

主義的傾向の下に於ても、例へば伊太利のファッシズムにしても獨逸のナチズムにしても、一つには社會構成上の見地から中産階級を以て社會の中堅たらしめんと欲し、その中産階級に在つては農民特に自作農民がその中堅を爲すものとして、此の部類の人々の社會的地位を維持せしむることの必要から、一つには又國家に於ける農業生産を盛んにし、國民食糧と國內工業原料の供給上の安定充足を圖らんとする必要とから、同時に又一國經濟の組織は農業を以て基礎とせなければならぬといふ見解とから、農業と農民就中特に自作農業と自作農民との保護獎勵を行ふことに、大いに力を注いで居る次第である。即ちその必要から農地に對しても自作農的な所有制は飽迄これを尊重せんと欲し、彼の社會主義的なる私有制の否認から、自作農地に對する所有制をも否認せんとしたるボルシェヴィズムの如きと全然その立場を異にすることを明かにした。

然るに彼のボルシェヴィズムの如きに在つても、曾て共產主義を字義通りに行はんとした戰時共產主義時代に在つては、成程自作農地の所有をも否定し、一概に土地私有制の全廢を企てたが、そのボルシェヴィズムすら其の後に於ける態度は漸次に緩和されて、ネップ以後は自作的小農地の所有は法制上はともかく事實上は容認せられんとするに至つた。そしてスターリンの農業共同化政策に依るコルホーズの獎勵の如きも、教義としての土地私有制否認には動きがないにしても、農民の心情に於ける所有愛着を一概に否認せんとは欲せず、共產農場と相待つて私有制的基礎觀念の加味された共同農場を普及せしめんと期するものである。

何れにしても農業に於ける斯かる現象は、固より是れ農業の有機的生産業たる本性より生ずるものであつて、一方に資本主義とよく反りの合はないのも此の特性より來り、又他方に於て社會主義と調和し難いのも此の本性より生ずるものであることを見通がしてはならぬ。然らば即ち農業はまことに之れ中産主義の本来元たるべき本性を有するもので、中産主義が提唱する限り、農業特に自作農業の保護獎勵と、農民特に自作農的中産農民の保護誘掖とが必要とせられるのは、洵に當然のことと言はねばならぬ。そして之は世界共通のことであるが、まして我國のやうに、古來農を以て國を立て、然も農村には大農の數は極めて少く、たとへ大農地の所有者はあつても、農業經營に至つては何れも小規模で平均一町歩に滿つや滿たざる實狀に在り、他方又農村に純無産者たる者の甚だ少き國柄に在つては、中産主義は實に我が農業の據つて立つ所たり、我國の農業といへば、直ちに中産主義を思はしむる所に在つては、我邦農業の維持即ち中産主義の確立でなければならぬ。そして中産階級の維持は先づ農業の保護に依つて行はれざるを得ないのである。

社會的關係と經濟的關係との双方から觀て、農業及び農民の維持を必要とすること、今日の時勢に於て甚だ痛切なるものあるは、上に述ぶる所に依つて明かである。そして農業の維持といふこと、農民の維持といふことは、固より離るべからざる關係を有し、結論としては、兩者は共に實現しなければならぬが、然し政策上より之を觀たる方針としては、兩者は別々にこれを考へ、その何れかに重きを置くことが出来る。

そしてそれはたゞ觀念的に可能なばかりでなく、實地方策上の意見としても別個のものとなり得る。

農業の維持といふことに重きを置かない議論として、先づ考へられる所のは、一國經濟の全體としての進歩發展が遂げられる限りは、農業を必ずしも其の國民經濟内に維持せなければならぬ必要はない、商工業が殷盛になつて農村の人々を勞働者として商工業方面に吸収し、それ等の人々は農村に於けるよりもより以上の所得に有りついて生活の向上を圖るを得、然も失業の災疫に見舞はれることがないならば、其の國民經濟は之に依つて益々充實し、國民一般の生活の向上が實現されるのであるから、何も引合ひ難い農業を強ひて維持する必要はないではないか。國民の食糧や工業原料は之を外國からの供給に仰いだからとて、國際分業の利便こそあれ、憂ふべき弊害は生じ得ないといふ議論である。この議論は寧ろ自由主義的な見地に立ち、謂はゞ資本主義的傾向に沿ふものであるから、上に叙べ來つたやうな見解とは到底一致し難く、その論據に對して立入つた論議を加ふることになれば、日も之れ足らないことになるのみならず、本書の主旨にも叶はないから、茲には立入らないで置く。たゞ一つ忘れてならないことは、斯かる自由主義的な見地も、現在我國に於て相當有力な地位を占めてゐるといふことである。

次に農業は是非とも之を維持しなければならぬといふ見地から、強い農業保護主義を主張する人々の間に在つても、農民を必ずしも現在の數若くはそれ以上に維持せなければならぬとは見ない所の議論が存在するのであつて、これはよく調べて見たら、我國の農政學者や農學者の間には随分多數の人々に依つて、懐かれ居る議論であらう。それ等の人々の見る所を以てすれば、我國の農村の人口は少しく過剰を告げてゐるのである。人口過剰なるが爲めに農家平均一戸の經營の下に在る耕作面積は一町歩に足り不足といふやうなことになり、そんな小さい面積の耕作を以てしては、如何に技術を改良し經營方法を改善してみた所で、到底農家の一戸々々の所得を現状よりも大いに増加せしめることも出来なければ、其の生活を向上せしむることも出来ない。出来得べくんば現在の農村人口が半數位になつて一戸平均耕作面積一町五反以上二町歩くらゐになつて欲しいものである。さうなれば農家は甫めて稍々人間らしい生活が出来るやうになるであらうと論ずる。

此の議論は農業並びに農民保護論としては確かに一箇の見識であつて、状態が斯くの如くなり得るに依つて初めてよく農民もその獨立の存在を失はないで行くことが出来、又我國の農業全體としても生産の増加、業務の改良、技術の進歩を期し得る。現在迄のやうに、農村人口が過剰で所謂五反百姓がうよくしてゐるのでは、結局農業の進歩も十分には期待し難く、中産階級としての農民の社會的存在も保持し難い。寧ろ農民は年々に疲弊して多數相率ゐて無産階級化する外はない。されば農業といふ經濟的見地からも、同時に又、農民といふ社會的見地からも、我邦農村人口の適當なる減少を希望する次第で、其の爲には政策としては海

外移植民を奨励すべしと主張するのである。従つて又此種の論者中には農村の人口制限亦止むを得ずと考へてゐる者が少くないであらう。

惟ふに此の議論は、資本主義機構に依る現在の經濟一般狀勢を有りの儘に見、其の狀勢の下に於て農業及農民を維持するには、斯くの如く觀、斯くの如く論斷する外はないと考へるものである。進んで資本主義機構そのものをまで改革し、農業に従事する人々が、現状若くはそれ以上の人口に及ぶことを寧ろ希望し乍らそれ等の農民がよく中産階級としての社會的地位を維持し、多少づつその生活の改善をも爲し得るやう、其の平均所得の増加を實現し得るやうな新經濟機構を造り出さなければならぬといふ風には、考へないのである。されば此種の人々の立場は、中等階級を尊重し、農民の維持を主張する立場ではあり乍らも、その考へ方は大體に保守的で進歩的革新的ではない。従つて此種の見地を抱く人々は、私が前に掲げた舊式中産主議論者の中に見出さるべきであつて、新興の國家主義の見地に立つ革新的な新中産階級論者の陣營に據るものではないと見なければならぬ。

然るに之に反して、農業を維持すると共に農民を維持することに重きを置く議論は、我邦の農業を現状に於て維持しその衰頹疲弊を防止するのみならず、進んで其の一般的生産力の増加と業務全體に亘る繁榮とを期しなければならぬが、同時に又農民を其の數に於て減少せしめないやうにすることが大切で當に彼等の

無産階級化を防ぎ、その都市其他商工業地帯へ向つての流出を阻止するのみならず、其の生活狀態を引上げて、名實共に中産階級としての存在を有し得べきやうにしてやらなければならぬ。農業を維持し繁榮せしめることは國民經濟上重要だが、農村人口を維持し増加せしむることは社會構成上重要で、兩者は相伴つて行はれねばならぬ。そして又農村人口の多いといふことは、軍事上からも極めて必要なことで、良き兵士は最も多く農村から出ることとは否定すべからざる事實で、舉國皆兵主義は農民人口の維持に依つて其の意義を完成することが出来る。又兵農一致といふことは、國防上からも産業上からも是非とも實現せらるべきものである。農業が榮えても、農民が減つては何にもならないといふのが其の主張である。

惟ふに此の議論は、極めて鮮明に國家主義の見地を表はすものであつて、國家生活を其の國防上から、又其の政治上から、又其の經濟上から見、社會構成としての國民の分布をも考へ、國家を全一體としてあらゆる方面あらゆる角度から見て完備せるものたらしめ、力の充實せるものたらしめんと希ふのである。そして其の農業及農民に對する考へ方は、たゞ從來の自然主義的な大勢や資本主義經濟の機構を其の儘にして、其の大勢の下に於て農民及農業の維持を圖らんとするものでなく、農業本位的な新たな經濟機構を造り出し、農民を中堅とする中等階級を培養し、國民精神を堅實なる農民精神の上に置いて、新たな國家的全體觀の下に新社會生活を築き上げんとするものである。例へばイタリアのファッショに於ける農民精神と農民傳統

との尊重の如き、獨逸ナチスの兵農主義の如き、何れも斯かる新國家主義的見地の表現として之を見なければならぬ。

されば新中産主義の表はれとしての農業及び農民の保護といふことは、上に説く最後の見方のものとして之を解釋せなければならぬが、併しその主張する農業の維持繁榮と農民の維持及び生活上とは、到底これを従來の資本主義的ない一般經濟傾向の下に於ては實現し難いものであるから、此の新しい主義主張は、勢ひどうしても資本主義經濟の是正的な改革を必要と考へ、農業及び農民の維持と向上との實現し得べきやうな新たなる社會經濟機構と社會經濟生活とを造り出し、従來の自由主義經濟に對して、國家主義的な統制を加へ乍ら、經濟機構の改革を實行せんと企圖する次第である。たゞ其の新機構を如何様に造り上ぐべきかについてのプランは正確明細には立つてゐないやうであるが、其の大方針を確立してその方針に合致するやう又その大方針を實現し得べきやう、部分々々に對して改革を行つて行けば、それでやがて全體の新機構は出来るものと思はれてゐる。重大なるは其の根本的の大方針であると觀るのである。

中産主義の本據は農業であるが、併しそれは又商業上にも確乎たる地盤を占め得べきものであり、又占めなければならぬものである。資本主義の發展は、商業上に於ても漸次に大資本主義の地盤を擴大せしむるに至り、常に卸賣業の方面に於てのみならず、小賣業の領域に於ても、彼の百貨店の發達に依り、大資本に

依る大經營の優勢を造り成し、中小商業の立場を危殆に陥れるに至らしめた。又農業生産者の側に於ける販賣組合の發達と、消費者としての農民及び給料取労働者等の間に於ける購買組合の發達とは、やはり中小商業の領域を侵して獨立業務としての商業の範圍を狭げんとして來た。這邊の事情は近時何れの國に在つても甚だ顯著なことであるから、何人もよく之を知る所である。そして之に對する防禦運動として商人の間には百貨店對抗運動が行はれ、他方には所謂反産運動として産業組合運動が火の手をあげてゐることも世人の目に瞭かな所である。

然るに是等の中小商業自衛運動は、資本主義の大勢がまつしぐらに進み行く時勢の下に在つては、却々容易に効果を擧げることが出来ない。尤も産業組合運動は、それ自身が一つの資本主義的傾向であるとは言ひ得られないのであつて、やはり是れ亦農民その他の中産階級が其の經濟的獨立を維持せんが爲めの運動であるけれども、併しとにかく之を中小商業者の側から見れば、純資本主義的なる百貨店の發達と共に、やはり中小商業の占據する地盤を犯かすものとして、之に對する自衛運動を行ふことを餘儀なくせしめられるものである。然るにも拘らず、是等に對する商人側の對抗運動は、従來の時勢の下に在つては、いつも甚だ有力なるを得ないで、とかく獨立業務としての中小商業の運命は、追々にせばめられ行くを免れ得ざる有様に在る。そして見様に依つては、之れ實に時勢の要求として止むを得ざるものとも言ふことが出来る。

けれども廣くこれを全社會の大きな立場から見、社會構成上の階級的分布から言ふならば、中産階級として中小商人の占むる地位は甚だ重要であつて、それ等の人々が漸次に其の獨立の地位を失つて無産者化するといふことは由々數問題たらざるを得ない。然も其の事特に我國に在つて然るものあるを考へしめられる。何人の目にも明かなやうに、我國に在つては、中小商人殊に都市に於ける小商人の數は、歐米諸國の實狀に比して、遙かに多いやうである。都市に於ける小商人過多といふことはたしかに否み難い實狀であつて、之を社會經濟の合理化といふ見地からいへば、生産者特に農業生産者と一般消費者との賣買關係上に於ける隔りを少くし、其の間に商品が商人の手に依つて、轉々賣買せられることに依つて生ずる無駄を省かんが爲に、所謂中間商業整理の行はれることを必要とし、商品就中特に食料品其他日用品の市場組織を今少しく簡單なものと爲すことの必要が痛感さるゝ有様である。然るに同時に又翻つて之を考ふれば斯くの如くにして多數の小商人が淘汰される曉に於て、それ等の人々が他の中産階級的な獨立なる業務に携はることが出来て、中産階級としての地位を保つて行き得るならば問題は無いが、若しさうでなくて、淘汰さるゝ者は其の獨立なる經濟的地位を失ふだけであつて、落ちて非獨立的な無産階級化する外はなく、勞働者になるか、それにもなれないで失業者と化する外はないといふ風であつたならば、それは又社會的に觀て甚だ困つたことたらざるを得ないであらう。

マルクス主義流に考へて、斯くの如き小商人即ち其の獨立なる地位を保ち得る能力なき小商人輩が、落ちて無産者化するは當然の成行であり、總て斯くの如くにして中小商人も無産者化し、中小工人も無産者化し少數の有産階級所屬者を除いては社會の大多數部分が無産階級化するのは、社會發達上の法則的な進行順序である。そして其の大無産階級がやがて社會支配の力を得て行けば、それでよいのであるといふ風に考へるならば、右に述べるやうな小商人没落の事實が露骨に表はれ來た所で、格別騒ぐには當らないわけである。然るに若し斯くの如き社會主義的な見地を信奉しないで、國家主義的な見地から、中産主義を押し立てゝ進まうといふのであつたならば、中小商人の没落して行く其の有様な顔で見送つて居るわけにはまゐらない。若し小商人が過多であるから、その減少して行く傾向は社會經濟的に見て寧ろ結構なことであるといふならば、それ等商人としての業務を失ひ行く人々に對しては、彼等が落ちて非獨立な無産者とならないで、中産階級としての他の地位と業務とを獲得し得るやうに大勢が導かれなくてはならない。國家の政策が行はれなくてはならない。伊太利のファッシズムなどに在つては、無産者たる人々をも引上げて中産階級的な地位と生活とをもつたものにした、世に無産階級無からしめたいと希望し、之を無産階級に對する政策の標的としてゐる有様である。即ち社會主義者等の考へ方と逆に考へて行かうとしてゐるのであつて、こんな考へ方が今後一般的に廣まつて行くやうであるならば、無産者をすら引上げて中産階級化しめやうと欲するの

であるから、まして從來中産階級たる地位を占めてゐた中小商人其他の者が、其の地位を失つて無産階級に没落せんとする傾向に對しては、極力其の勢を阻止することに政策の方針を向けるのは、當然至極のことであらねばならぬ。それが所謂中産主義の中産主義たる所以であつて、舊來の中産主義以上に、新しい中産主義に在つては、積極的に施設し、時勢そのものをも變革して中産階級の維持と繁榮とを圖らんとする次第である。

但併し乍ら我國のやうに、都市に於ける小商人が餘りにも多數である實狀の下に於て、實際問題として、果してよく農業並びに工業に於ける中産主義と兩立併行して、商業上の中産主義が實現し得られるか。農工業上の中産主義を實行せんとすれば、小商人の如きは却つて益々其の立場を危くせられるやうなことになるで済むかどうか。現實には彼の産業組合主義をどうするか。産業組合運動はやはり之を新中産主義實現の爲め的手段的な組織として益々其の發達を助成すべきか。それとも、産業組合運動は資本主義時代に於ける舊中産主義的なものとして寧ろこれを止揚し、新中産主義の實現の爲めには、他の協同形式を以てする新組織を造り上げて行くことにすべきか。問題は實に其所に存する。現代の懐みも亦實に此所に存せなければならぬのである。

工業企業に在つては、大資本に依る大規模企業が壓倒的に優越の地位を占め、中小企業は到底これと競争

の立場に於て太刀打の出来るものでないといふことは、從來廣く信ぜられてゐる所である。即ち資本主義經濟は其の基礎を工業の發展に置くものであつて、而も其の工業の發展は産業革命期以來の技術の進歩と經營組織の變革とに依つて促され、資本の蓄積と其の利用とを以てする大規模なる機械的生産は、漸次に舊來の小規模なる手工業や家内工業の如きを倒して、獨り天下に威を振ひ、之に對しては中小工業は手も足も出でないものだといふ信念は、廣く行涉つてゐるものであつて、これ即ち工業發達の通則と見られてゐる所である。

然るに此の通念に對しても、近者漸くに疑問が挿まれるやうになり、實際生産界に在つては其の通念の是正せられなければならないやうな實狀が、漸次に造り成されつゝあるを見るに至つた。そして其の情勢は、世界大戰後のデフレーション時代と之に伴ふ産業界未曾有の大不景氣に依つて明白に表現するに至つたもので、戰時中及びこれに續いた或時期に或國々を訪れたる好景氣と、其の後又北米合衆國の如きにあつては一九二三年頃から二九年まで華々しく其の姿を表はした産業界特に工業生産界に於ける好況との、反動として表はれた大不景氣は、此の情勢をして表はれ來らざらんと欲するも能はざらしめたものである。少しく詳かに之を考へて見るならば、大體次のやうに言ふことが出来るであらう。

大資本に依る大規模生産は、諸所に大いなる工場を有ち機械力に依る生産を主とし、然も多きは流動作業

の仕組に依つて生産の過程を始から終まで、即ち原料への第一次の加工から全製品の仕上げに至るまでを、一連鎖の作業として行ひ、労働者は各分業に依つて其の作業の一小部分づつを受持ち、數十人数百人若くは時には數千人の者が全作業工程に従事する有様である。従つて其の生産は、世の中の景氣が好くて、斯かる工業製品に對する需要が旺盛であり、作業を全幅に行つて生産能力を百パーセント發揮することの出来る時期に際しては、生産の能率も擧がり生産費も安くて済み、大量生産に依る利點として經濟學の教科書などに掲げられてある所のものは、何れも皆字義通りに表はれて來ることになる。けれども斯様な生産方法は工場機械その他の資本的設備が大であるだけ資本の固定を來たすことは避け難い所であつて、さうすることが即ち斯かる生産方法の特色とする所である。されば一朝にして世の中の景氣が化して大不景氣となり、商品に對する需要が頓みに減退し、一般的に消費力の大萎縮を見るやうなことになる、固定した資本設備を全幅に働かせては生産過剩を如何ともし難いことになるから、折角の資本的設備はその何パーセントかはこれを遊ばせることにする外はなくなり、所謂操業短縮に依る固定資本の麻痺化は避くるに由なきことになつてしまふ次第である。そして之が爲めに資本に對する配當は急に減少し、企業利益は激減し、事業に依つては繼續すら困難なことになり、延いて労働者の多數をして失業の憂目に陥らしめ、不景氣は愈々深刻化して、二進も三進も行かなくなつてしまふ次第である。

惟ふに斯くの如きは、即ち之れ資本主義の行過ぎに依つて生ずる行詰りを如實に物語るものであつて、議論ではなく諸國の實狀が有りのまゝに之を示すものたるに外ならぬ。そしてその實狀は相當大いなる程度に於て我國にも之を見ることが出來た。大正五年頃から八年頃までの戦時好景氣時代の反動としての大正九年以後の大不況時期に於ても既に其の實狀を見ることを得たが、更に昭和五、六年のデフレーション時代を絶頂としての困憊期に在つては、斯かる行詰りの状態は實に眼もあてられぬ有様であつた。併し我國の此の實狀よりも以上に資本主義的なる行詰りを示したのは、北米合衆國の状況でなくてはならない。彼國に在つては、戦時中から戦後にかけて經濟界は常に大いなる好況に恵まれ、一時少しの反動的な不況はあつたが、又更に上に示した時代に於ける所謂フーパー景氣は彌が上にも生産の旺盛を齎らし、生産組織は彌が上にも大規模化し、生産方法は愈々以て機械的生產となり、従つて資本の固定を見たることに實に莫大なるものであつた。所が一九二九年の大爆發は一朝にして空前の大不景氣に轉換すべく經濟界の急角度な方向變換を餘儀なからしめた爲に、其の後に於ける實況は洵に坂に車の下るが如く、引止めやうもなく手のつけ様もなき有様となつた。多くの事業は破綻し、資本の配當は半減以下に減少し、失業者は一時千數百萬人を數ふる有様となり、國民を擧げて四苦八苦の難境に陥らしめた。そして何分にも莫大な資本が身動きのならぬやうに固定してしまひ、生産物の種類々々に従つて、大體その生産にのみ最もよく適合するやうに機械と工場とが設備されて

しまつてゐるものだから、之を他の道に利用することも六ヶ敷く、膠着して動かすといふのが其の有りのままの實狀となつてしまつたのである。

斯く觀來るならば、米國に於けるこの實狀は、大好景氣時代に於ける資本主義的生産の行過ぎ、之に伴ふ生産の機械化、資本の固定化として、まことに之れ資本主義の過度進行に依る自殺的な行詰りと云ふ外はなく、過度の資本主義化は當然に自己破壊に導くといふ彼のマルクス流の理論が、其の一部分に於て正當なるを證するものとも見ることが出来る。何れにしてもあの富裕な米國にして、即ち世界の富の過半を掌握し、富の標象たる黄金の三分二にも當る多量を藏有し、一時は不景氣知らずの國として、世界羨望の的となつたその當の米國に於て、一九三〇年以來のやうな大困難大不況が表はれて來ようとは、何と言つても不思議なことである。そしてブレイントラストなどと呼ばれるものが、智惠囊の底をはいて手を變へ品を易へて方策を施してみても、一向大いなる景氣好轉の氣運を呼起すことの出来ないといふのは、如何にも不思議千萬なことである。けれども事實は事實だから致し方がないのであつて、資本主義の常道たる大資本に依る大規模生産と機械化に依る大量生産主義が、必ずしも常に經濟の繁榮を齎らすものでなく、好景氣不景氣は種々様々な原因があつて動くものであつて、資本主義の大企業は寧ろ却つて好景氣の續く限りに於て、其の時期に際してのみ適當な生産形式であるが、不景氣の時期に際しては、却つて動きの取れない不適當な生産形

式となつてしまふことを、しみじみ感ぜしめるものがある。世界の進化は、一時巨大なるマンモス類の繁榮を見せしめたが、其の後自然界其の他の事情の變化は、巨大なるが故に却つて彼等を生存の不適當者たらしめ、其の絶滅を餘儀なくするに至らしめた。適者は永久に適者たるを得ず、適者たり得たる特長が、やがて不適者たる特長たるに至ること、たゞ獨り動植物の自然生存に於てのみのことではない。社會關係特には經濟關係に於ても、常に其の理法の行はれるを見る次第である。

茲に於てか、工業界に在つても、近時彼の資本主義的な大資本主義と相並んで中産主義が唱道せられるを見るに至つたのである。即ち工業界の生存機能の永續と其の健康状態の支持の爲めには、只管なる大資本主義は寧ろ戒むべきであつて、之と相並んで中産的な手工業や家内工業組織の如きが維持せられ、其の働に依つて工業生産界の彈力を保ち、資本の固着と生産の行詰りを避け、好景氣時代にも極端な躍進は出来ない代りに不景氣時代に在つても、事情に適應して轉換し得る自由を保ち、常に彈力を有して屈伸自在に、環境に適應し得る工夫を失つてはならないといふ主張である。そしてこれが彼の社會的に見たる中産階級維持としての手工業者や其の他中小工業従事者を維持せなければならぬとする主張と相伴つて、互に相扶けつゝ其の氣勢をあげて來たことは勿論である。即ち經濟的にと、社會的にと、兩方面より其の各々の理由とする所に立つて共に其の主張を強め來つたものである。

是を我國の實狀から考へて見ると、我國が北米合衆國などに比して、とても比較にならぬほど貧弱な富源しか有せず、國土は狭く、經濟發達の程度に於てはまだ遙かに資本主義的發展の階段に於て後れてゐるのは何人の目にも明かな所である。然るにも拘らず、世界經濟界の王者に近き米國は四苦八苦の有様であるのに世界經濟界の地位では漸く中産者たるに過ぎない我國が却つて都合がよくて、或意味と或程度とに於ては、好景氣の流に棹しつゝありと言ひ得られる狀況を呈し得たのは、抑も何が故であらうか。それは一に輸出貿易の伸張と、國內軍需工業の隆盛とに因ると信ぜられてゐる。そしてその輸出貿易の伸張は爲替相場の低いこと、生産技術の改良發達に依る生産費の安價とに基するものと考へられてゐる。洵にその通りであるが、同時に忘れてならないことは、その昌に行はれつゝある輸出商品や軍需品の生産は、必ずしも大工場に於てのみせられてゐないといふことである。成程或種のもは大資本を以てする大工場の生産する所であるが、それと共に全國隨所に散在する小工業の生産した所のものも決して少からざる部分に上ぼつてゐることは、見通してならない所である。而も我國工業製品の生産費が安くて、従つて其の販賣價格が安く、世界到る所に大手を振つて侵入し進出し、天下無敵の觀ある所以のものは、爲替安と技術的進歩とに原因する以外に、尙ほその經營組織にも原因し、小工業や家内工業組織に依る労働費の安價といふことは、甚だ大いなる事實として是非とも正當に認識されねばならぬ所のものである。そして動もすれば其の貸銀費用の低廉なの

はそれだけソシアル・ダムピングが行はれてゐるわけだといふ風に考へられんとするけれども、その必ずしも然らざることは今や又漸く廣く認められて來た所である。

そして斯くの如く、一方に大資本的な大工業組織が存すると共に、他方又これと相並んで中小工業組織が存在し、工業全體としての組成状態が複雑になつてゐるといふことは、景氣の變動や、工業製品に對する需要の變化に對して、生産を機宜に適應せしむる上に於て最も便利であることも、十分によく認められなければならぬ所である。つまり經濟界の變動即ち環境の變化に對する工業組織の適應性が大であり、其の經營組織として彈力の大を意味する次第で、其の長所は上に既に之を述べた所であるが、我國の實狀はまことに好く其の適例を示すものと言ふ外はなく、米國に於ける資本固定の身動きのならぬ膠着状態と對比して、實によき例證でなければならぬ。そしてこれが現今我國の大きな強味でなくて何であらうぞ。

試に我國の大中小工業分布の實狀を觀てみるがよい。かなり大きな資本制的な工場が方々に存在するが、同時に又随分と澤山な小工業が存在することに驚くであらう。殊に大阪、名古屋其の他の大都市及其の附近や北九州地方などには大工業の傍、小動力を用ひて數人乃至數十人の労働者を用ひる小工場と、家庭的な仕事場とが、實に群生し叢生してゐる。又家内工業組織に依る工業生産の盛んなことも一驚を喫するばかりである。そして是等の小工場や仕事場に於ては、全製品も造られてゐるが、多くは種々の部分品が製造せられ

るのであつて、それ等を集めて全製品とする組立工場は又別に存在し、大きなそして複雑な職業的分業組織が出来上つてゐる。

この小工業的分布は、従來はとかく大工業都市及び其の附近や或限られた地方に偏在する風であつたが、近頃は又彼の農村更生の爲めに主張せられる農村の工業化といふ要求と相俟つて、此種の小工業は農村の間にも追々散布せられるやうになりつゝあり、此勢を以て進んで行くならば、近き將來には随分農村の隅々までその分布を見るに至るであらうとも思はれる有様である。そしてその情勢はたゞ獨り純粹な工業生産を田舎に分布するといふだけでなく、農山漁村の生産物を原料として之に加工して社會に供給せんが爲めの副業的な工業も追々に發達し、或は産業組合の働に依り或は小會社的な企業として漸次進歩して行かうとする勢のあることも、必ず認めて置かなければならない事實である。そして之は農山漁村の爲めに歓迎すべく獎勵すべき所たるばかりでなく、工業といふ立場から見ても、寧ろ喜ぶべき現象であることは、上に説く所から見て疑のないことである。

果して然りとせば、之を工業の立場からいふも、中産主義的な企業組織は、彼の資本制的な大企業組織と共に、併存兩立すべきものであつて、工業に於てばかりは大資本的大生産組織の優越が斷然承認されなければならぬと信ぜられた所の従來の考は、やはり多少ともに是正せらるべき必要に迫られてゐる次第で、工業

ばかりは例外を爲すとは考へ得られないことになる。

近來、中産主義を高揚して其の實現の爲めに戦つて來た伊太利のファッシズムや獨逸のナチズムの如きは、中産主義を廣く實現して之を工業方面にまで及ぼすに於ては、工業生産は之が爲めに全體的には多少その發達の武歩を弱められ、資本主義的大生産が遂げ來つたやうな生産界の大發展は期し得られないかも知れぬ。それが爲めに國富の増進も多少テンボが遅くなり、經濟界の隆昌昔日の如くなるを得ず、資本主義全盛時代のやうには参り兼ねるかも知れない。併しそれでも致方のないことで、富の増加といふやうな純經濟的なことは多少之を犠牲にしても、他方政治上、軍事上、社會上より之を考へて、中産階級の維持が必要であるならば、その方に重きを置く外はない。何しろ國家は營利會社ではないのだから、金儲けの方面では多少損になつても、他の精神的、文化的、社會的な方面で得をすることになるならば、それでよいわけである。資本主義は餘りにも金儲主義であり、其の爲めに幾多の弊害に苦しむやうになつたのだから、それを矯正することも亦必要であるといふ風に考へて來たやうである。

然るに若し工業方面に在つても、實狀は必ずしも斯くの如くのみ考ふるを許さず、却つて上に示すやうに大資本制に加味するに中産主義を以てすることが、却つて生産界の弾力を強からしめ、生産費をも輕減せしめ、更には又勞働問題の如きをも發生する餘地少からしむるものであるならば、ファッショやナチスの心配

する所は杞憂に過ぎないことになり、多少そんなことになるにしても、大して憂ふるに足らず、寧ろ却つて産業組織の健全の爲めには経済的にも之を歓迎すべきやうであるならば、中産主義は、實に農工商の各方面に亘つて、其の保存と普及とを圖るべきものたらざるを得ないことになる。

固より物事は餘り片寄つてはいけないのであつて、理論上はともかくとして、實際的には偏局せず限定せず、複雑で然も其の間にゆとりの有るのがよいから、一概に大資本制を排して中産主義を徹底せしむべきではない。又爾かせんと欲しても實地に行はれ得るものではないから、資本制的生産組織をも適當に發達せしむると共に、中産主義的組織をも維持し又獎勵普及せしめて、兩者が都合よく併存して長短相補ふ組織を造り上げ、以て國民經濟全體が一體として複雑に有機的に出來上つて、其の間十分な統制の取れたものと爲すことが、結局は最も健全な道であらう。又實狀は必ずさうならないでは濟まないことであらう。たゞ注意すべきは、一概なる資本主義的傾向を進めて行くことの危険を避けること、又極端なる社會主義的大生産化の誤りを犯すなからんこと之れであつて、中産主義の地盤の確保と涵養といふことは、洵に當今の時務として緊急切要のことであらねばならぬ。特に我國の實狀に於て。

第二章 農村近時の社會情勢

社會問題としての農村問題を検討するについては、先づ以て農村一般の社會情勢について、其の近狀を觀察し、以て我國に於ける社會政策の對象として、農村及びその住民に關する一般問題が、如何に重要な意義を有せざるを得ざるかを知り、今後に於ける農村社會政策のねらひ所を見定める上に附與する所あるべき研究を試みることに肝要である。

惟ふに現代諸國に於ける農村が、都會との比較上の關係に於て、又その内部の實狀に於て、如何様に變化しつゝあるか、その一般的情勢に就いては、大體議論は定まつてゐる。つまり農村人口は漸次都會に流出して減少し、其の勢は年と共に促進されて、所謂農村荒廢と農民疲弊の狀態を呈すると共に、農村内部に於ては、自作農衰滅して小作農及び純勞働者増加し、然かも農村社會としては小作爭議や勞働爭議などの爲めに階級闘争的分解作用が其の勢を逞うするに至りつゝあること、世界を通じて古き農業國（先進文化國）に於ける情勢である。

此の一般的情勢について茲に論議を新たにせんとするものではないが、其の大勢の中に在つて、最近時の實狀は如何なる程度に於て其の勢を進めつゝあるか、將又緩めつゝあるか、特に我國に於ける其の情勢の顯現狀況は如何程のものであるか、又小作爭議の如き社會問題的な性質のものに於ては、思想の反影するところ著明ならざるを得ざるものであるが、其の思想の動向と其の影響の表面に現はるゝ狀況如何、などといふ問題については、常に觀察を新たに於て、アップツデーの判斷を得て置く必要がある。

更には又同じく農村人口が減退するといふ勢の續く中に在つても、その勢は時に依り年に依つて多少緩急なきを得ないが、其の時に當つての緩急の生ずる原因如何、又一口に小作爭議といつても、其の發生する理由、特にそれが小作人の要求に基づく場合には、その要求内容は時と共に多少變化し、然かも其の變化は思想と觀念と意識との變化若くは進歩に依つて促さるゝ所多大ならざるを得ないが、此點についての近時の實狀如何等々の問題は、是非とも的確に之を解釋し捕捉し把握して置かなければならぬ所である。

此の意味に於て本章は我國最近時の實狀を數字的に觀察して、粗雜な研究方法に依るものではあるが、大體的情勢の動きと、其の原因を爲す所のものを究明せんと欲する。

然かも先づ結論的に之をいへば、最近我國の農家戸數はかなり著しき減少の實狀を呈して居り、就中自作農家の減少が著しく、同時に又農家經濟の狀態は愈々窮乏を告ぐる情勢を示しつゝあるが、此の情況は、農

民が薄利なる農業を捨て、都市の商工業に移り、勞働報酬の少き農業を去つて其の比較的多き都市の勞働に移らんとするといふ一般的説明や、農村の人々が都市の高級文化と享樂的な生活を求めて、田舎を去つて行くといふ一般的原因以外に、主として最近に於ける動きは、農産物の價格關係に其の原因を置くものであることが窺はれる。そして小作爭議や農村運動に就いて見れば、近時一般の思想界の傾向としての國家主義の擡頭、特に我國に在つては日本精神の振興と愛國熱の醗酵とに影響せらるゝ所頗る著明で、同時に又近時の全體觀的な社會觀から、經濟の政治化及び倫理化傾向に促されての運動方向の變化と、爭議を革命手段と考ふる小兒病的な傾向から、小作人や勞働者の現實なる地位向上、利益の擁護及び増進といふ實際的な傾向への變化の如きも、共產主義的思想の衰頹を如實に物語ると共に、斯かる階級闘争的な運動から全農民的な運動への推移の狀勢が、明瞭に認められるやうである。

思想的に窺はれる國家主義的傾向と、之に伴なう農業及び農民保護の必要と、並びに之に呼應する全農民的な運動とは、今や世界的に共通した時代の要求であると見られ得る所で、洵に新農業保護主義に關する國際聯盟經濟委員會の謂ふが如く、社會的、歴史的及び心理的な理由からして、今や農業の維持といふことは大多數の國々に取つては實に緊急的な問題であり、しかもそれは單純なる經濟問題とのみは考へられない。秩序と安定との要素であり、精力の貯水池である所の農民(自作農)階級は、少くとも舊國と稱せらるゝ國々

に於ては、社会的建築の基礎であり、工業と大都市とに於ける生活の爲めに衰耗せる國民の體力を更生せしめ若返らしむる上に、寔に重要な役目を演ずるものである。そして此考は我國に於ては以前から存在してゐたが、最近特に著しく力を得て來たやうであつて、國家の政策動向に於ては勿論のこと、農民間に行はるる社会的又は政治的運動に於ても、之を實地に窺ふことの出来るのは愉快である。

然るに農村の實状は、經濟的には、近時頗る振はないのであつて、その原因は種々ある中、最近（主として昭和五、六年頃から九、十年の頃まで）に於ては、農産物價格の急激なる下落に依り、工業製品價格との間に於ける所謂缺狀形態 (scissors) の愈々甚しきを致したることが、最も有力な働を爲したやうである。此の缺狀形態は、世界何れの國に於ても窺はれる現象で、試に數國に關する農産物價格指數と工業製品價格指數との數年比較を示せば左表の如き有様である。

農産物價格指數 (a) と工業製品價格指數 (b) の比較

國 逸	一九三二		一九三三	一九三四	一九三五 (自六月至七月)	一九三六 (自一月至六月)
	a	b (1)	a	b	a	b
	九一・三	一一七・五	八六・八	一一一・七	九五・九	一〇四・九

イ ン グ ラ ン ド 及 ウ エ ィ ル ス	(一九三二)		(一九三三)		(一九三四)		(一九三五)	
	a	b (2)	a	b	a	b	a	b
	一〇九・〇	九四・〇	一一一・〇	九三・七	一一九・〇	九六・三	一二二・〇	一一一・〇
イ タ リ ー	(一九三二)		(一九三三)		(一九三四)		(一九三五)	
	a	b (2)	a	b	a	b	a	b
	三三九・六	三〇九・九	二八〇・七	二八三・四	二九七・九	二七五・八	三〇八・五	三三〇・八
加 奈 陀	(一九三二)		(一九三三)		(一九三四)		(一九三五)	
	a	b (3)	a	b	a	b	a	b
	四八・三	七八・八	五一・〇	六七・二	五九・〇	六一・一	六一・一	六二・七
北 米 合 衆 國	(一九三二)		(一九三三)		(一九三四)		(一九三五)	
	a	b (4)	a	b	a	b	a	b
	四八・二	六八・三	五一・四	六九・〇	六五・三	七六・九	六九・八	七九・〇
ポ ー ラ ン ド	(一九三二)		(一九三三)		(一九三四)		(一九三五)	
	a	b (5)	a	b	a	b	a	b
	五二・〇	五二・〇	五二・四	七二・九	四六・八	四六・〇	四二・四	四二・四

備考 (1) 工業生産の消費材 (2) 卸賣生産品一般 (3) 食料品以外の消費者財 (4) 農産物以外の生産品 (5) 購買されたる製品

尙ほ獨逸に於ける状態については、左表は参考に値する。

獨逸に於ける農産物と工業製品との價格の關

農産物價格	工業製品價格	農産物購買力
一九一三	一〇〇	一〇〇
一九二四—二五	一二九・五	一四四・八
		八九・四

一九二五—二六	一二八・六	一四三・五	八九・六
一九二六—二七	一三七・六	一三五・〇	一〇一・九
一九二七—二八	一三五・二	一四一・九	九五・三
一九二八—二九	一三二・五	一四三・三	九二・五
一九二九—三〇	一二二・〇	一三八・四	八八・二
一九三〇 十一月	一一三・五	一二八・八	八八・二

次に北米合衆國に於ける狀況左表の如し。年次が古い所に偏し新しい所のないのが遺憾だが、一九三〇年以前の狀態もわかり、特に同年に於ける急激な變化が窺はれて面白い。

農産物價格指數 (生産地相場)	農業者の購入せる 製産品の價格		兩者の比較
	一九二三年十二月	一九二九年十二月	
一九二四	一三七	一五四	八九
一九二五	一三九	一五七	八九
一九二六	一四三	一五七	九一
一九二七	一二七	一五五	八二
一九二八	一三七	一五三	九〇
一九二九	一三四	一五五	八六
一九三〇	一三五	一五五	八七

一九三〇

九七

一四七

六六

すべて右の如き實狀は以前から存する所であるが、特に最近に於て缺狀の激しくなつたことは農家困窮の加増されたる主要原因として、最も注目すべき所たらざるを得ない。惟ふに斯かる缺狀の發生することは、種種の原因によるものであるけれども、就中主要理由は、(一)工業に在つては、生産企業に當る業者の團結と労働者の團結とが共に有力に存在して、生産品價格の下落を或程度阻止することが出来るのに、農生産者の間には斯かる團結の力の備はらざること、(二)工業界に在つては、製品の賣行が減退し價格の下落する場合には、競争上限界生産者が脱落して製品供給の減少することに依り、價格下落の勢が阻ばれるのみならず業者間に生産を制限し又販賣を統制することも比較的容易であるのに、農業方面に在つては、生産者は農業を純企業として營む者よりも生活の爲めに營む者が多數である所から、互に競争を統制して生産や販賣を統制することが困難であり、團結の無い小農者等は生産物價格の如何に拘らず、兎も角も生産し慣れて來ただけのものは生産するばかりでなく、價格下落の際には、それより來る損失を償はんが爲めに、益々多くを生産して販賣量の増加で之を補はんとする風すらあること、(三)農生産者は大抵は其の生産物を中間商人の手を経て賣却する所から、消費者の需要に對して生産物供給量が過多であるか過少であるかを知ることには工業生産者ほど鋭敏でなく、價格が下落してしまつて事態甚だ面白からざるを見て甞めて之に氣が付き、そ

れまでは殆んど無關心のやうなものも少なくない實狀であることなどこれである。

要するに以上述べるが如き事情を原因として、最近に於ける農村と農民と農業との状態は、從來降だりつあつた阪道を一層急に下つたと同時に、從來やつて來た農民運動の方向に於ては、急角度の轉換を爲しつある。その情勢を我國について實地に見定め、併せて其の原因を爲す所ものを明示することは、たとへ其の概様をつかみ得るに過ぎないにしても、蓋し研究に値するものたらざるを得ないであらう。

先づ第一に觀察すべきは農家の戸數であるが、從來少しづつは増加してゐたのに、近時その減少の勢が目につくやうになつて來たことは、注意を要する所である。即ち都鄙人口の區分から見ても、前者が著増するに比して後者は寧ろ減少する傾向のあつたことは、之を窺ひ知ることが出來たけれども、それでも尙ほ農家の戸數について見れば、昭和七年に至る頃までは大勢は多少づつともかくも増加してゐた。然るに其の年を境にして其の以後かなり目立つて減少を示して來たことは、見通し難い現象である。其の實狀左表の如し。

年次	農家戸數	前年比較
昭和元年	五、五五五、一五七	
同 二年	五、五六一、六〇八	○ 六、四五一
同 三年	五、五七五、八八一	○ 一四、二七三
同 四年	五、五七五、五八三	▲ 二九八

同 五年	五、五九九、六七〇	○ 二四、〇八七
同 六年	五、六三三、八〇〇	○ 三四、一三〇
同 七年	五、六四二、五〇九	○ 八七〇
同 八年	五、六二一、五三五	▲ 二〇、九七四
同 九年	五、六一七、四八六	▲ 四、〇四九
同 十年	五、六一〇、六〇七	▲ 六、八七九

右表の示すが如く昭和八年には前年に比し二萬九百七十四戸を減じ、昭和九半には前年に比して四千四百九戸を、昭和十年には又前年に比し六千八百七十九戸を夫々減じてゐるから、昭和九年の農家戸數は之を農家戸數の最大だつた昭和七年に比すれば、二萬五千二十三戸を、昭和十年の農家戸數は同じく三萬千九百七戸を減じたわけである。此の現象はたゞ偶然のものとして看過し得べきものではなく、昭和七年の農家戸數が已に前年に比し僅かに八百七十戸を増したに過ぎなかつた狀況と照し考ふれば、其の頃から減少せんとする勢が馴致されたものと見るべきで、恐らくは昭和五年の農産物價格慘落の後を受け農家の生活が甚しく窺迫するに至つた事情に原因するものであらう。

この現象は尙ほ之を自作と小作と自作兼小作とに區別して農家戸數を見ることに依つて、更に深き意義を有することを思はしめる。

昭和元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年
自作農家	一、七三二、一八〇	一、七三七、一九三	一、七四八、〇七一	一、七三七、四三八	一、七四二、九九三	一、七五六、三九九	一、七五四、五三七	一、七四〇、二一九	一、七三二、〇八六
小作農家	一、五〇八、五三九	一、四九五、六七六	一、四八二、八五六	一、四七八、二一四	一、四八六、一三三	一、四九五、三一〇	一、四九八、五九六	一、五〇八、三一九	一、五一八、一八一
自作兼小作農家	二、三一四、四三八	二、三二八、七三九	二、三四四、九五四	二、三五九、九三一	二、三七〇、五四四	二、三八二、〇九一	二、三八九、三七六	二、三六八、九四八	二、三六〇、三四〇

即ち右表に就いて見れば、自作農家の数は昭和六年までは大體殖えて來てゐるが、同年を絶頂として漸減の勢に轉じ、比年確實に減少して、昭和六年に比して、實に一萬六千八百八十戸を減じ、其の歩合やがて一%に垂んたり、昭和十年には更に減じて六年の數に比し二萬四千三百十三戸の差を生じ其の減少歩合一・三%に及ぶ有様である。然るに之に反して小作農家の數を見れば、昭和四年頃までは漸減状態であつたのに、其後は年々増加の足取を示し、昭和九年と昭和四年とを比較すれば其間實に三萬百五戸を増して居り、その増

加歩合二%強、昭和十年には更に増加して、三萬九千九百六十七戸の差を示すことになつた。其の増加歩合二・七%に及んでゐる。次に自作兼小作農家に於ては、昭和七年までは年々増加の勢が見ゆるが、昭和八年には前年に比し一萬三千五百四十三戸を減じ、昭和九年には更に六千八百八十五戸を減じてゐる。昭和十年も前年より八千六百戸を減じた。

此の狀況も亦昭和五年頃を境としての自作農家の困窮を物語るに足るものであつて、自作農家中その地位を保ち得ないで自作兼小作に落ち、自作兼小作たりし者の化して純粹の小作者となれる數の少からざるを示す次第である。我が農村近時の經濟状態は此等の事實からしても、大體を察することが出來ると共に、右の如き變化が其の主原因を昭和五、六年に於ける農産物價格の暴落に置くことも之を否定することが出來ない。次に耕地の所有者狀況について見るに、大正十四年以降昭和九年に至る所有者戸數は左表の通りである。

年次	總數	五段未滿	五段以上	一町未滿	一町以上	三町未滿	三町以上	五町未滿	五町以上	十町未滿	十町以上	半町未滿	半町以上	五十町以上
昭和元年	四、九七五、五三二	三、四九二、三三三	一、三三二、二六一	一、三三二、二六一	八八九、八四四	三三〇、一〇六	二四、一四四	四五、九一七	四、四四五					
二年	五、〇〇八、七五二	三、四八四、七〇八	一、三三六、六二七	一、三三六、六二七	九三三、五三七	三三九、九五七	二四、三三七	四五、五三〇	四、〇五五					
三年	五、〇四五、〇六〇	三、四八四、七〇八	一、三三六、六二七	一、三三六、六二七	九〇九、九九九	三三八、九五三	二二、八五一	四五、一七三	四、〇五五					
四年	五、〇四〇、六四九	三、四八四、七〇八	一、三三六、六二七	一、三三六、六二七	八九九、五〇〇	三三三、九五五	二二、四三五	四五、四四五	四、〇五五					
五年	五、〇六四、九四五	三、四八四、七〇八	一、三三六、六二七	一、三三六、六二七	八九五、九九三	三三四、八四四	二二、九四二	四五、八二二	四、八八四					

年	五段未満	一段以上	二町未満	三町以上	五町以上
同 六年	五、〇五九、四四七	一、三三三、二五五	八九九、二六	三四、九八三	一三、八六九
同 七年	五、二〇、三三八	一、二八六、〇五〇	九〇三、四五五	三三、三七七	一三、四四九
同 八年	五、二九、九六六	一、二八四、〇七六	八九、五六六	三三、七九	一三、一〇四
同 九年	五、〇九六、九五	一、二八九、四三三	九〇、六七七	三三、九七七	一三、六八一
同 十年	五、四七、四三三	一、三〇四、四八二	九五、九六	三三、二四五	一三、二六

右表に依つて見れば、耕地の所有者總數は、昭和七年迄は漸次増加してゐたのだが、昭和八年及九年には漸減の傾向に變じ、其の状かなり著明である。然し昭和十年には又かなり増加して來てゐる。そして所有耕地の面積の廣狹に依る區別の上から之を觀れば、大體三町未満の所有者は増加の趨勢にあるに反して、三町以上の所有者數は漸減する大勢を示してゐる。減少傾向の特に著しいのは五十町以上の大所有者である。漸増の趨勢を示してゐるもの、中では、五段以上一町未満の所有者階級が最も多く増加傾向を取り、年々確實な足取で増してゐる。その増加傾向に在ることは、之を五段未満の所有者數があまり目につくほどの増加を示してゐず昭和九年に於ては却つてかなり著しく減少してゐると照合して考ふれば、喜ぶべきことには相違ないが、何分一町以下の所有者は自作農家として所有面積の大きさが十分とはいへないから、やはり小農地所有者の増加といはなくてはならぬ。之に比すれば一町以上三町未満の所有者は、自作農としては中堅を爲し従つて農民としても中心勢力を形造る部類の人々であるから、其の數の年々増加することは最も歓迎せ

らるべき現象たらざるを得ない。然るに近年の實狀はやゝ停頓狀況に在り、昭和三年までは年々確實に増加してゐたのに、其の後は寧ろやゝ減少した有様である。之では農家經濟の樂にならないのが思ひやられる。此の狀況に關聯せしめて、次の耕地耕作面積別に依る農家戸數表を検討してみるのがよい。

昭和元年	五段未満	一段以上	二町未満	三町以上	五町以上
同 二年	一、九五、三六〇	一、八八五、七三三	一、一九〇、三三三	三三、五四八	一三、二六
同 三年	一、九四、五三三	一、八九五、八八	一九五、三三三	三三、七四一	一三、六六一
同 四年	一、九四六、七〇〇	一、八九四、六六七	一九九、八〇九	三三、一〇二	一三、〇四七
同 五年	一、九六、一五五	一、八九九、八四三	一九〇、一三三	三二、八〇七	一三、〇一六
同 六年	一、九三九、四〇四	一、八九六、三六七	一、三三、四七七	三六、五三五	一九、〇五六
同 七年	一、九四一、四八八	一、九三三、一七三	一、三六、三〇〇	三九、七四七	一九、〇七八
同 八年	一、九三六、四九九	一、九三三、三九九	一、二四二、八三三	三九、二九四	一九、五三三
同 九年	一、九三〇、四三三	一、九三七、六六〇	一、二四七、五七七	三九、五五二	一九、五九九
同 十年	一、九二八、五七七	一、九三二、四三〇	一、二五〇、八八八	三九、〇八八	一九、三〇九
同 十年	一、〇八、六四三	一、九一九、〇七三	一、四四五、八七七	三三、五三三	一七、九二〇

右表について觀るに、一町以上三町未満の耕作者戸數は昭和五年迄は漸減してゐたが其の後は又少し増加

の傾向にある。併し大體停滞状態である。そして三町以上五町以下の耕作者数は昭和四年頃から漸減の傾向を示してゐる。然るに五町以上の耕作者数は昭和四年頃迄は著減してゐたのに其の後は又著しく増加しつゝある。前掲所有關係の場合と甚だ其趣を異にすることを注意すべきである。而して小面積の耕作者について見れば、五段以下の耕作者数が明かに漸減傾向に在ることを認め得られる。之はたしかに喜ぶべき現象である。次に五段以上一町未満の耕作者数はやはり所有地面積別の場合と同じやうに昭和七年頃までは明かに年確實な歩調で少しづつ増加しつゝあつたが、其の後は又かなり著明に減少傾向に轉じてゐる。即ち我國の自作農家は此位の大きさの面積の所有者に於ては近時より年々増加しつゝあることがわかるが、耕地面積に於ては最近ばかり小面積の耕作經營者が減する状態を呈して來たことが窺はれるのである。然るに一町以上二町未満の耕作者数は、前表で明確に比年かなり著しく増加する傾向に在ることが窺はれるが、前々表の有地別では一町以上三町未満のものは近年やゝ減少しつゝあることが示されたのだから、兩者を併せて考へてみると、此の位の大きさの面積については自作兼小作人の部類に屬するものが比較的多く又それが近時は年々増加傾向に在ることを想像し得られる。若し實狀が斯くの如くならずして、此の面積階級に於て所有者數も耕作者數も共に年々増加の勢を示してゐるならば、それは即ち、中堅自作農の増加として最も喜ぶべき現象であるが、事實さうでないとするれば、前に示した昭和六年以後に於ける最近の趨勢としての自作農戸數の

減少傾向と併せ考へて、近狀甚だ好ましくならざるを思はなくてはならぬ。そしてその原因を思へ。

農家の經濟状態が近年甚だ困窮の度を加へこそすれ決して樂になつて來てゐないことは、上に示す所に依つても之を推知し得られるが、更に立入つて農業生産状態や、農家の私經濟調査について之を窺つてみることにする。

先づ主要農産物の作付面積に就いて見るに、既往十年間の實狀は左表の如き有様である。

	米		大 麥		裸 麥		小 麥	
昭和元年	三、一五八、二七一 ^町	四四七、五四四 ^町	五四四、五一三 ^町	四六七、五七一 ^町				
同 二年	三、一七三、六八三・五	四二五、五二〇・〇	五三〇、六六〇・一	四七三、七四二・〇				
同 三年	三、一九一、七三六・一	四〇三、七二三・五	五一〇、九六一・一	四八九、九六五・七				
同 四年	三、二三〇、六〇四・一	三九四、四六九・六	五〇一、〇四〇・五	四九四、九六八・一				
同 五年	三、二三九、三二一・六	三八〇、三三八・八	四八二、七九〇・二	四九一、四五六・三				
同 六年	三、二四八、七一九・五	三八〇、三九三・八	四七五、三八六・七	五〇一、一四一・六				
同 七年	三、二五七、〇〇九・四	三八〇、〇七二・二	四七九、六八九・二	五〇八、七二三・八				
同 八年	三、一七三、二〇三・三	三四七、二九四・七	四三七、六五九・四	六一六、四七六・七				
同 九年	三、一七二、八一〇・六	三三一、七四五・一	四二四、三八五・〇	六四八、四九七・五				

同 十年 三、二〇四、一七八・九 三四一、九四八・四 四三九、七一三・七 六六三、八六八・〇

米の作付面積は、昭和七年までは逐次増加してゐたけれども、八年九年とも七年に比し八萬四千町ばかり減じてゐる。然し昭和十年には又多少増加したが、漸く昭和三、四年の頃の状勢を恢復し得たに過ぎなかつた。麥については大麥裸麥ともに各年漸減の狀態に在り、たゞ小麥のみは價格の關係上かなり著しい漸増傾向を示してゐる。併し何といつても米の作付面積が重要問題であることは言を俟たざる所で、それが右のやうに減少したことは、先に述べた農家戸數減少の狀況と併せ考ふべきことである。

次に養蠶について見ても、既往五ヶ年の狀況としては、養蠶戸數、掃立數量、産繭價格ともに減少の状勢を示し、たゞ昭和八年が例外を爲してゐるに過ぎぬ。

其の他の農産物に就いては、一々之を示す必要を認めないが、要するに近年農産物一般の價格が甚しく下落して、農家の収入を著減せしめたことは、争はれない事實であつて、一方に重き租税公課の負擔に任じ、又過重の負債に苦しめられてゐる所へ、甚しき収入の減少に出會つたのだから、農家の經濟は慘憺たる狀況に陥り、其狀特に昭和五年以後に於て甚しいことは、周く世に知られてゐる通りである。試に帝國統計年鑑に掲げられてゐる所の農産物價額について、昭和四年より八年に至る五年間の數字を引用して置く(單位圓)。

昭和	四年	五年	六年	七年	八年	食用、園藝、工藝 農産物總價額		米		人口一人ニ付 農産物價額	
						昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和四年
						二、四九九、九四一、二四七	一、五八四、七二九、八四八	二七二、〇九八、五一八	三九・七		
同	五年	一、八二四、三〇四、八〇四	一、一一七、九五五、五四八	二〇三、二五八、八六八	二八・三						
同	六年	一、五〇一、三一〇、三八四	九一三、一八一、五六七	一五五、〇六五、四五七	二三・〇						
同	七年	一、八六二、六九九、二〇四	一、二三五、〇二三、九九七	一五八、一四五、八七三	二八・一						
同	八年	二、一九九、二一一、一三五	一、四三三、五九〇、四一九	二二一、六八四、〇九六	三二・七						

是に依つて大體の様子は判るであらう。大正十四年には農産物價額は三、二七五、六〇一、六三四圓で人口一人につき平均は五四・七圓だつたのだから、之と昭和八年の狀態とを比較すれば總價額に於て一、〇七六、三九〇、四九九圓を、一人當りに於て二二・二圓を減じてゐる。最少だつた昭和六年を比較すれば總價額は一、七七四、二九一、二五〇圓を、一人當りは三一・八圓の減少であつて、半額以下に降つたのだからたまたまのものでは無い。昭和八年はやゝ恢復してゐるやうでも、漸く大正十四年の數字の六割にまで戻り得たに過ぎない。

斯様な狀態であるが故に、農家の經濟調査に表はれた所を見ても、農業所得は一般的に極めて小額で、之を生計費と突合はせて過不足を檢討すれば、大抵は赤字を出してゐる有様である。即ち最も低い程度的生活標準を以てし乍ら、尙且つ、生活費に事を欠いで、新たなる負債の原因を年々に造り出しつゝある有様であ

る。農林省調査にかゝる昭和八年三月一日より同九年二月末日に至る實狀に基づいて農業利得と生計費との比較として示さるゝ所は、右の狀況を證して餘りある。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
農業總收入	一、〇一一・九八	一、〇〇三・八五	九四〇・五〇	九八五・四四
農業經營費	三四五・二三	四三一・六二	四八五・〇八	四二〇・六四
差引(農業所得)	六六六・七五	五七二・二三	四五五・四二	五六四・八〇
家計費	六九四・〇六	五九八・一九	五二六・三三	六〇六・一九
差引過不足	(一)二七・三一	(一)二五・九六	(一)七〇・九一	(一)四一・三九

是に依つて是を觀れば、農家は普通の農業所得を以てしては、生計が立ち難いのであるが、然かも右の調査に選ばれたる農家は、當該市町村の農家平均一戸當耕作面積の十五割未滿の耕作地を耕作するものゝ中からであるから、中位の農家たるを失はない。以て一般の狀況を察すべく、それ以下の農家經濟の如何に切詰めてしかも餘裕なきものであるかゝわかる。従つて農家の大多數では、何か他に農業以外の所得例へば一家の中の誰かゞ給料を取る職業に従ふか、何ぞ兼業を營んでその收入を得るかしなくてはならぬ。然らざる限り生活費不足の爲めに年々新たに負債して行く外はないのである。

農家經濟調査に表はれたる兼業及家事収入左表の如し。之と前掲の農業所得上の不足額とを比較して示して置く。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
農業所得	一二五・八四	一一四・〇五	一一一・三〇	一二〇・四〇
家事収入	四五・五六	三七・〇五	四〇・〇一	四〇・八八
合計	一七一・四〇	一五一・一〇	一六一・三一	一六一・二八
農業所得の生計費に對する不足額	(一)二七・三一	(一)二五・九六	(一)七〇・九一	(一)四一・三九
差引	(十)一四四・〇九	(十)一二五・一四	(十)九〇・四〇	(十)一一九・八九

上記の如く比較的多額の兼業及家事収入のある農家では、どうか生活が出来て多少の餘利が生じるが、一般農家に一樣に右の如きを期待するわけには參らない。大多數はとも低い生活標準を以てして漸くに活きて行くだけのことである。

農家負債の額については、昭和七年農林省農務局の調査の結果として示さるゝ所、農家一戸當平均八百三十七圓で、負債總額四十七億一千七百萬圓とされてゐる。之を負債の目的別に従つて調査農家平均一戸當金額と割合とを示せば次の如し。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
農業用負債	三五二・二五	三九二・七八	三二一・九二	三二二・三一
兼業用負債	(四八・七七)	(五一・六二)	(四四・五六)	(四八・八一)
家事用負債	一一・九〇	五・四七	〇・〇八	五・八一
合計	(二六・五)	(〇・七二)	(〇・〇二)	(〇・八八)
農業用負債	三五八・〇八	三六二・六一	二七五・九六	三三二・二二
兼業用負債	(四九・五八)	(四七・六六)	(五五・四二)	(五〇・三一)
家事用負債	七二二・二三	七六〇・八六	四九七・九六	六六〇・三五
合計	(一〇〇・〇〇)	(一〇〇・〇〇)	(一〇〇・〇〇)	(一〇〇・〇〇)

目的別中家事用負債の割合が大體五割に及び(平均五〇・三二%)自作農にも自作兼小作農にも小作農にも大差なき有様であることは、最も注意を要する所である。これを以てたゞ農家が生活上に贅澤を覺えたからだとか、冠婚葬祭に金を掛け過ぎる結果だとか簡単に片付けてしまうことは、甚だ當を得ざる所である。そんな事情も有るには有らうが、大體は食つて往けない結果であることを見通してはならない。農村に於ける社会状態を窺ふ爲めには、小作に關する状況を見る必要があるが、先づ小作料について近年の實状を窺ふに、年に依つて大した變化はなく、一時の社会状态と小作人運動との影響に依つて、昔

日に比してやゝ低下されたものが、大體そのままに持續されてゐる有様である。それでも昭和七年に最低に達した田地の小作料は其の後やゝ増加して居り、畑地の小作料は昭和八年を最低として、やはり其の後騰貴してゐる。併し之は大した理由あるに依るものとも思へない。

試に既往十年間の田地と畑地との小作料實額と對大正十年指數とを示して見やう。

年次	普通田		普通畑	
	實數	指數	實數	指數
昭和元年	一・〇七	九一	一八・九九	一〇二
同二年	一・〇二	八七	一八・七八	一〇一
同三年	一・〇四	八九	一八・五〇	一〇〇
同四年	一・〇三	八八	一七・二三	九二
同五年	一・〇三	八八	一五・九八	八五
同六年	一・〇二	八七	一三・七四	七三
同七年	一・一一	八六	一一・二一	六〇
同八年	一・〇二	八七	一〇・九二	五八
同九年	一・〇四	八九	一一・二〇	六〇
同十年	一・〇二	八七	一二・六七	六八

次に小作爭議の状況を見るに、昭和元年より十年に至る全國爭議件數左表の如し。(農林省調査—括弧内は社會局調—前者は毎年一月より十二月に至る一年間の、後者は毎年四月十日に至る前一年間の合計である)

年次	件數	指數
昭和元年	二、七五一	一〇〇
同 二 年	二、〇五二	九二
同 三 年	一、八六六	六八
同 四 年	二、四三四	八八
同 五 年	二、四七八	八九
同 六 年	三、四一九	一二五
同 七 年	三、四一四	一二五
同 八 年	四、〇〇〇	一四五
同 九 年	五、八二八	二二二
同 十 年	五、五二二	二〇〇

備考—「」内は第十二次農林省統計表に據る。
 【六、八二四】
 【二四八】

右表に依つて窺はれる所は、小作爭議は昭和元年には特に多かつたが大正十年頃から大抵毎年千五、六百件)其後は漸減してゐたのに、昭和五年にはかなり多く、六年から著しく増加したことに、昭和八年にも多く特に九年及十年に於て甚だ多數だつたことである。昭和六年に多かつたのは五年の農産物價格暴落の影響と不作であつたこと、に主因を置き、昭和八年以後殖えて來たのは、昭和七年及八年の米の不作の影響を受け、爭議原因としては小作地引上、小作料滞納等に依るものゝやうである。此事情については、後に小作爭議の原因を示すから、それと併せ考へて見る必要がある。

次に近年に於ける小作爭議の係争耕地面積と關係人員(地主及び小作人)とを示してみる。

年次	關係土地面積		參加人員	
	町	人	地主	小作人
昭和元年	九五、六五一・八	三九、七〇五	一五一、〇六一	
同 二 年	五九、一六八・三	二四、一三六	九一、三三六	
同 三 年	四八、六九三・七	一九、四七四	七五、一三六	
同 四 年	五六、八三〇・五	二三、五〇五	八一、九九八	
同 五 年	三九、七九九・〇	一四、一五九	五八、五六五	
同 六 年	六〇、三六四・七	二三、七六八	八一、一三五	

同	七	年	三九、〇二七・六	一六、七〇五
同	八	年	三〇、五九五・九	一四、三一二
同	九	年	八五、八三八・〇	三四、〇三五
同	十	年	七〇、七四五・一	二八、五七四
				一一三、一六四

前に掲げた争議件数表と併せて、昭和六年には件数も多かつたが、係争耕地面積も關係人員も目立つて多い。昭和五年の金解禁の影響を受け、農産物價格の惨落したことが、引いて斯くの如き農村に於ける社會不安を齎らすに至つたことを考へれば、政治の當否巧拙の影響する所實に觀面で、且つ至大なるを思はしめる。それにつけても、小作争議の状況について検討する場合には、その原因を爲すものに就いて調べてみる。それが肝要であるから、左に争議原因の主なるものゝ歩合わけを窺ふことにする。

原因	昭和元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年
一、風水害虫害等 自然的不作	七・一 %	五〇・六 %	四七・三 %	五〇・六 %	二二・九 %	三四・三 %	三一・〇 %	一六・二 %	二一・三 %
二、農民組合の指 令又は模倣	二・三 %	四・七 %	四・七 %	二・二 %	三・二 %	二・八 %	三・六 %	〇・九 %	一・二 %
三、小作料高率	六・五 %	九・九 %	六・四 %	四・四 %	四・六 %	二・八 %	二・二 %	二・五 %	一・七 %
四、農産物價格下落	〇・二 %	一・〇 %	〇・六 %	〇・一 %	一一・五 %	七・〇 %	一・四 %	〇・五 %	〇・七 %

五、小作權又は 小作地引上	一・五	三・一	二四・七	二八・九	四〇・四	三八・二	四四・五	五六・九	五二・四
六、小作料滞納	一・八	二・四	三・三	三・九	五・四	五・一	九・二	一一・一	一〇・二
七、調停又は契約 條項不履行	—	〇・三	〇・四	一・五	一・六	〇・九	一・五	〇・七	〇・二
八、舊地主より小作 申込拒絶	—	—	—	—	—	—	〇・九	〇・五	〇・八

右表に示す所に依つて之を考ふるに、小作争議の原因としては、従前は小作料の減免に關するものが斷然多くの割合を占め、大部分はそれであると謂つてもよかつたのが、昭和に入つてから以後は年々著しく減少して來たことが目につく。(表中自然的不作の項と小作料高率とを參看) 然るに小作權に關係ある事項を原因とするものは年々其の歩合を増しつゝあり、小作料關係のもの原因としての重要度に於て其の地位を交替しつゝあること注意を要する所で、小作地引上を原因とする場合の近年順みに増加しつゝあることも併せ考へられる。之は思想の進歩と社會狀勢の發展とに伴つて、當然に表はれる傾向で、工業労働者の罷業原因について見ても、常に認められる傾向であるが、ともかく近年我國の農村に於ける實際的情勢として斯くの如きを見るに至つたことは、注意に値する所たるを失はない。尙ほ小作争議原因中農産物價格下落といふ項目に於て、昭和五年及び六年の歩合が例外的に大であつたことも、金解禁直後に於ける狀況として見越し難き所である。

右の情況を更に詳しく見定めるために、小作爭議に於ける要求事項別に依る歩合表を掲げてみる。

要求事項	昭和元	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年
一、一時的の小作料減額	七三・一	五八・八	五四・三	五五・一	四二・〇	四七・一	三七・一	二五・二	二五・九
二、永久的小作料減額	九二	一一・四	七・九	五・六	五・八	四・〇	二・八	二・六	二・四
三、小作米納入延期並に分割支拂	—	—	—	—	〇・一	一・四	四・〇	四・三	五・三
四、小作契約繼續	七・五	一六・七	二一・二	二五・六	三四・九	三一・七	四〇・〇	五二・四	五〇・三
五、小作權又は永小作權の確認又は賠償	三・九	三・六	三・三	三・五	四・六	六・四	四・九	四・二	三・六
六、契約又は調停條項の履行	—	—	—	〇・五	〇・七	〇・五	〇・二	〇・一	〇・一

右表の諸項目中小作料減額要求の歩合が年々に少くなつて、其代り小作契約の繼續要求の歩合が年々増加しつゝあることが、著しく目につくであらう。特に後者に於ては昭和五年から急に増加の歩調が勢を得たことが目につくであらう。此の事實は前に述べた所と互に照し合ふものであるが、小作契約の繼續が要求されそれが爭議原因として大なる歩合を占むるに至りつゝあることの裏には、近年の小作爭議の原因が、地主の小作地引上といふ事實に存する所の大なるを思はしめる次第で、小作爭議の原因に關する前掲表中の當該項目が近年（特に昭和五年以後）甚だ歩合増加の歩調を辿りつゝある事實と併せ致すべきである。近年農産物

の價格下落其他の理由に依り農村不況が痛切になり、小作人に小作料滞納の事實多く、地主をして小作地引上を敢行せしめ、之を理由として小作爭議を頻發せしむるに至つたことは、容易に之を知り得る所で、小作人側からいへば、防禦的な理由から爭議を發生せしむる場合多きに至つたことを思はしむる。何れにしても喜ぶべき現象ではない。

従來農村に於ける社會的運動といへば、小作人が組合運動に依つて地主に對抗し、小作條件の維持改善を圖ることを中心とし、殆んどこれに限られてゐたと見ても大過なき實狀であつた。即ちそれは工業労働者の間に於ける労働組合運動と大體その目的及び運動方法を同するもので、正に我國に於ける農業労働者の組合運動といふべきものであつた。然かもその運動は當初は小作料の減免その他小作條件の維持改善を目的とする經濟運動として行はれることを主眼としたものであつたが、其後時勢の一般の上から見て民主主義的傾向が進展し、又マルクス主義的社會主義思想が浸潤するやうになつてからは、農村に於ける小作人運動も階級運動としての色彩を強くするに至り、運動は段々政治運動化して、しかも何となく革命運動らしい意識を有つものすら表はれて來て、農村社會の不安を極度に陥らしめんとするの風を見るに至つた。

然るに冒頭に之を指摘したやうに、昭和五、六年の頃から、我國一般の思想界の狀勢も變化し、之に伴ふ新しい國家主義的な運動が起きるやうになつてからは、其勢は農村にも及ばないでは措かないばかりでなく

或意味に於ては農村方面から此の新氣運が動いて來たともいへる次第で、とにかく農村運動の上に實狀としての急角な轉換が表はれて來た。即ちそれは從來の小作爭議若くは、もつと廣く小作運動専門の農民組合が、多少その階級闘争的な態度を改めて、經濟的には獨り小作人といはず農村一般の經濟的窮迫を緩和すべき方策と施設に對する要求を爲すことに主眼を置くと共に、その運動は益々これを政治化するにしても、目標は立法や政策の要求として合法的方向に之を定め、議員選舉に際しての投票の獲得にも、より以上の力瘤を入れるやうになつて來た。そして又かゝる小作人中心の運動以外に農村に於ける各階級や各層の人々の共同的運動即ち全農民的な運動も新たに大いに頭を擡げて來て、農村の窮乏を救ふことの爲めのみならず、全國國民を救ふべきが爲めの新國家主義運動が鬱然として勢力を表はして來たのである。加之農會や其他の既存團體に於ても大いに農村的な運動氣勢が加はり、特に産業組合に於ては、昭和八年より十二年に至る擴充五ヶ年計畫も行はれ、近年其の組織網の擴大強化の實狀と相伴つて目覺ましき運動展開を見るに至り、然かもその運動が從來の經濟運動たる範圍を越へて益々政治的内容を有するに至つたことは、最も注意を要する近時の傾向である。

特に注意すべきことは、此の産業組合の新運動展開に於ては、その指導精神は、たゞ從來の所謂産業組合主義の普及徹底を期することに在るか、それとも新時勢と共に産業組合主義なるものそれ自體についても檢

討を加へ新しき認識の下に新しき意識を樹立すべきか、今や一つの課題となりつゝあることである。それと同時に又産業組合運動の衝に當る中堅勢力の間には、必ずしも既成制度維持の下に農民の運命を打開し往くことを志とせず、革新的氣運の下に新建設を希ふものが、かなり勢力を有してゐるやに思はるゝことも、決して見逃してならぬ所である。

以上の如き見解の下に少しく近時に於ける農民運動の實狀について見るに、先づ小作組合運動に在つては小作人組合及び組合員数は左表の如き消長を示してゐる。(農林省調、折衷内は社会局調)

年	組合数	組合員数
大正十年末	六八一 (一、一一四)	— (一三二、三二二)
同十二年末	一、五三〇 (一、五三〇)	一六三、九三一 (一六三、九三一)
同十四年末	三、四九六 (三、三一一)	三〇七、一〇六 (三〇七、一〇四)
昭和元年末	三、九二六 (三、九一五)	三四六、六九三 (三三八、七〇四)
同二年末	四、五八二 (四、二七五)	三六五、三三二 (三四七、四二九)
同三年末	四、三三三 (四、一一五)	三三〇、四〇六 (三二五、九八三)
同四年末	四、一五六 (三、八六六)	三一五、七七一 (三〇一、三二六)
同五年末	四、二〇八 (三、九七九)	三〇一、四三六 (二八六、八五二)

同	六年末	四、四一四 (三、九一七)	三〇六、三〇一 (二七一、一五四)
同	七年末	四、六五〇 (四、〇六二)	二九六、八三九 (二五六、二九七)
同	八年末	四、八一〇 (四、一五〇)	三〇二、七三六 (二四六、一七二)
同	九年末	四、三九〇 (三、八六四)	二七六、二四六 (二三五、〇九九)
同	十年末	四、〇一一 (三、四四四)	二四二、四二二 (二〇三、四五四)

即ち組合數に於ては、大正年間には急速な増加を爲したけれども、昭和に入つてからは停滞状態に在り、昭和三年以後少しく減少し、五年頃から又少し殖えたが九年からは又少し減じてゐる。然るに組合員數に於ては、昭和二年が絶頂で三十六萬五千餘人に及んだが、其後は漸減し、昭和十年には二十四萬二千餘人に減り、正に盛時の三分の二に過ぎない状態となつた。次に地主組合の數及び組合員數左表の如し。

年	組合員數	組合數
大正十年末	一九二	—
同 十二年末	二七〇 (二九〇)	二三、五六一 (三三、五六一)
同 十四年末	五三二 (四九八)	三四、五五九 (四四、九一七)
昭和元年末	六〇五 (五九一)	四一、四二五 (五五、八七九)
同 二年末	七三四 (六五五)	五七、〇五二 (六〇、九六四)
同 三年末	六九五 (六一四)	五五、六九五 (五四、三八四)

年	組合員數	組合數
同 四年末	六五五 (六四三)	五五、一三八 (四八、一〇四)
同 五年末	六四〇 (五四九)	五三、二七八 (五〇、五四〇)
同 六年末	六四五 (四八五)	五〇、五五六 (四三、七一)
同 七年末	六六二 (五二九)	五〇、四五四 (四五、三〇四)
同 八年末	六八六 (五一九)	四九、六四五 (四二、一一〇)
同 九年末	六三三 (四七六)	四八、八三六 (三六、七〇〇)
同 十年末	五三一 (四四五)	三八、一七二 (三四、一八六)

組合數及び組合員數ともに、其の消長は前表と殆んど同一様である。

小作組合の運動方針の近年に於ける變化については前に述べたが、その變化の表はれとしての合法的對議會運動について見れば、近年は立法要求の運動が目につくやうになり、殊に米價下落に依る農村不況の激化のため、地主にして小作地を引上げる者が増して來た結果として、之を原因とする小作争議も殖えたこと既述の通りで、同時に小作權確立の爲めに小作法の制定されんことを要求する運動が行はれて來た。以て今日に及んでゐるが、今後もその運動は益々力強く行はれるであらう。政府の立案せる農地法との關聯に於て、此の運動の展開奈何は今後の大いなる關心事たらざるを得ない。

代議士選舉及び府縣會議員選舉に於ける無産農民黨の運動は直ちに之を以て小作人組合の運動とは見るこ

とが出来ないが、とにかく無産農民の選挙運動として重視するに足るものであるから、左に無産政黨の府縣會議員選挙成績について昭和二、六、十年の比較表を掲げておく。

	候補者數	當選者數	得票數	一人當得票數	候補者當選率
昭和二年	二一六	二八	二五七、八九四	一、一九四	〇・一三〇
同 六年	二四一	一七	二七一、九〇一	一、二七一	〇・一七九
同 十年	九八	四〇	二一九、〇七九	二、二五八	〇・四〇八

三回の比較に於て、得票數に大なる變化はなく、多少は減退氣味ですらあるが、當選者數に於ては昭和十年の選挙に際し從來にない良い成績を示した。即ち當選者四十名を出し當選率は昭和六年の〇・一三〇に對し十年は〇・四〇八であつた。之は從來の對選挙方針が當選よりも寧ろ選挙の機會に於ける地盤の擴張と主張の普及とに重きを置いてゐたのを改めて、當選にも重きを置くことにし、無産黨所屬候補者の亂立を防ぎ又その相互競争を避けることにした結果だと信ぜられてゐる。

次に醸つて農會の運動について見るに、之は元來系統農會として農業の改良發達を圖ることを使命と爲し、農業上の技術的並びに經營的指導と、今一つには農業利益の代表を爲すことを以て、任務とするものであるが、近年の著しい傾向は農民運動の政治化傾向に伴つて、農會の農業利益代表機關としての活動が目醒しく

なつて來たことである。勿論その指導機關としての任務が忘れられ等閑に附せられてゐるわけではないが、農會の政治的進出といふ事實は、近年の著明事實として産業組合のそれと共に重視すべきものである。

産業組合が現今の農民自助運動として最も有効適切な組織であることは、夙に認識されてゐる所だが、近年は農村の窮乏激化と共に、其の更生の必要が痛感せられるにつれて、産業組合の使命は益々重きを加へて來た。そして政府の奨励と産業組合自身の全國的系統組織の下に於ける擴充計畫とに依り、近時の發展は實に素ばらしいものがある。殊に農産物の販賣や肥料その他農用資財の購入に就いて組合的活動の手を擴げ、所謂流通經濟方面への進出は、從來その事が農業經濟の有する弱點に觸れ最も不便と不利益とを被つてゐた方面であつたゞけ、洵に近年の趨勢として、農業經濟に取つては特記に値する所のものである。その進出のあまりに花々しきため、昭和六年頃からは所謂反産運動としての商人側の對抗運動も段々熱を帯びて來るやうになつた。そして又醫療組合の普及が企てられると共に醫師團體との對立をも見、其他種々の利用組合の設置と活動範圍の擴大との爲めに、種々の社會的摩擦を見るやうにはなつたが、産業組合運動としては、此の現象はその政治的進出と相並んで、近年の著大な發展を物語る以外の何者でもない。

たゞ茲に全社會的に之を見て、近年右述の如き農會及産業組合の政治化運動と、種々の意味に於ける都市進出と、流通經濟への突進としての商業進出との行はれるに至つた傾向の爲めに、農村と都市との對立状態

が尖鋭化され、農業利益と商業利益との對蹠的關係が問題化されて來たことは、極めて重大な意義を有する現象たらざるを得ないことを、吳々も注意すべきである。近時一般の傾向として、社會問題が從來の階級對立的意義に於ては少からず緩和されたるに反して、右の如き都鄙對立の意義に於て新たに重要性を加へつゝあること、世界的に之を見て、政治的にも經濟的にも社會的にも、頗る重大なる影響を有する次第なれば、我國近時に於ける上述の傾向は、深き考慮と慎重の講究を要求するものたらざるを得ない。

第三章 小作組合運動

我邦に於ける小作人運動は主として小作人組合の手に依つて行はれ、これが農村内部に於ける階級的意義を有つた社會運動として最も重要な役目を働いてゐることは、周知の事實である。そしてそれは小作人組合としては我邦特有のものであり、歐米諸國のものとして著しく其の性質を異にしてゐるが、併しそれは小作人を企業者と見て其の團結たる組合と考へる場合のことである。然るに我國の小作人を企業者と見ないで、勞働者と見、其の組合團結を一種の勞働組合と見るに於ては、それは必ずしも獨特の性質を有したものでなく普通にいふ勞働組合の一變形たるに過ぎぬ。

何れにしても農村社會政策を講ずるについては、小作問題は重大な問題であり、小作爭議は動もすれば農村經濟と農村生活とを内部より破壊する力ともなり得るものであるから、その爭議の母體たる小作人組合については、十分その性質を検討する必要がある。茲に少しく勞働組合としての小作人組合について、討究してみたいと思ふ。

いふ迄もなく労働組合は労働者の團體である。そして其の労働者は主として雇傭労働者をいひ又主として工業労働者をいふ。然し之は沿革上の理由に基く所が多いから、當初は工業方面の労働者の間に主として労働組合が造られたにしても、其後組合運動が發達するにつれて、その以外に在つても鑛山や炭坑の労働者、鐵道従業労働者、海員等の間にも、漸次労働組合が組織さるゝに至り、農業方面にも亦、漸次之を見るやうになり、現今に於ては獨り工業雇傭労働者のみならず、廣く産業の各方面に涉つて労働組合は組織されて居る。そして又雇傭労働者といふ意味もあまり狭く解釋さるゝことなく、獨り筋肉労働者たるに限らないで、精神労働者をも包括するに至り、たとへ組合としては別々の組合を組成するにしても、共に廣く労働組合と名づけらるゝ一範疇内に入るものとして、同様の目的と立場と性質とを有するものとなつて居る。現に其の實例は之を英國に於て見ることが出来る。殊に世界大戰後其の傾向が著明になつて來た。尙又所謂雇傭労働者といふ意味も必ず嚴格に解釋されなければならぬ筈はなく、雇傭労働者ならざる労働者の間にも亦労働組合の組織され得べき餘地は残されて居る。

私は今我國の小作人組合の如きものも亦これを労働組合といへるかどうかを問題として、攻究して見たいと思ふのである。従つて若し近き將來に於て我國にも労働組合法が出来るとするならば、それは小作人組合にも適用さるべきものであるか。前に論じた社會局編成の労働組合法案の如きも、小作人組合に適用さるべき立法案として取扱はれるのを可とすべきものであるか否かに就いても、考へて見たいと思ふのである。

前に之を詳論したやうに、現今普通に労働組合といへば、其の目的とする所は、労働条件の維持改善といふことに存する。他に相互救済や教育等の目的を併せ有することは差支ないにしても、たゞ後者だけを目的とし前者の目的を有しないでは労働組合とはいへないが如く、労働条件の維持改善といふことは、労働組合としては是非之を目的としなければならぬ所のものとせられるのが普通である。社會局の労働組合法案の如きも、其の第一條第一項に之を明定して居て、之を以て労働組合の性質を限定せんとすることは、前に之を論じた通りである。

そこで問題となることは、その所謂労働条件の維持改善なるものは、如何なることを意味するかといふことである。普通の意味に於て労働条件といへば、それは大抵雇傭労働条件といふことゝ同意義であつて、主として雇傭契約に依つて定められるものに相違ない。従つてその労働条件の維持改善の爲めに、之を目的として労働者の間に組合團體が組成せられることになれば、それはどうしても主として先づ雇傭労働者の間に於て表はれる現象たらざるを得ない。従つて又其の組合團體は前に述べたやうに雇主又はその團體に對立する意味のものたらざるを得ない。

けれども少し詳かに之を攷ふれば、労働条件の維持改善といふことは、常に必ず雇傭労働に限り存する必

要事であるばかりでなく、或種の獨立勞働に在つても其の必要は生ずる。即ち小作農業の如きに在つても、我國などのやうに小農民たる小作人が主として一家の勞働を爲すことを目的として小作を行ふものにあつては、小作人が地主より土地を借用するに就いて、其の賃借の期間、賃借料即ち小作料の歩合若くは額、其の納付の時期及び場所、乃至は小作料軽減の方法、其他小作料を實物納にするか金納にするかといふことや、小作料滞納の場合に於ける小作人の責任、小作契約解約の時期、其の解約告知條件及び期間、小作人の爲せる土地改良其他に對する地主の賠償義務、小作人の土地利用に於ける制限、租税其他の公課や水利費等の負擔、小作地轉貸の許否其他これに類する種々の事項は、實に小作人たる者の勞働上の條件たる性質を有せざるを得ない。然かもそれ等は小作人が勞働を爲すに就いては、何れも實に重要な意義を有するものであつて、之に依つて小作人の勞働に對する報酬は定まり、又その勞働の安定不安定も定まり、其他勞働者としての小作人の權利と義務とは之に依つて限定せられる。

尤も小作人の勞働に關する右に掲げたやうな色々な重要條件は、元來雇主なるものをもたない小作人に於ては雇傭契約として定まる筈はない。いふ迄もなく此等の條件は地主との關係に於て定まる。即ち地主との間に取結ばれる賃貸契約に依つて定まる。そしてそれ等が普通勞働者に於けるが如く雇傭契約に依つて定まらないで、賃貸借契約に依つて定まるが爲めに、普通に世間の人々は工業や鑛業などの企業家と勞働者との

間の關係と、地主と小作人との間の關係とを全然別異なものと思つて小作契約に依つて定まる諸條件と、雇傭契約に依つて定まる諸條件とを、全然別な眼で見つて、勞働に關する諸條件としての兩者の同種性を認めやうとしない。

然るに今たゞ之を法律的な解釋からのみ見ないで、その經濟的な實際關係から見、勞働の行はれるに就いての實際上の意味から見れば、兩者が契約としての法律的な性質を異にすることは、餘り重要な意義を有するものではない。雇傭契約が雇はれたる勞働者の勞働に關する諸々の條件を限定するが如く、地主と小作人との間の小作契約は小作人が勞働を行ふについての其の諸條件を限定するのだから、之を勞働に對する條件を爲すといふ實質的な意義からいへば、勞働に關する限りに於ては、兩者は同一様な實質的な意義を有する。即ち小作契約が地主との間に於て定まるといふことは、勞働者たる小作人に取つては、雇傭勞働者の勞働契約が雇主との間に於て定まると、其の間意義の輕重あるものではない。

法律的に之をいへば、一方は雇傭契約として直接に勞働に關係して、雇主と勞働者との間に其の人的關係を規定するものであるのに、他方は賃貸借契約として、土地に關係して其の所有者たる地主と之を借用する小作人との間に、物件を介しての關係を規定するものであるから、其の契約としての性質はよほど異つたものである。けれども今勞働といふことを中心にして之を經濟關係として實質的に解釋するならば、雇傭契約

といへども亦賃貸借契約をみたやうな風に考へられぬことはない。即ち例へば工場に於て一定の機械が使用されて労働の行はれる場合には、特に其の労働が請負的労働として労働者に依つて引受けて行はれるやうな場合には、企業家と労働者との關係は、之を雇傭契約の形式によつて定めないでも、機械を中心として労働者が其の機械及び之が使用に必要な工場設備を借用するものとして、賃貸借契約として定めることは可能である。即ち労働者は雇傭契約により賃銀の支拂を受けることにしないで、生産上の結果は一切自己の責任と爲し、却つて企業家に對して一定の使用料を支拂ふものとする契約形式を取ることとも出来得べきである。兩者の場合にはたゞ其の契約を異にし法律關係としての形式を異にするのみで、その實質に於ては、兩場合とも労働者は自己が労働を爲すに就いての諸條件に關する約束を爲し、労働に對する一定の報酬を得ることを目的として労働を行ふものに外ならず、その實際的効果に於て多く異なる所はない。

斯かることは之を鑛山や炭坑労働の如きについていへば、更に一層尤らしくなつて来る。即ち労働者が一日の賃金何程とか、幾千量の採鑛若くは採炭に對して賃銀何程とかいふやうな契約を爲し、之に關係して労働の諸條件を定むる雇傭契約をしないで、一定の鑛區若くは坑區を引受けて労働し其の使用料を支拂ふものとしての賃貸借契約を爲し、之に關係して労働の諸條件を定むる契約を取結ぶことは、十分可能なことである。そして此の契約形式によるのと普通の雇傭契約形式によるのでは、労働に關する其の實際上の効果に

於ては固より多く異なる所がない。

されば問題はたゞ契約形式の異同に關するに過ぎないが、現今世の中に於て、工場や鑛山や炭坑などでは労働に關しては普通の雇傭契約が行はれて、右にいふやうな賃貸借契約の行はれないのは、現今の工場工業や鑛山業や採炭業などは大企業として行はれ、大規模に一手に經營せられる風になつて居るものだから、その經營實際上の必要と便宜から之を見て、斯くの如く機械や鑛區の如きを一つ々々切離して取扱ひ、之を労働者に賃貸するを不可とするからのことである。だからかゝる契約形式が採用されないで、労働設備は一切企業家に於て之を用ゐるものとし、之を用ゐるに就いての労働者をばやはり企業家が雇傭する制度を採つてゐるのである。

然るに翻つて農業を見れば、現今に於ても尙ほ我國の農業は小規模に行はれ、田畑一筆づつが切離して取扱はれる状態にあり、然かも農業労働は工場労働や鑛山労働などの如く之を一所に集めて密集的に行はしめることが出来ないで、労働者を雇つて之を監督して働かすことが困難なものだから、地主は田畑一筆づつを却つて労働者たる小作人に貸付けて、小作人をして其の生産上の結果を引受けて之を使用し労働せしむる方法を採ることにして居る。従つて其の契約を爲すに當つては、小作人を雇傭する契約を結ばないで、之に土地を賃貸する契約を結ぶ次第である。小作人としては何れにしても労働を爲すに過ぎないが、小作地を賃借

して獨立労働を爲す方が、地主に雇はれて働くよりも都合がよいから、やはりその契約形式を喜び、茲に廣く小作契約は行はれることゝなつた次第である。

されば要するに雇傭契約たる小作契約とは、たゞ其の形式を異にするのみであつて、労働を爲すといふ事實について之を見れば、何れもその條件を規定する契約たるに外ならず、その實質に於て多く異なる所はないのである。

すべて幼稚な小作制度に在つては、小作人は人に雇はれないで自分獨立に労働を爲すものではあるが、其の社會上の地位は低く經濟上の實力も弱くて、従つてその小作といふ關係は一種の労働關係たるに外ならない。されば彼の分益小作制の如きは、其の行はれてゐる佛伊其他に於ける實狀に就いて見れば、之を一の小作制と見るべきか、それとも労働制と見るべきかについては、甚だ判定し難きものがある。普通には小作制として取扱はれて居るけれども、小作制としては極めて幼稚なものとして取扱はれるのを例とし、其の説明は寧ろ労働制として之を爲すのが却つてよりよく其の制度としての特質を明かにするに適すとせられる。そしてその事情は分益小作制の起原を明かにすることに依つて愈々確めらるゝ次第であつて、地主が農業労働者を雇傭する代りに、之に一定の耕地を當がつて耕作せしむることより創まり、多くは農民解放の行はれた際に、さきの土地附屬の農奴たりし者が其儘に小作人となるのを通常の例とするのである。要するにそが一

の労働制と見られる所に注意が拂はれねばならぬのであつて、ともかくそが一種の労働制と見られ得るものである限り、之に關する契約に依つて定まる諸條件は、労働條件たるに外ならず、たゞその契約の法律上の形式が異なるに過ぎないのである。

我國の現行小作制は、もはや純然たる分益小作制とはいへない。それよりはやゝ進歩したものであるけれど、然し其の本來の性質に於ては兩者間に未だ根本的の相違の認め難い程度のものであるから、その小作契約も亦實質に於ては小作人たる者の労働に關する諸條件を規定することを以て、其の主要の意義とする次第である。

すべて斯くの如く見るならば、今労働者が其の労働條件の維持改善の爲めに之を目的として團體を組成する場合に、その團體を名づけて労働組合といふものである限りは、分益小作制の行はれる國々の小作人や、我國のやうな小作制の行はれる所に於ける小作人が、その小作條件の維持改善の爲めに之を目的として團體を組織した場合には、その所謂小作人組合なるものは、どうしても之を労働組合の一種と見、廣き意味に於ける労働組合の範疇内に屬するものと見なければならぬ。之を労働組合範疇に屬せざるものと見るべき正當な理由は存しないのである。

そして労働組合は所屬組合員労働者の労働條件の維持改善を圖ることを目的と爲すものたる點に於て、そ

の條件を定むるに就いての相手方たる雇主に對して、之に對立する性質のものであることは當然で、此の意味に於てかゝる目的を有する労働組合を横斷組合と稱し、たゞ組合員の教育や、相互救済や其他種々の意味に於ける勞資協調の目的の爲めに企業家資本主と労働者とが一團になつて組織する組合とは區別せられ、後者は前者に對して縱斷組合と稱せらるゝ次第である。然るに今小作人組合は、その對立の相手方としては雇主なるものを持たぬが故に、一見右の意味に於ける對立組合たる性質を有しないやうだけれど、労働條件なるものが雇傭條件に限られざる限り、小作人組合も明かに對立組合であり、横斷組合である。その對立はいふ迄もなく地主に對する對立であつて、普通の雇傭労働者の組合が資本主企業家たる雇主に對する對立組合たるが如く、小作人組合は資本主たる地主に對する對立組合である。即ち資本主企業家たる地主の階級と労働者たる小作人の階級とが明白に又字義通りに階級として區分せられ、其の階級の對立關係に於て、一方の階級に屬する小作人が團結して他方の階級たる地主に對抗せんとするもので、この位明瞭な對立はないと言ふてもよい程明白な階級的對立による所謂横斷組合である。

されば何れの點から見ても、我國の小作人組合は、これを労働組合と見る外はないものであつて、労働組合法が造られて一般的に労働組合に適用され、その組織や行動を規律すべき目的と任務とを有する立法である限り、労働組合法は當然に小作人組合にも適用されるものと見て差支ない。されば社會局立案の労働組合

法案の如きも、たゞあのまゝで廣い規定を掲げて居るからには、法案條文中に特別の規定を設け小作人組合を除外せざる限り、當然小作人組合にも適用のある法規たんとするものと見て差支ないのである。

以上論ずる所に依つて、我國の如き小作制度の下に於ける小作人組合は、之を労働組合の一種と見る外はないのだが、併し以上の所論は我國の小作人を労働者と見て其の前提に従つて組立てられたものである。そこで更に探究しなければならぬ問題は、我國の小作人を労働者と見ることの當不當である。

一般的に之を觀て、我國の小作人は企業家たる素質を備へたるものなりや、將又労働者たるに過ぎざるやに就いては、茲にはなるべく簡單に述ぶるに止めたいと思ふが、それでもやはり一通り議論の筋道だけは辿つて行かなければならぬ。

先づ我國普通の小作人は企業家たる資質を具へたりやと尋ねるに、私は然らずと信ずる。

抑も企業家なるものは如何なる經濟上の任務を負ふものであるか。謂ふ迄もなく企業家は生産業務の指導者として其の經營に關する一切の責任を負ひ、其の實行の任に當るものであつて、獨立の地位を占め、土地其他の資本を使用し、労働者を雇傭して生産業務を成立せしむることを以て務とする。これだけの意味をただ文字の表面からのみ解釋すれば、我國普通の小作人の如きも亦、企業家たる地位に在るものと見て差支なく、たとへ其の大多數は事業の規模が小さくて企業としてはまことに貧弱なものであらうとも、小作人たる

者の經濟上の任務が企業的任務であると見らるべきことの妨とはならない。

けれども現今の企業組織なるものは今少し立入つて之を解釋しなければならぬものであつて、企業家の任務も亦今少しく詳かに之を見定むる必要がある。そして之を爲すに於ては容易に吾々は我國普通の小作人が企業家としての資格を完備して居ないことを見出し得る。

現時の企業組織なるものは、特殊の生産方法と相伴へるものであつて、それが現代資本主義經濟の特色を爲すは實に茲に存する。その特殊の生産方法といふは、生産に伴ふ損失の危険をば生産に従事する總べての人が負擔しないで、企業家といふ一部類の人々のみが職業的に専ら其の負擔の任に當る遺方である。謂ふ迄もなく生産事業には一つには技術上の理由から、一つには又經營上の理由から、事業が失敗に終り損失を招く危険の伴ふものである。そして此の損失の危険は、生産事業に携はるあらゆる部類の人々即ち地主と資本主と労働者と企業家とが、然るべく之を分擔する遺方で行くことが出来る筈であつて、さうするのが本來からいへば當然かも知れない。然るに現時の企業經濟なるものに在つては、此の損失の危険は獨り専ら企業家が之に當ることになつて居り、資本主や労働者はその純粹な資本主たり労働者たる資格に於ては、その損失負擔の任に當らないことになつて居る。即ち事業に資本を貸付けた資本主は事業の成否に拘らず契約通りの利子支拂を受け、又事業に雇はれた労働者はやはり事業の成敗には無關係に契約通りの賃銀支拂を受くるこ

とになつて居る。そして獨り企業家のみが事業失敗の場合にはその全責任を負ひ、損失の全部を負擔すべきものとなつて居るのである。

斯く企業家が職業的に事業失敗の責任を負ふを敢て辭せざる所以のものは、事業には又成功の望があつて損失の危険がある代りには利得の機會もあり、損失ばかり表はれるものではないのだから、企業家は損失の危険に任ずる代りに利得のあつた場合には専ら之を自己の所得とすることゝして、之を樂みに企業としての任務に當るものであることは論ずるまでもなきことである。そして企業家は利得に對する確信を以て業に臨み、利得を目的として之を經營することになる所からして斯くの如き事業方法を營利主義的方法と名づくる次第で、此の營利主義的生産方法は實に現時の企業組織と切つても切れぬ連絡を有するものである。

ともかく斯くの如くに營利と損失との兩機會を天秤棒にかけて企業家が一切其の責任に當る分業的方法になつて居る點が、現時の企業生産の大特色であつて、企業家の任務と職業とは實に此點に於て特質を備へて居る。

されば農業生産に在つても、若し小作人が此の企業家たる任務を完全に盡して、他人より借りた土地に對しては生産の結果の如何に拘らず必ず豫め定つてゐる地代を支拂ひ、又他人を雇入れた際には必ず契約通りの賃銀を支拂ひ、自己はその業務經營に關する全責任を帯びて、損得ともに一切之を一身に引受くるもので

あるならば、かゝる小作人は企業家たるに相違なく、かゝる遺方を本則とする小作制は企業制としての實質を備へて居るといはねばならぬ。そして其の實例は現に之を英國などに於ける進歩せる小作制に見出すことが出来る。

然るに翻つて我國の小作制を見れば、小作人はまだ斯かる企業家としての全責任を帯びて居ない。即ち我國に在つては小作料は定額として契約されてあるけれど、年々の作柄に依り少しく不作な場合には小作人は地主に對して小作料の減免を求め、その減免の額や歩合については常に諸所に小作爭議を見る有様であり、とにかく一般的にその減免が行はれる習慣となつて居る。此點から見ても我國にあつては、小作農業に於ける生産結果に伴ふ損失の負擔は獨り小作人が之に任ずることゝはなつて居なくて、地主が之を負擔するからざれば地主と小作人とが之を分擔することになつて居る。固より我國の小作制は小作料が定額となつて居る點に於て、彼の歩合小作料制たる分益小作制に比すれば、やゝ進歩せる、少くとも面目を異にせるものであるが、従つて歩合小作料制に於けるほど明白に生産結果の損得ともに地主と小作人とで分割し分擔することにはなつて居らぬが、それでも小作人が完全に企業家としての損失負擔の責任を帯びて居ないことは掩ふべからざる所である。

従つて我國の小作人はまだ完全な企業家たる資格を備へたりといふことが出来ない。小作制は純粹な企業

制と見ることが出来ない。勿論小作人は多少企業家らしい性質を有つて居るけれど、たゞそれだけのことである。そしてたゞそれだけのことで之を企業家とはいひ得られない。其の理由は後に論ずる。

それに尙ほ企業家たらんが爲めには、其の所得は經濟學上に所謂利潤の範疇に屬するものでなくてはならぬ。そして其の利潤は生産結果の良否に依つて變動し、その實質は所謂經營なる部類に屬する勞務に對する勞賃 (Wage of management) と、収益と生産費との計算上より生ずる純粹な餘剰とより成立すべき筈のものである。勿論前者ばかりの場合もあれば後者の加はる場合もあり、又全然若くは一部分損失に歸してしまふ場合もあり、之れ全く事業成績の如何によつて定まる。

然るに我國の普通の小作人の大多數に就いて見れば、その所得は生産物實物に於ても又其の貨幣換算額に於ても、年々多少づつ増減があつて、其の點に於ては利潤所得に似た所もあるけれど、然し大體に於ては年々凡そ定まつた額である。然かも其の額たるや僅かに一家の生活を支ふるに足るや足らずのものであるに過ぎない。そして又其の額は之を小作農業の爲めに一家の人々の爲せる勞働に對する普通賃銀額として割當てて計算して見れば、漸くに普通賃銀額に相當するか、或はやゝもすれば其の相當額以下であるに過ぎない。従つて普通大多數の小作人の所得は普通の勞賃所得たる額以上には上ほり得ないで、普通企業家の之を占むる經營勞賃には及ばない。ましてそこに生産費との相對計算に於て純餘剰たる利得の含まれる餘地などは、

毛頭存在しないのが通例である。

つまり我國大多數の小作人は、他人に雇はれて労働する代りに他人の土地を借りて其の上に獨立な労働を爲すものたるに過ぎない。従つて其の仕事の上の任務も殆んど獨立労働者たる任務たるを以て盡きて居る。又その所得も小作労働に對する普通勞賃所得を獲て満足する有様にある。されば我國大多數の小作人はどう見ても企業家といふには不適當で、労働者たる實質を其の業務上の任務に於ても又その所得に於ても具備して居るものと見る外はない。勿論我國の小作人はその収入が生産實物に於て先づ行はれるから、その生産物の價格の高低により、又實物收穫量の多少により、所得額に多少の變動のあることは、認められねばならぬ事實である。そして此事は前に一言したやうに、彼等は多少企業家らしい資質を與へるやうに見へるけれど、然し雇傭労働者といへども、其の勞賃の全部若くは一部分を實物財貨に於て貰ふ場合もあり、特に農業に在つては作男作女に對する勞賃報酬が實物に於てせられる例は少なくない。従つて其の貨幣収入は貰つた勞賃實物の市場相場の變動に依つて多少の高低があるのを免れぬ次第だから、此の事情あるが爲めに小作人を企業家といはねばならぬ理由はない。又勞賃の定め方も之を一定金額としないで、生産物の分け取りといふ方法で他人を雇傭することも屢次行はれる實例であり、農業方面には決して其の例は少くない次第だから、小作人所得の一定しないことは、彼等を實質上労働者と見るを不可ならしむる理由とはなり得ない。

佛伊などに於ける分益小作人が企業家たらずして労働者と認めらるゝを適當とし、國際労働會議に於ても労働者として取扱はれることにせられた如く、我國の小作人も亦之を労働者と見るを適當とする。たゞ彼等は労働者であり乍ら多少企業家らしい所を有つて居ることだけは否認すべからざる所であるが、その事は毫も之を労働者と見ることの妨となるものではない。普通の雇傭労働者中にも企業家らしい資格の多少賦與されたのは幾らもある。以下少しく其の點について詮索してみやう。

現今たゞに一部の人々の間の問題たるに止らないで、かなり廣く實際に行はれんとし又行はれつゝある所の、彼の利潤分配制 (Profit-sharing) なるものは、普通の雇傭労働者に對して利潤の一部分を分配する制度である。つまり現今普通の企業制の下に在つては、企業家が獨りで之を取つてしまふ所の利潤の一部分をば労働者に分配し、之に依つて労働者の所得を増さしむると同時に、又労働者に企業に對する興味を感ぜしめ、企業の成績に對して直接に利害を感ずるやうにして、其の結果労働者の勤勉を増し、その労働能率を増進せしめんとすることを以て目的として居る。現今の企業制はその本來のまゝであつては、企業の成績に對する直接的な利害はたゞ獨り企業家が之を有するのみであつて、労働者は全く直接の利害關係を有せず、事業成績の如何に拘らず、たゞ契約通りの賃銀さへ貰へばそれでよいことになつて居て、前述の如く其所に企業制の生産方法としての特色がある。然るに利潤分配制は此點について緩和を試み、労働者も利潤の分配に與

かるものとして、之に多少ともに企業家らしい資格を賦與し、之を賦與することに依つて一面には企業の現制に伴ふ利益獨占の弊を緩和し、一面には又益々企業成績を良好ならしめんと期する次第である。

然かも利潤分配制に在つては、利潤の分配はたゞ之を企業家の一方意思に依る恩惠的な贈與たらしめないで、企業家と労働者との間の明白な契約として、利潤の生じたる場合には之を分配するといふことゝ、其の分配の率や其他實際上分配の行はれるに就いての方法とに關して豫め協定を遂げ、公明な制度として之を行ふことになつて居る。そして其の制度を創むるに就いては大抵は企業家側の發意に依つて計畫が立てられるが、それが愈々實行されることになつてしまへば、労働者は契約に依つて生ずる権利として利潤の分配を請求することが出来、企業そのものに對する労働者の地位と關係とは、之に依つて普通労働者たる關係とはやや異なるものとなつてしまふのである。

斯かる利潤分配制の行はれる状態の下に於ては、労働者は雇傭労働者であり乍ら然かも同時に多少企業家としての資格に伴ふ關係に入ることになつて、其所に又一種の特徴が生じて来る。そこで問題となることは今かゝる特色を帯びた労働者は最早之を労働者といふことが出来ないか、彼等は之を企業家と呼ばねばならないか、従つて彼等は最早労働者として其の労働條件の維持改善の爲に労働組合を組織し、その組合員となることは出来なくなるか、彼等の間に出来上る組合團結は、企業家の團結たるに過ぎざるかといふことであ

る。この問題は併し乍ら實は一向問題とはなり得ないのであつて、多少利潤の分配に與からうとも、従つて多少企業家らしい色彩がつけられることにならうとも、そんな事は労働者たる資格の上には何の影響する所もなく、利潤分配に與かる労働者も亦全く之に與らざる労働者と同様に、やはり労働者たるに外ならない。労働者たる範疇以外の何者にも屬しない。従つて彼等の間に組織される組合團體も、それが労働條件の維持改善の目的の爲に造られるものである限り労働組合たること勿論である。加之その所謂労働條件なるものの中には利潤分配に關する事項も包含せられるのが例であつて、利潤分配に關する契約は労働組合と雇主若しくはその團體との間の集合取引に依り團體契約として締結せられるのが、最もよく利潤分配制をば有効にして公明ならしむる所以と考へられて居る。即ち労働組合は公然と斯かる利潤分配制を認め、自己の手に依つて之に關する集合契約を取結ぶまでになつて居るのである。要するに利潤分配の行はれることは、之を受くる労働者の労働者たる資格を寸毫も傷くるものではなく、寧ろ現今一般の氣運としては、利潤は企業家が之を獨占すべきものではなく、労働者にも之を分配すべきものだととして、労働者側からも進んで之を要求するといふ風に傾いて來て居るのである。

さればかゝる意味に於て今労働者たる者に多少企業利潤の所得と見らるべきものが附着して居やうとも、従つて又その資格に多少企業家らしい色彩が施されやうとも、それは毫も労働者たる資格の妨とならないの

だから、之を我國の普通大多數の小作人について見て、彼等の所得に場合により多少企業利潤たるものに伴ふ性質の含まれた所があらうとも、又彼等の爲す所が多少企業家らしい資格に應ずる所があらうとも、前に述べた主たる理由より之を見て彼等を労働者と見ることの妨とはなり得ない。従つて今此等の小作人が多少利潤的性質を帯びた所得をも包括して一般的にその労働所得の増加の爲めに、或は又其他種々の労働条件としての小作条件の維持改善の爲に、之を目的として組合團體を組成する場合に、之を労働組合と見ることは右に述べた事情に關聯しては、何等不可なる理由を見出さないのである。

右の利潤分配制に比して更に一層労働者に企業家らしい資格を賦與するものは、労働者企業参加制（*Co-partnership*）である。尤も之は通常利潤分配制と併せ行はれ、分配される利潤がたゞ勞賃に對する附加として労働者に支給さるゝことなく、労働者その企業に對する投資として、或は基金に繰込まれ或は當該企業會社の株券の購入の爲めに用ゐられることになつて居る。然しともかくも労働者は此の制度のあることにより分配された利潤でもつて漸次に當該企業の投資者と化し、株主たる資格を兼ね有することになるやうにせられるのである。

されば此の制度の下に在つては、労働者は明かに企業家たり資本主たる資格を兼ね有することになるのであつて、彼等は直接に企業の榮枯盛衰に對して利害を感じ、その所得は勞賃たる部分以外に投資々本に對する利子及び利潤配當たる部分を含むことになる。そしてかゝる労働者等は企業に對するその参加をたゞ名ばかりのものたらしめないやうに、又たゞ利益の配當を受けるだけのものたらしめないやうに、即ち眞實に企業の実行經營に對して参加するものたるの實を擧げ得るものたらんが爲めに、企業参加委員會を組織することも屢々之を見る例である。

ともかく斯くの如くすることに依つて労働者は企業家としての資格と實權とを多少ともに具備することになるわけで、然かもその資格と實權とは、企業参加制が制度として益々公明なものとせられ、益々確實のものとせられると共に、益々現實となり具體化して行くのである。

この企業参加制の下に在る労働者に就いても亦その組織する組合は、労働条件の維持改善の目的の爲のものであるならば、之を労働組合といふに何等差支なく、又その企業参加に關する事項そのものも労働に關する一條件（然かも甚だ重要な一條件）として取扱はれ、労働組合は之が實施と其の有効性の發揮とに關して大いに力癩を入れる次第である。即ち企業参加といふことの爲めに労働者が労働者たるに何等の妨を爲すことなく、その事あるが故に彼等を労働者と見るべからず企業家と見ざるべからずとは謂ひ得られない。

されば此の制度との比較に於て之を攷ふるも、我國の小作制に於て小作人たるものに多少企業家らしい資質の認むべき所ありとも、之を其の主たる資質の上より考へて労働者と看做すのは毫も差支ないことがわか

る。そして彼等を企業家と見るのは却つて甚だ實状に適合しないことがわかる次第である。若し現今の工業や鑛業その他交通業などの方面に於て、その労働者に今少し廣く企業經營に参加するを得る道を開くことが出来、更に進んでは我が小作制度に於けるが如く、労働者が自分で事業の經營を行ひ、獨立の地位を保ち、企業家なるものゝ支配を受くることなくして、其の労働を爲すを得る道が開けて来るやうなことになるならば、それは今日の労働問題解決の爲めには、どんなに歓迎すべきことだか知れない。現に労働者の自治組合に依る生産事業の獨立經營組織を造り出すことを以て、労働問題解決の道と致へ、かゝる新組織に向つて生産界の改造を行はねばならぬと主張する一派の人々の存することより見るも、かやうな自主労働制は労働者に取つては甚だ望ましい制度であることを否み難い。その意味に於ては我國の小作制の如きは、之を労働制として見れば大變面白い組織といふに足る次第で、企業組織としてはまことに幼稚なものだが、労働制としては普通の單純な雇傭制よりも却つて進んだ所がある。そしてたとへ世にかゝる自主的労働の爲される組織が廣く行はるゝに至つたからとて、そがやはり労働組織たることには何の變りもない。労働組織が化して企業組織となるわけのものではない。蓋し企業組織といはれるものには、前に之を詳かにしたやうな定まつた意味があるからである。

以上私は我國の小作人の間に組織されて居る小作人組合なるものを、労働組合と見ることの當否について

致へ、之を致ふるに當つての二つの重要點に關して色々の方面から之を討究してみたのである。即ち一つにはそが果して労働條件の維持改善をはかることを以て目的と爲す組合であるか否かの點につき、その所謂労働條件なるものゝ意義を究め、我國の小作制に於ける小作條件の維持改善を爲すことを目的とするのは即ち所謂労働條件の維持改善を爲すことを目的とするものたるに外ならざることを論定するに努めた。次には、我國の普通大多數小作人は之を労働者と見るのを適當とすること、従つて彼等の間に作られる小作條件の維持改善の爲めに存する小作人組合は、労働者の造つた労働組合たるに外ならざることを論究した。そして此等兩方面よりせる探究の結果は、どうしても小作人組合は之を労働組合の一種と見る外なきものであることが明かにせられたのだから、労働組合に關する一般的規定は小作人組合にも當然に適用さるべきもので、社会局立案の労働組合法案の如きも、特に小作人組合を除外する意味の規定のない限り、あの法案のままであるならば、そやはり小作人組合にも適用さるべき法律案たるに外ならざることが、論證せられたわけである。

然るに彼の法案に關する當局の説明なるものと見ると、あの法案を小作人組合には適用のない法律たらしめんとするものゝ様である。そして小作人に關してもあの労働組合法案のやうな小作人組合を規律すべき法案が必要だから、場合によつて別にそんなものを立案してみたいなどといふ意向も當時傳へられてゐた。そ